

令和8年第1回
日の出町議会定例会
町長報告

令和8年2月27日
日の出町

目 次

- 町長報告第 1 号 日の出町合併 70 周年・町制施行 50 周年記念事業の報告について
- 町長報告第 2 号 日の出町行政改革推進計画(令和 8 年度～令和 11 年度)の策定について
- 町長報告第 3 号 入札結果報告 (令和 7 年 1 2 月～令和 8 年 2 月)
- 町長報告第 4 号 日の出町と協同乳業株式会社との包括的連携・協力に関する協定の締結について
- 町長報告第 5 号 令和 7 年 (行コ) 第 [REDACTED] 号損害賠償請求控訴事件の報告について
- 町長報告第 6 号 令和 8・9 年度後期高齢者医療保険料率について
- 町長報告第 7 号 第二期日の出町地域福祉計画の策定について
- 町長報告第 8 号 空き家対策諸施策に関する制度の見直しについて

町長報告第1号

件名 日の出町合併70周年・町制施行50周年記念事業の報告
について

担当課 企画財政課

令和8年2月27日報告

本報告は、日の出町合併70周年・町制施行50周年記念事業についてご報告申し上げます。

昭和30年6月1日、大久野村、平井村が合併し、新村「日の出村」が誕生、その後、昭和48年に人口が1万人を突破したことを契機に、昭和49年6月1日、町制を施行し、日の出町が誕生しました。

令和6年6月1日に町制施行50周年、さらに令和7年6月1日には合併70周年を迎えたことから、この節目を町全体で祝うため、数々の記念事業を別紙のとおり年間を通して開催しました。

今後は、記念事業を通じて、深まった絆を大切にしながら、未来に向けて新たな時代の幕開けとして「ひとにやさしい協働のまちづくり」を推進してまいります。

日の出町合併 70 周年・町制施行 50 周年記念事業実施状況（令和 8 年 2 月 16 日時点）



(1) 町主催・共催事業

No.	事業名	開催日・開催場所等	事業概要	実績	担当課
1	ひので桜まつり	開催日：令和 7 年 4 月 5 日 開催場所：日の出町民グラウンド 主催者：日の出町観光協会	日の出町に春を告げる桜まつりを開催 周年記念のノベルティを配布	来場者：9 千人 記念品として合併 70 周年のロゴをあしらったレジャーシートを来場者に配布（800 個）	産業観光課
2	ご当地ナンバープレート交付	交付開始：令和 7 年 5 月 20 日 （1,000 枚限定）	町のイメージキャラクター「ひのでちゃん」と町の花「ふじ」をあしらった原動機付自転車のご当地ナンバープレートを制作	白ナンバー（50cc 以下）51 枚 黄ナンバー（90cc 以下）20 枚 桃ナンバー（125cc 以下）59 枚 計 130 枚	税務課
3	フォトコンテスト	応募期間：令和 7 年 6 月 1 日～8 月 31 日 受賞作品の発表：令和 7 年 10 月 25 日（日の出町産業まつり会場）	デジタルフォトを活用したコンテストを開催 テーマ「わたしの日の出町」 Instagram を通じて応募	応募総数 100 点以上 最優秀賞×1 本、優秀賞 ×1 本、特別賞 ×2 本 賞品：フォトフレーム、日の出町特産品、つるつる温泉招待券等	企画財政課
4	学校給食記念献立	提供日： 令和 7 年 6 月 3 日（小学校）・4 日（中学校）	日の出町の学校給食センターで保管している最も古い献立（昭和 54 年）を再現して提供	メニュー：八宝菜・かぼちゃフライ・食パン・マーガリン・河内晩柑・牛乳	学校給食センター
5	ひので夏まつり	開催日：令和 7 年 7 月 26 日 開催場所：日の出町民グラウンド 主催者：夏まつり実行委員会	町民ふれあいの場づくりとして、ひので夏まつりを開催 周年記念花火の打ち上げ及び記念品の配布	来場者：8 千人 花火大会ではオープニングにスターマインを打ち上げ、来場者に周年記念のうちわを配布（2,000 本）	産業観光課

No.	事業名	開催日・開催場所等	事業概要	実績	担当課
6	記念講座(図書館事業)	開催日 : 令和7年8月24日 開催場所: 役場庁舎	夏休み期間に子供を対象とした記念講座を開催	参加者: 24名 講演テーマ: 「めざせ恐竜博士! 日の出町から始める最新恐竜学」 講師: 国立科学博物館 名誉研究員 真鍋 真 先生	文化スポーツ課
7	まちづくり 探求コンクール	募集期間: 夏休み期間 審査結果発表: 令和7年9月19日 作品展示期間: イオンモール日の出 9月20日~9月28日(全作品) 日の出町役場 9月29日~10月3日(入賞作品) 主催者 : 日の出町・イオンモール日の出共催	中学生を対象に「持続可能な未来のまちづくり」をテーマにコンクールを開催 「行って、見て、聞いて、調べてみて」気付いた日の出町の魅力から、未来の日の出町の姿を思い描き、「持続可能なまちづくり」や、「期待感のあるまちづくり」等のアイデアを募集	申込数: 105点 入賞作品: 5作品 リサーチ部門(ワンダフル賞、グッドリサーチ賞) アイデア賞(ウェルビーイング賞、グッドアイデア賞、ひのでちゃん賞)	指導室
8	保育フォト展 in 日の出	開催日: 令和7年8月13日~15日 開催場所: イオンモール日の出 主催者: 日の出町民間保育園園長会・日の出町共催	笑顔あふれる子育てをテーマに撮影した保育中の写真を集めた写真展を開催	町内にある民間保育所の子ども達がいきいきと過ごす様子などを集めた「保育フォト展」及び町の子育て支援の情報を集めたブースを設置	福祉課
9	メモリアルフォトスポット設置	設置日: 令和7年8月22日 設置場所: 役場庁舎エントランスホール	婚姻の届出などで来庁された方を祝福するメモリアルフォトスポットを設置	多摩産材を使用したひのでちゃんパネル、4種類のプレート(結婚・出産、周年記念等)を設置	町民課
10	シニアはつらつ撮影会	開催日: 令和7年9月29日 開催場所: 役場庁舎 主催者: 日の出町・日の出町社会福祉協議会共催	敬老のお祝いとして記念撮影会を開催	参加者: 60名	いきいき健康課

No.	事業名	開催日・開催場所等	事業概要	実績	担当課
11	シニアはつらつシネマの集い	開催日：令和7年10月21日 開催場所：イオンモール日の出イオンシネマ 主催者：日の出町・日の出町社会福祉協議会共催	敬老のお祝いとして映画鑑賞会を開催	参加者：233名 上映作品：「いのちの停車場」	いきいき健康課
12	日の出町合併70周年・町制施行50周年記念式典	開催日：令和7年10月13日 開催場所：イオンモール日の出イオンシネマ	合併70周年・町制施行50周年記念式典を挙行	出席者：215名 町長式辞・町議会議長挨拶・来賓祝辞・合併70周年のあゆみ（映像上映）	企画財政課
13	親子イベント	開催日：令和7年10月13日 開催場所：イオンモール日の出イオンホール	人気ユニット「ケロポンズ」ファミリーコンサート	参加者：約200名 あそび歌や体操、歌とストーリーが一体となったミュージックパネル等	企画財政課
14	ひので町民大学	開催日：令和7年10月13日 開催場所：イオンモール日の出イオンシネマ	お笑い芸人「安藤なつさん」トークイベントを開催	参加者：210名 テーマ：日の出町での思い出やこれまでの経験など ※トークイベント開始前に「ひのでふるさと大使任命式」を実施	文化スポーツ課
15	日の出町産業まつり	開催日：令和7年10月25日、26日 開催場所：イオンモール日の出 主催者：産業まつり実行委員会	町内産業の祭典である産業まつりを開催 周年記念のノベルティを配布	参加者：17,000人 記念品として合併70周年のロゴをあしらったバランス積木を抽選配布（町内在住・小学生以下の子供を対象）	産業観光課

No.	事業名	開催日・開催場所等	事業概要	実績	担当課
16	郷土芸能まつり	開催日：令和7年10月26日 開催場所：イオンモール日の出 主催者：日の出町郷土芸能保存会	ユネスコ無形文化遺産「下平井の鳳凰の舞」や町無形民俗文化財の演舞など、日の出町の各地域に古くから伝わる多彩な郷土芸能を披露	【参加団体】 鳳凰の舞保存会・玉の内獅子舞保存会・報徳芸能振興会・幸神囃子保存会・新井囃子連・長井水口囃子保存会・落合囃子連・三和囃子・志茂町囃子保存会・加美町祭囃子振興会・桜木囃子保存会・八幡囃子保存会・埼玉県秩父市宮地太鼓連 ※神輿会（当日天候不良により不参加）	文化スポーツ課
17	タイムカプセル開封	発送日：令和7年11月12日	平成27年度に実施した合併60周年記念事業「タイムカプセルはがき～10年後のあなたへ～」に寄せられたハガキを発送	発送枚数：920枚	企画財政課
18	ポッチャひのでちゃんカップ	開催日：令和7年12月14日 開催場所：やまびこホール	誰もが楽しむことができるスポーツ（ポッチャ）の大会を開催	参加人数42名（12チーム） 予選リーグ総当たり戦から決勝トーナメントを実施 ※参加記念品として、合併70周年記念版クリアファイルを配布	文化スポーツ課
19	デザインマンホール事業	デザインマンホール設置場所： 庁舎や商業施設前の歩道等 マンホールカード配布場所：まちづくり課、日の出町観光協会、つるつる温泉等 カードの配布開始：令和8年1月17日～	記念事業を冠したデザインマンホール及びマンホールカードを制作	カード印刷枚数：2万枚 配布枚数：5,181枚（1月末時点） マンホール設置数：7個 ※配布開始初日はイオンモール日の出及びつるつる温泉で配布（3,246枚）	まちづくり課

No.	事業名	開催日・開催場所等	事業概要	実績	担当課
20	志茂町児童館 子どもフェス	開催日：令和8年1月10日 開催場所：やまびこホール	「子どもフェス ナイツ塙宣之の漫才を知ろう」を開催	参加者：122名 講演後、子どもたちとの漫才の掛け合い、サイン色紙をかけたじゃんけん大会、個別撮影を実施	福祉課

(2) 連携事業等 民間企業等からの周年記念キャッチフレーズ・ロゴマーク使用申請件数7件

町長報告第2号

件 名 日の出町行政改革推進計画（令和8年度～令和11年度）
の策定について

担 当 課 企画財政課

令和8年2月27日報告

本報告は、日の出町行政改革推進計画（令和8年度～令和11年度）の策定についてご報告申し上げます。

日の出町行政改革推進計画（令和8年度～令和11年度）の策定につきましては、令和6年2月に決定した「第六次日の出町長期総合計画策定方針」において、①長期総合計画と計画期間を一致させる②推進計画の取組項目は重点的に見直す事項に限定するとしております。

このことに伴い、第六次の長期総合計画では、基本計画の施策（基本目標6）に「行政改革大綱」を位置づけ、不断の行政改革に取り組むこととし、行政改革の具体的な取り組み内容を定めた「推進計画」を第六次長期総合計画の前期基本計画（令和8年度～令和11年度）と計画期間を合わせるとともに、取組内容を重点化する等の見直しを行い、新たに策定いたしました。

今後は、長期総合計画と行政改革を一体的に運用することで、町が目指す将来像の実現性を確保し、持続可能な行政サービスの構築に全庁横断的に取り組んでまいります。

日の出町行政改革推進計画

2026 → 2033

令和8年2月
日の出町

目 次

策定の趣旨	1
行政改革大綱	2
行政改革推進計画	2
1 計画期間	2
2 重点的に取り組む施策	3
3 進行管理	4
定員管理計画	5
1 定員管理の基本的な考え方	5
2 職員数の目標	5
資料編	6
1 中期財政収支見通し	6
2 これまでの取り組みと成果	8

策定の趣旨

日の出町では、現状の課題や住民ニーズ、今後の人口動態等を踏まえ、新たなまちづくりの指針である第六次日の出町長期総合計画を策定しました。

令和8年度から、長期総合計画において目指すまちの将来像「暮らしたくなるまち」の実現に向けて、新たな組織体制を整備し、全庁的に取り組みます。

本推進計画では、長期総合計画の実現性を確保し、実効性が高く持続可能な行政サービスを構築することを目指し、公共施設の再編や受益者負担の適正化など、健全財政を堅持するための行政改革を積極的に進めていきます。

また、毎年度見直しを行う事業計画や予算編成において、限られた資源を最大限に活用し、効果的な施策を実施することで、持続可能な行財政運営に努めます。

長期総合計画に掲げた施策を着実に実施するためには、事務事業全般にわたる不断の見直しと改善が不可欠であることから、第六次の長期総合計画の策定にあたり、行政改革の取組と長期総合計画との整合性を重視し、これまで個別に策定していた行政改革大綱を長期総合計画（基本計画）の政策として位置づけることとしました。本推進計画についても、計画期間を一致させ、一体的に運用していきます。

令和8年度以降の行政改革大綱・推進計画の推進期間

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	第五次						第六次							
長期総合計画	前期基本計画			後期基本計画			前期基本計画				後期基本計画			
	財政計画・定員管理計画			財政計画・定員管理計画			行政改革大綱				行政改革大綱			
行政改革大綱							行政改革大綱							
行政改革推進計画							推進計画 行政改革（その5）		推進計画 見直し 財政収支見通し・定員管理計画			推進計画 財政収支見通し・定員管理計画		

① 令和5年度から令和9年度を推進期間としていた行政改革推進計画は、これまでの進捗状況等を踏まえ内容を精査し、長期総合計画と計画期間を一致させます。

②長期総合計画と一体的にお示ししていた財政計画及び定員管理計画は、行政改革の推進計画に移します。

行政改革大綱

行政改革に関する基本的な考え方や取組方針を示す行政改革大綱は、長期総合計画（基本計画）の政策（基本目標）として位置づけます。これにより、長期総合計画と一体的な運用を図ることで、不断の行政改革に取り組み、持続可能な行政基盤を構築し、長期総合計画の実現性を確保していきます。

令和8年度年度以降の行政改革大綱

第六次日の出町長期総合計画（前期基本計画） 基本目標6

「持続可能な行財政運営」

取組施策

- 1 開かれた行政と協働のまちづくりの推進【施策27】
- 2 広域行政・広域連携の推進【施策28】
- 3 自立した自治体経営の推進【施策29】
- 4 デジタル化の推進【施策30】
- 5 脱炭素の推進【施策31】

行政改革推進計画

行政改革の取り組みは、長期総合計画（前期基本計画）の「基本目標6 持続可能な行財政運営」の5つの施策を主軸としながら、その他の基本目標の各施策をはじめとしたすべての事務事業において、行政改革大綱で示している視点を持ち、新たな手法も取り入れながら全庁横断的に見直しを進め、業務の効率化・最適化を図ります。

1 計画期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

2 重点的に取り組む施策

持続可能な行財政運営の実現に向けて、今後4年間にわたり行政改革を推進していくにあたって、特に重点的に取り組むべき項目を以下のとおり定めます。

※重点的に取り組む施策には、長期総合計画（前期基本計画）の「基本目標6 持続可能な行財政運営」以外の施策のうち、行政改革を推進する際に重要な取組を含めています。

長期総合計画（前期基本計画）の施策	推進項目	具体的な取組
【施策27】開かれた行政と協働のまちづくりの推進	広聴広報の充実	1. 各世代に応じた情報媒体の充実、戦略的な情報発信 2. 広聴の機会の充実等によるまちづくりに参画する機会の確保
	協働のまちづくりの推進	3. 多様な主体と連携した地域の課題解決、魅力向上
【施策28】広域行政・広域連携の推進	広域連携の推進	4. 新学校給食センターの建設・運営の準備（あきる野市との共同設置） 5. 国際交流と国内交流の促進
【施策29】自立した自治体経営の推進	健全な財政運営	6. 計画的な財政運営（行政評価、基金残高の確保、特別会計の安定的な財政運営等） 7. 財政指標に基づく財政の健全性の確保及び正確でわかりやすい財政状況の公表 8. 自主財源の確保（基幹税の確保、受益者負担の適正化、ふるさと納税の推進、ネーミングライツの活用等） 9. これまでの手法にとらわれない事務事業の見直し
	変化に強い組織づくり	10. 実行力のある組織体制の整備（各行政分野における応援体制の確立） 11. 仕事と生活の両立支援の推進（超過勤務手当の抑制） 12. 職員数の適正な管理（公益法人等への職員派遣の見直し） 13. 多様な経験や知識、専門性、技能を持った人材の育成・確保（有資格者の職員採用の拡大）
	ストックの適正化	14. 公共施設の再編と管理運営方法の見直し 15. 普通財産の売却促進
【施策20】下水道の効率的な管理	経営の安定化	16. 収支構造の適正化に向けた使用料の検証
【施策18】公共交通の充実	公共交通の再編	17. 新たな公共交通のあり方検討 18. 新技術やシステムの導入検討
【施策30】デジタル化の推進	DX推進方針に基づくデジタル化の推進	19. オンライン化による住民サービスの向上 20. 各種業務のデジタル化の推進
【施策31】脱炭素の推進	脱炭素の加速化	21. 住宅の低炭素化促進 22. 町の事務事業で排出する温室効果ガス削減（LED照明、次世代自動車の購入促進等）

3 進行管理

これまでの推進計画において取り組んできた推進項目については、進捗状況や成果を検証し、引き続き取り組む項目に関しては、長期総合計画（前期基本計画）の各施策で掲げている主な取組ごとに作成する「事業計画書」に、「行政改革推進項目」を設定し、各所管課で進捗管理、成果の測定を行います。

毎年度の進捗状況や成果については、庁内の政策会議で検証を行い、外部委員で構成する「日の出町総合計画等審議会」へ意見を求めます。これにより、見直しや改善を行うPDCAサイクルを確立し、取組の実行性を高めていきます。

また、行政改革の進捗状況、検証結果を広く周知するため、毎年度町のホームページで公表します。

定員管理計画

1 定員管理の基本的な考え方

町の定員管理については、これまで行政改革プランをはじめとした各計画に基づき、定員の適正化に努めてきました。

令和8年度からは、「人材育成・確保基本方針」、「特定事業主行動計画」に基づき、多様な経験や知識・技能、専門性を持った人材の育成・確保に取り組むとともに、仕事と家庭の両立ができる職場環境を整備し、職員の活躍推進を図っていきます。

また、組織体制の最適化、DX推進等による業務の効率化を図り、町の人口規模・行政需要に見合った適正な職員数を確保することで、行政サービスの質の維持・向上に取り組めます。

2 職員数の目標

年次別目標職員数 各年度4月1日現在(任期のない一般職及び再任用職員) 単位：人

	R7	R8	R9	R10	R11	R12
総職員数	160	168	170	172	172	172
一般事務	152	158	160	162	162	162
うち暫定再任用（フルタイム）	4	4	6	6	8	4
うち暫定再任用（短時間）	0	0	0	0	0	0
技術系（保健師、建築士など）	8	10	10	10	10	10

1 中期財政収支見通し

町の人口増減や社会保障関係経費の伸びなど、現時点で想定する一定の条件を前提に試算した結果、何ら対策を講じなければ、令和11年度には累積の収支不足額が1,322百万円となる見通しです。

歳入・歳出の推移

		実績値←→推計値		(単位：百万円)			
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
歳入	町税	2,702	2,936	2,894	2,838	2,835	2,857
	譲与税・交付金	791	792	836	829	844	859
	地方交付税	1,654	1,727	1,612	1,619	1,674	1,710
	国庫支出金	1,165	1,258	1,314	1,501	1,965	2,056
	都支出金	2,398	2,331	2,402	2,458	2,738	2,857
	地方債	199	254	493	1,260	1,028	1,085
	繰入金（財政調整基金を除く）	93	391	153	761	286	209
	その他	1,409	1,432	1,179	1,053	1,068	1,095
	歳入計	10,411	11,121	10,883	12,319	12,438	12,728
歳出	人件費	1,678	1,869	1,912	1,950	1,981	2,004
	扶助費	2,136	2,337	2,218	2,221	2,230	2,241
	公債費	589	589	549	482	470	434
	投資的経費	1,021	1,143	1,256	2,777	2,816	3,006
	補助費等	1,885	2,006	2,169	2,192	2,211	2,244
	繰出金	752	838	860	775	761	748
	物件費	1,560	1,889	1,917	1,977	2,082	2,167
	積立金（財政調整基金を除く）	390	326	57	7	6	6
	その他	135	160	229	233	236	230
	歳出計	10,146	11,157	11,167	12,614	12,793	13,080
収支不足額		△ 36	△ 284	△ 295	△ 355	△ 352	
収支不足累計額		△ 36	△ 320	△ 615	△ 970	△ 1,322	

※令和7年度は令和8年1月時点の推計

(参考) 中期財政収支見通しの算定要件

歳入	町税	人口増減、実質GDP成長率を見込み試算しています。
	譲与税・交付金	令和8年度当初見込額をベースに経済状況を踏まえ、上昇率を見込み試算しています。
	地方交付税	普通交付税：令和8年度当初見込額から将来の町税や公債費の増減に伴う影響を反映し、試算しています。
	国庫支出金	歳出に連動し、試算しています。
	都支出金	歳出に連動し、試算しています。
	地方債	見込まれる投資的経費のうちから個別に積算し、試算しています。
	繰入金	単年度ごとの収支不足額を明確にするため、財政調整基金からの繰入金は除外し、試算しています。
	その他	令和8年度当初見込額と同額で推移すると仮定し、試算しています。

歳出	人件費	定員管理計画に合わせて試算しています。
	扶助費	社会福祉、老人福祉、児童福祉ごとに対象者の増減見込を反映し、試算しています。
	公債費	各年度の発行見込額を含め、試算しています。
	投資的経費	継続しているもののほか、今後実施する予定の事業について積算し、試算しています。
	補助費等	令和8年度当初見込額をベースに、見込まれる個別事案を考慮し、試算しています。
	繰出金	各特別会計における見通しを積算し、試算しています。
	物件費	令和8年度当初見込額をベースに、見込まれる個別事案を考慮し、試算しています。
	積立金	特定目的基金について、将来の用途を見込み試算しています。
	その他	令和8年度当初見込額をベースに、見込まれる個別事案を考慮し、試算しています。

2 これまでの取り組みと成果

行政改革は、地方自治法に定める「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げようとしなければならない」、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない」という自治体運営の基本原則を具現化する取組です。

日の出町では、財政の健全性の維持・向上を図るため、昭和 61 年度から行政改革に取り組み、平成 8 年度からは「日の出町行政改革大綱」に基づき、具体的な実施計画として、行政改革（その 1）から（その 5）までの 5 次にわたる行政改革プランを定め、事務事業の整理合理化、民間委託の推進、職員定数の削減などによる経費の縮減、事務事業の効率化を図ってきました。

計画名	実施期間	主な取組
行政改革 (その 1) から (その 3)	平成 8 年度から 平成 16 年度	<p>事務事業の見直し、職員定数削減、給与削減、職員研修の充実等による住民サービスの向上、組織のスリム化、職員の資質の向上</p> <p>組織、給与、定員管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則退職職員不補充 H9～ ・職員定数の削減 ・特別職報酬の削減 町長 5%、助役・収入役・教育長 4% H12～H13 町長 10%、助役・収入役・教育長 8% H14～ ・職員給与等の 4%削減 H12～H13 ・超過勤務手当の縮減、代日休暇の導入 ・職員の出張に伴う日当の廃止 ・旅費、職員手当等の見直し ・職員研修の充実 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通財産の売却、貸付 ・町税等の収納率の向上 ・使用料、手数料の見直し ・負担金、補助金等の適正化 ・サンセット方式（一定の期間を設定して効果を測定し、内容の見直しまたは廃止する方式）の導入 ・議員、消防団員定数の削減 ・国民健康保険税率等の改定 ・庁内 LAN の整備 ・財務会計システムの導入等による事務事業の見直し、住民サービスの向上

計画名	実施期間	主な取組
行政改革 (その4)	平成17年度から 平成21年度	<p>社会経済情勢の変化や地方分権に対応した「合理的かつ効率的で透明な行政運営と健全な財政運営」の推進を図るため、事務事業全般にわたり見直し</p> <p>少子化対策として、平成17年度に発表した次世代育成プログラムに基づく支援策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成クーポンの支給、次世代育成住宅として町営住宅の一部の提供を開始 H18～ ・幼児、児童の医療費の自己負担分の助成 H19～ <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員給与等の削減や受益者負担の適正化等による自主財源の確保 ・職員定数の適正化、業務委託の見直し ・指定管理者制度の積極的活用 ・補助金・助成金の見直し削減の継続
行政改革 (その5)	令和5年度から 令和7年度	<p>効率的で安定した行財政運営の確立と実効性が高く持続可能な行政サービスの提供を目的に以下の6つの柱を軸に80の推進項目を設定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 合理的・効率的な行政運営の推進（住民の利便性向上、広域行政、共同運営の推進） 2 持続可能な財政運営の構築（財政健全化、歳入維持確保、歳出削減） 3 事務事業の見直しと充実（子育て支援策、高齢者支援策の見直し） 4 組織・人事管理の改革（効率的、効果的な組織運営、職員の資質向上） 5 DXの推進（窓口手続きの電子化） 6 協働のまちづくり（移住・定住の促進、官民連携の促進）

日の出町行政改革推進計画

令和8年度～令和11年度

令和8年2月発行

発行：日の出町 企画財政課 企画係

〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町平井 2780

電話：042-588-4117

FAX：042-597-4369

町長報告第3号

件名 入札結果報告（令和7年12月～令和8年2月）

担当課 企画財政課

令和8年2月27日報告

番号	入札日	件名	落札金額 (税込)	落札業者	指名業者	入札回数
1	令和7年12月3日	谷戸沢体育施設防球ネット張替工事	2,090,000	株式会社グラケン	7	1
2	令和7年12月3日	下水道デザインマンホール蓋設置工事	2,310,000	旭建設株式会社	6	1
3	令和7年12月16日	三吉野緑地危険木伐採作業委託	3,652,000	株式会社島田	7	1
4	令和7年12月25日	三吉野工業団地緑地低木剪定及び草刈管理委託	1,307,900	株式会社島田	5	1
5	令和8年1月13日	災害備蓄品購入	2,617,800	社会福祉法人東京コロニー 東京コロニー	5	1
6	令和8年1月13日	小型動力ポンプ購入（第3分団第2部）	2,145,000	株式会社セイフテイー	5	1
7	令和8年2月16日	スポーツパーク樹木剪定委託	924,000	株式会社島田	5	1
合 計			15,046,700		40者	7回

町長報告第4号

件名 日の出町と協同乳業株式会社との包括的連携・協力に関する協定の締結について

担当課 企画財政課

令和8年2月27日報告

日の出町と協同乳業株式会社との包括的連携・協力に関する協定の締結につきましては、相互に連携及び協力して、双方の資源を有効活用しながら協働による活動を推進することにより、住民サービスの向上及び健康的な生活を実現することを目的として、令和7年12月23日、日の出町役場において調印式を執り行いました。

主な内容としましては、食育に関する事項、地域振興に関する事項、健康維持・増進に関する事項、災害対策等、地域の安全・安心に関する事項において、相互連携・協働による取り組みを図っていきます。

具体的には、小中学校・高校・大学への工場見学やインターンシップ受け入れ、健康増進に関する授業、健康投資ヨーグルトの提供、町のイベントへの参加、ふるさと納税返礼品の提供、クーリングシエルター受け入れなど、多方面で連携を進めるとともに、協定を契機として、これまでの取り組みをさらに深化させ、子どもから高齢者まで全世代の健康支援、地域活性化、安全安心の確保に向けて、持続的な協働を進めてまいります。

日の出町と協同乳業株式会社との包括的連携・協力に関する協定書

日の出町（以下「甲」という。）と協同乳業株式会社（以下「乙」という。）は、相互に協力し日の出町における住民サービスの向上及び健康的な生活の実現を目指すため、以下のとおり包括的連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互に連携及び協力して、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、日の出町における一層の住民サービスの向上及び健康的な生活を実現することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力をする。

- （1）食育に関する事項
- （2）地域振興に関する事項
- （3）健康維持・増進に関する事項
- （4）災害対策等地域の安全・安心に関する事項
- （5）その他、両者が協議し必要と認める事項

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携及び協力の検討及び実施により得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も存続するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までにいずれからも本協定に関し特段の意思表示がないときは、更に1年間更新し、以後も同様とする。

（変更及び解除）

第5条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年12月23日

甲：東京都西多摩郡日の出町平井2780番地
日の出町長

東 亨

乙：東京都中央区日本橋小網町17番2号
協同乳業株式会社
代表取締役社長

深松聖也

町長報告第5号

件名 令和7年(行コ)第■■■■号損害賠償請求控訴事件の報告について

担当課 総務課

令和8年2月27日報告

本件につきましては、令和7年第3回議会定例会において町長報告第6号にてご報告申し上げた「令和6年(行ウ)第■■号損害賠償請求事件」(第一審)の控訴審である「令和7年(行コ)第■■号損害賠償請求控訴事件」の判決についてご報告申し上げます。

本損害賠償請求事件は、住民監査請求者である日の出町民の原告が、日の出町長を被告として提起した、第一審損害賠償請求訴訟の判決を不服として控訴が提起されたものです。

控訴審においては、第1回口頭弁論期日を経て、令和8年1月21日に東京高等裁判所より判決が言い渡されました。

判決の主文は以下のとおりです。

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

裁判所の判断は、「原審(第一審)である棄却判決は相当であり、本件控訴は理由がない」として、町の正当性を認める第一審判決を支持し、控訴を棄却するというものでした。

なお、判決に対する上告期間中に控訴人による上告がなされなかったため、本判決は主文のとおり確定いたしました。

町長報告第6号

件 名 令和8・9年度後期高齢者医療保険料率について
担 当 課 町民課

令和8年2月27日報告

本報告は、令和8・9年度 後期高齢者医療 保険料率についてご報告申し上げます。

後期高齢者医療制度の保険料率は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、2年に1度見直すこととされています。

8・9年度の保険料率は、東京都後期高齢者医療広域連合により決定され、6・7年度同様に市区町村負担による特別対策及び所得割額の独自軽減策を引き続き実施し、さらに剰余金(197億円)、特別会計調整基金(53億円)、財政安定化基金(173億円)を活用することで、保険料増加抑制のための施策を実施することとなりました。

8年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、従来の基礎賦課分とは別に、子ども・子育て支援分を徴収することとなり、8・9年度の保険料率は、均等割額(年額)は医療分5万3,300円(対前期比+6,000円)、子ども・子育て支援分1,300円、所得割率は、9.88%(対前期比+0.21ポイント)、子ども・子育て支援分0.26%となりました。

一人当たり平均保険料額(年額)は12万7,400円(対前期比+1万6,044円・+14.4%)となりました。

また、保険料の賦課限度額は現行の80万から医療分85万円、子ども・子育て支援分2.1万円へと引き上げとなりました。

【次頁へ続く】

【前頁からの続き】

なお、添付させていただいた資料は、「最終案」となっておりますが、8年1月29日に令和8年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されており、「最終案」のとおり、原案可決されておりますことを申し添えます。

令和8・9年度の保険料率の改定について(最終案)

資料1-2
令和8年1月

○ ≪保険料率算定の設定条件≫

- (1)被保険者数 令和8年度「179.0万人」、令和9年度「178.8万人」
- (2)医療給付費 令和8年度「1兆6,987億円」、令和9年度「1兆7,529億円」
- (3)後期高齢者負担率 「13.27%」
- (4)所得係数 「1.55」
- (5)均等割額:所得割額 医療分「37.33:62.67」、子ども分「38.57:61.43」
- (6)普通調整交付金 令和6・7年度から継続して52/48を乗じ、「△46億円」
- (7)被保険者の所得の伸び率 1年間あたり「0.32%」
- (8)市区町村の保険料予定収納率「99.00%」
- (9)出産育児支援金の財政影響 2年間「45億円」(1人あたり1,268円/年)
- (10)賦課限度額 医療分「85万円」、子ども分「2.1万円」

≪子ども・子育て支援金の影響について≫

(11)令和8年度の子ども・子育て支援金として算出した額を令和9年度同額として設定し、2年間で「128億円」を見込んだ。なお、令和8年度の国(厚労省)の通知等で詳細が示され次第、改めて算定を行い、令和9年度の子ども・子育て支援金の保険料率改定(条例改正)につなげていく。

○ 制度改正事項

- ・後期高齢者負担率の引き上げ
- ・子ども・子育て支援金制度の導入
- ・診療報酬改定
- ・出産育児支援金の激変緩和措置終了
- ・高額レセプト基準額引き上げ
- ・均等割額の軽減判定所得の変更
- ・均等割額(医療分)の7.2割軽減導入
- ・高額療養費制度の見直しに伴う医療費の減
- ・2割負担配慮措置終了に伴う医療費の減
- ・所得係数の引き下げ
- ・保険料(医療分)の賦課限度額の引き上げ
- ・給与所得控除の最低保障額の引き上げ

○ 保険料率最終案

特別対策あり・基金を活用した最終案

		R6・7年度	R8・9年度	増減	増減率
均等割額	医療分	47,300円	53,300円	6,000円	12.7%
	子ども・子育て支援分		1,300円	1,300円	
所得割率	医療分	9.67%	9.88%	0.21pt	2.2%
	子ども・子育て支援分		0.26%	0.26pt	
一人当たり平均保険料額		111,356円	127,400円	16,044円	14.4%

○ ≪保険料の増加抑制のための施策≫

≪特別対策の実施について≫

令和7年1月に取りまとめた「東京都後期高齢者医療広域連合保険料率算定・特別対策検討会議報告書」を踏まえ、62市区町村に対して実施した意向調査において、今後、特別対策を見直していく方向性は確認されたものの、令和8・9年度は、子ども・子育て支援金の導入など、保険料の増加要因が多いため、特別対策を継続することとした。投入額は「232億円」を見込んだ。

≪基金等の活用について≫

令和8・9年度は広域連合の管理する特別会計調整基金(前期からの決算剰余金を含む)、都の管理する財政安定化基金について、国の示す財政リスク(給付費増リスクと収納不足リスク)など保有しておくべき残高を確保した上で、最大限の「423億円」を活用している。

(内訳)令和8・9年度 特別会計調整基金「53億円」、財政安定化基金「173億円」、決算剰余金「197億円」

※財政安定化基金の交付額は、東京都と広域連合の間で協議中のもの

【保険料額比較(公的年金収入のみの単身者で試算)】 単位:円

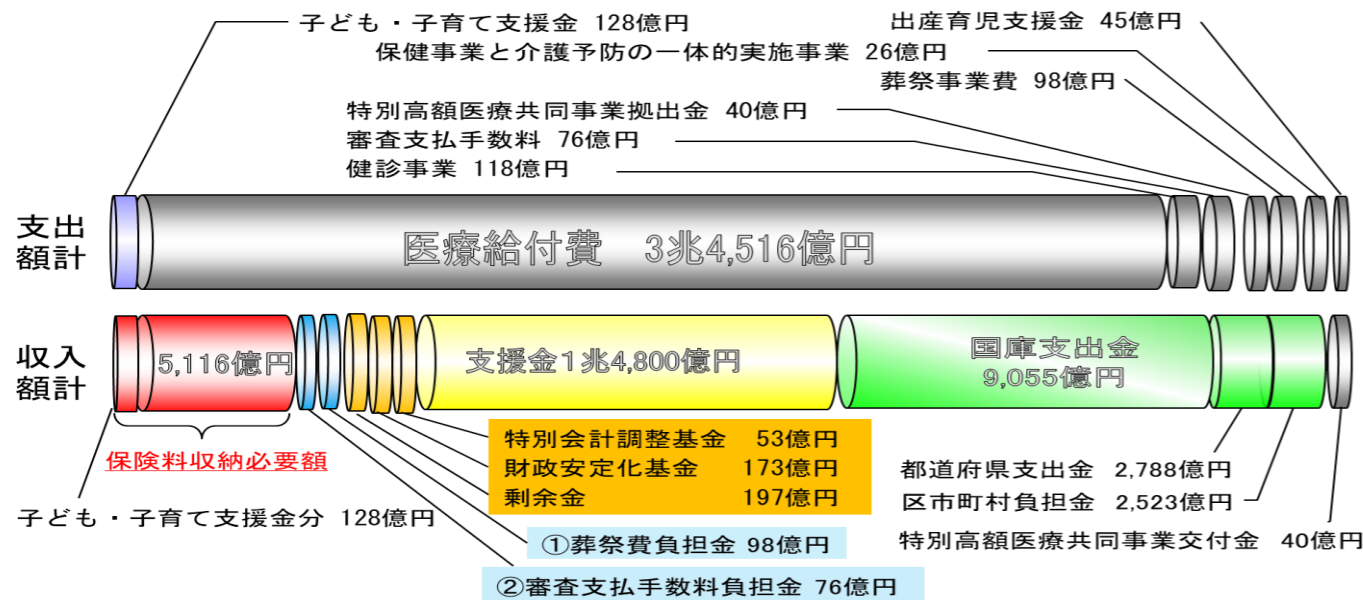
年金収入額	軽減割合		保険料額(年額)				旧但し書き所得階層別の被保険者割合(概算)		被保険者数 R7.6.25時点(概算)
	均等割額	所得割額	R7年度	R8・9年度	R7年度との増減	増減率			
153万円	7.2割軽減※	—	14,100	15,200	1,100	7.8%	0円	52.71%	950,551
168万円	7.2割軽減※	50%軽減	21,400	22,800	1,400	6.5%	1円~150,000円	3.09%	55,776
173万円	5割軽減	25%軽減	38,100	42,400	4,300	11.3%	150,001円~200,000円	0.92%	16,652
198万円	5割軽減	軽減なし	67,100	72,900	5,800	8.6%	200,001円~450,000円	4.68%	84,324
224万円	2割軽減	軽減なし	106,400	115,500	9,100	8.6%	450,001円~720,000円	4.92%	88,785
240万円	軽減なし	軽減なし	131,400	142,700	11,300	8.6%	720,001円~870,000円	3.20%	57,641
300万円	軽減なし	軽減なし	189,400	203,600	14,200	7.5%	870,001円~1,470,000円	11.12%	200,603
400万円	軽減なし	軽減なし	269,200	287,200	18,000	6.7%	1,470,001円~2,295,000円	7.48%	134,805
500万円	軽減なし	軽減なし	350,400	372,400	22,000	6.3%	2,295,001円~3,135,000円	3.61%	65,066
600万円	軽減なし	軽減なし	432,600	458,600	26,000	6.0%	3,135,001円~3,985,000円	2.19%	39,501
700万円	軽減なし	軽減なし	514,800	544,700	29,900	5.8%	3,985,001円~4,835,000円	1.25%	22,514
800万円	軽減なし	軽減なし	599,900	634,000	34,100	5.7%	4,835,001円~5,715,000円	0.84%	15,224
900万円	軽減なし	軽減なし	691,800	730,400	38,600	5.6%	5,715,001円~6,665,000円	0.62%	11,113
1,000万円	軽減なし	軽減なし	783,600	826,600	43,000	5.5%	6,665,001円~7,615,000円	0.45%	8,058
1,017万円	軽減なし	軽減なし	800,000	843,400	43,400	5.4%	7,615,001円~7,785,000円	0.06%	1,019
1,045万円	軽減なし	軽減なし	800,000	871,000	71,000	8.9%	7,785,001円~	2.86%	51,608

※賦課限度額は医療分850,000円、子ども分21,000円

※網掛け部分は賦課限度額到達 医療分 子ども・子育て支援分

※均等割額の軽減割合が7.2割は医療分のみ(子ども・子育て支援金の軽減割合は7割)

○ 収支内訳(特別対策を継続し、基金を活用した算定結果)



賦課総額
5,244億円

④未収金補填分 53億円
⑤所得割独自軽減 5億円

…④⑤は保険料収納必要額に含む

5項目の特別対策

- ①葬祭事業 約98億円
- ②審査支払手数料 約76億円
- ③財政安定化基金拠出金 0円
- ④保険料未収金補填 約53億円
- ⑤所得割独自軽減 約5億円

区市町村負担金 合計約232億円(2か年分)

保険料軽減内訳表

均等割	
7割軽減	1,383人
5割軽減	337人
2割軽減	565人
被扶養者	9人
計	2,294人
軽減なし	1,696人
合計	3,990人

所得割	
5割軽減	107人
2.5割軽減	35人
計	142人
賦課なし	2,170人
軽減なし	1,678人
合計	3,990人

町長報告第7号

件 名 第二期日の出町地域福祉計画の策定について

担 当 課 福祉課

令和8年2月27日報告

本報告は、第二期日の出町地域福祉計画の策定についてご報告申し上げます。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された、法定計画でございます。現行の計画が令和7年度で終了することから、令和8年度から令和11年度までを計画期間とする、「第二期日の出町地域福祉計画」を策定したものでございます。

策定にあたりましては、令和6年度より着手し、地域福祉に関するアンケート調査を実施し、地域福祉計画策定委員会による計画に必要な事項の議論、検討を重ね、全員協議会での説明、パブリックコメントによる意見聴取など、町民や関係機関皆様のご意見をいただき策定したものでございます。

地域福祉計画は、各福祉分野の上位計画と位置づけられるものであり、福祉分野の「共通基盤」として、各分野を超えた「地域での支え合い」や「包括的な体制構築」などを定めております。

今回、本計画の基本理念は、「みんなで支えあい、だれもが安心して暮らせる 日の出町」といたしました。町民一人ひとりが主役となり、お互いに支え合いながら自分らしく暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向け、取り組んでまいります。

今後につきましては、本事業計画に沿って、事業を進めてまいります。

第二期日の出町地域福祉計画

【令和8(2026)年度～令和11(2029)年度】

令和8年2月

日の出町

はじめに

本町では令和3年3月に「みんなでつくろう 住みよい 日の出町！」を基本理念とする「日の出町地域福祉計画」を策定し、地域の保健・福祉の推進を図ってまいりました。

近年、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域のつながりの希薄化などにより、生活課題は複雑化・多様化しています。高齢者や障害のある方、子育て世帯、生活に困難を抱える方など、誰もが何らかの不安や課題を抱える可能性がある時代となっています。

これらの社会情勢の変化や地域社会を取り巻く変化を踏まえ、町民の皆さまが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指し、この度、「第二期 地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、行政のみならず、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、関係団体、事業者など、地域に関わる多様な主体がそれぞれの役割を担い、支え合いながら地域福祉を推進していくための指針として策定したものです。

「支える人」「支えられる人」という関係にとどまらず、誰もが地域の一員としてつながり、役割を持ち、共に生きる「地域共生社会」の実現を目指してまいります。

本計画の推進にあたっては、町民の皆さまの理解と参加が不可欠です。関係機関・団体との連携を一層強化し、地域の実情に応じた福祉施策を着実に進めてまいりますので、皆さまのご協力を心よりお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました、日の出町地域福祉計画策定委員の皆さまをはじめ、アンケート調査や、さまざまな機会を通じ、ご協力いただきました町民の皆さまに深く感謝申し上げます。



令和8年2月

日の出町長 東 亨

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	策定の背景と目的.....	1
2	地域共生社会とは.....	2
3	地域共生社会を支える上で不可欠な4つの要素「助」.....	3
4	計画と持続可能な開発目標（SDGs）との関係.....	4
5	計画の性格と位置づけ.....	5
6	計画の期間.....	6
7	計画策定の方法.....	7
	（1）会議体による計画内容の審議.....	7
	（2）アンケート調査による町民ニーズの把握.....	7
	（3）関係団体調査による地域活動課題等の把握.....	7
	（4）意見提出手続（パブリックコメント）の実施.....	7
第2章	地域福祉を取り巻く現状と課題	8
1	統計からみえる本町の現状.....	8
	（1）人口及び世帯の現状.....	8
	（2）少子高齢化の現状.....	9
	（3）障がいのある人の現状.....	12
	（4）生活保護世帯の現状.....	14
2	課題の整理.....	15
	（1）前計画の総括.....	15
	（2）アンケート調査結果から見受けられる課題.....	21
	（3）ヒアリング結果から見受けられる課題.....	39
第3章	計画の基本的な考え	42
1	基本理念.....	42
2	基本目標.....	43
	（1）みんな元気に地域を支え、地域とつながる人づくり.....	43
	（2）お互いに見守り支え合う地域づくり.....	43
	（3）すべての人に適切な支援が行き届く福祉の仕組みづくり.....	43
3	施策の体系.....	44
第4章	施策の展開	45
	基本目標1 みんな元気に地域を支え、地域とつながる人づくり.....	45
	（1）地域福祉の人材の充実.....	45
	（2）心と体の健康づくり.....	47

(3) 生きがいづくり・社会参加の充実.....	49
基本目標2 お互いに見守り支え合う地域づくり.....	51
(1) ユニバーサルデザインのまちづくり.....	51
(2) 安全・安心のまちづくり.....	53
(3) 居場所づくり、地域交流や団体活動への支援の充実.....	55
基本目標3 すべての人に適切な支援が行き届く福祉の仕組みづくり.....	57
(1) 包括的な支援体制の構築.....	57
(2) 生活困窮者自立支援・セーフティネットの充実.....	60
(3) 権利擁護の推進.....	62
第5章 計画の推進.....	64
1 計画の推進.....	64
2 計画の進行管理.....	64
資料編.....	65
1 日の出町地域福祉計画策定委員会.....	67
(1) 日の出町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	67
(2) 委員名簿.....	68
(3) 策定経過.....	69
2 用語集.....	70

第1章

計画の策定にあたって

1 策定の背景と目的

国では、高齢化や単身世帯の増加、地域における支え合い機能の低下、社会的な孤独・孤立の問題など、さまざまな生活課題を抱えた人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしているよう、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会の実現」に向けた体制整備を進めています。この地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が、令和3年4月からスタートしています。

東京都では、これまで、東京都高齢者保健福祉計画、東京都障害者・障害児施策推進計画、東京都子供・子育て支援総合計画等の各分野の法定計画に基づき、サービス基盤の整備や専門人材の確保・育成を進めるなど、福祉施策を推進してきました。令和3年度～令和8年度を計画期間とする「第二期東京都地域福祉支援計画」を策定し、「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進しています。

本町では、令和3年3月に「みんなでつくろう 住みよい 日の出町！」を基本理念とする「日の出町地域福祉計画（計画期間：令和3～7年度）」（以下、「前計画」）を策定し、町民とともに地域福祉の推進に取り組んできました。この度、令和7年度に計画期間が終了することから、今日の社会的潮流及び今後の町の中長期的な情勢等を見据え、改定を行い、新たな「第二期日の出町地域福祉計画（計画期間：令和8～11年度）」（以下、「本計画」という）を策定します。

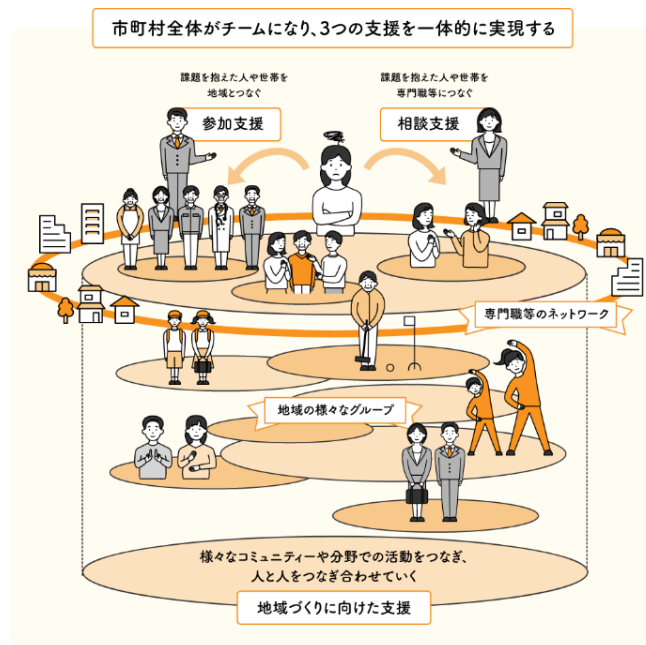
2 地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



出典：厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>)

国では、地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が、令和3年4月からスタートしています。



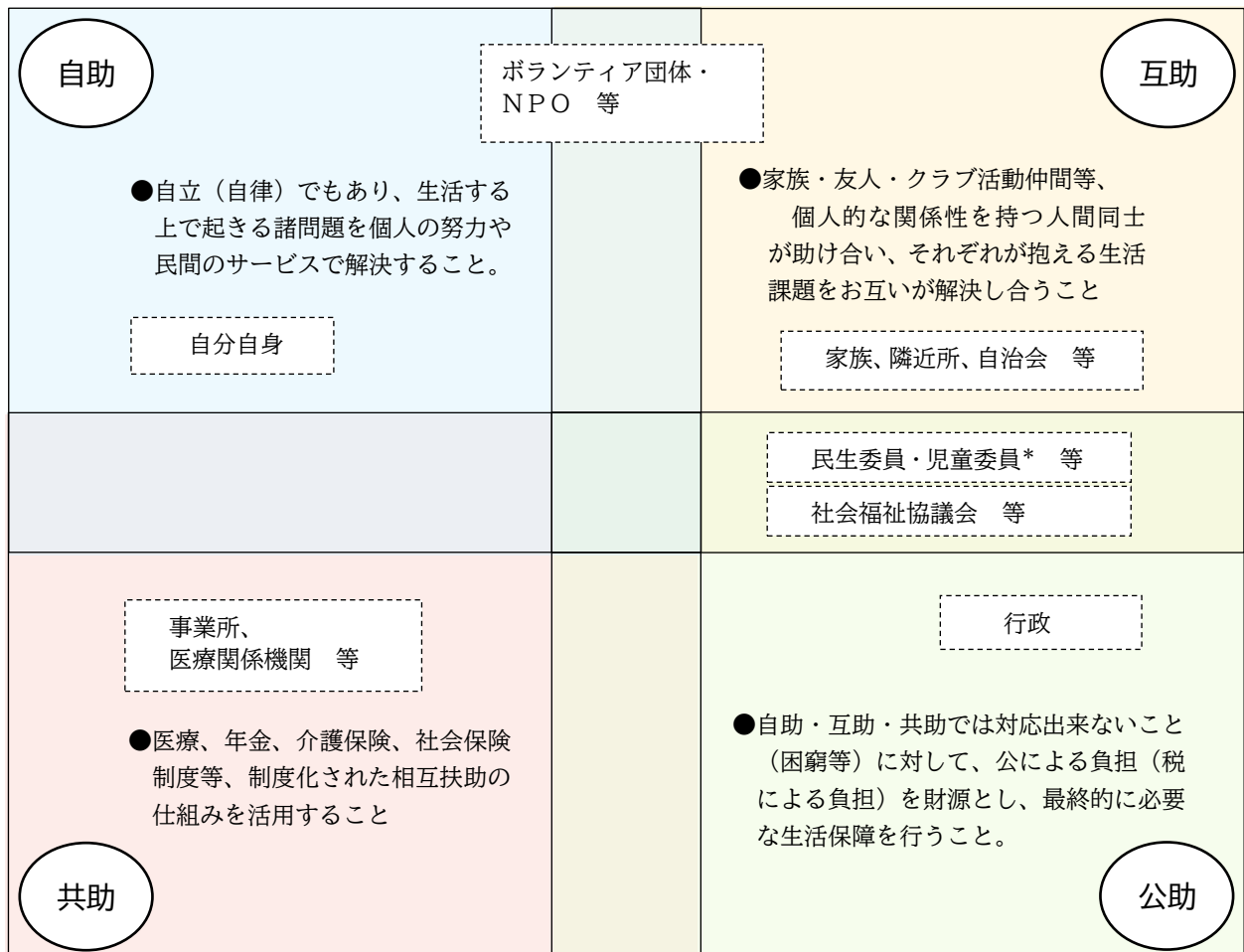
出典：厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>)

3 地域共生社会を支える上で不可欠な4つの要素「助」

本計画は、地域福祉を推進するための「理念」と「仕組み」をつくり、地域の生活課題に対して、「自助」「互助」「共助」「公助」がお互いに重なり合いながら組み合わせあった福祉を実現していくための方向性を示す計画となります。

地域福祉の推進に向けて、個人、地域社会、行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力していくことが必要であり、様々な生活課題を「自助」「互助」「共助」「公助」の連携・協力によって解決していきます。

「自助」「互助」「共助」「公助」の関係図



※「自助」「互助」「共助」「公助」でそれぞれ重なる部分は少し色が濃くなっています

4 計画と持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標であり、17の目標（ゴール）と169のターゲット（具体目標）を掲げています。

日本のSDGsは人間の安全保障の理念に基づき、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指しています。

SDGsと地域福祉では、「すべての人に健康と福祉を」（目標3）や「住み続けられるまちづくり」（目標11）などを通じて深く関係しています。地域福祉の推進は、SDGsが目指す「誰一人取り残さない」社会の実現に不可欠であることから、お互いに補完しあって、地域課題に取り組むことで、より包括的で持続可能な地域社会の構築を目指していきます。

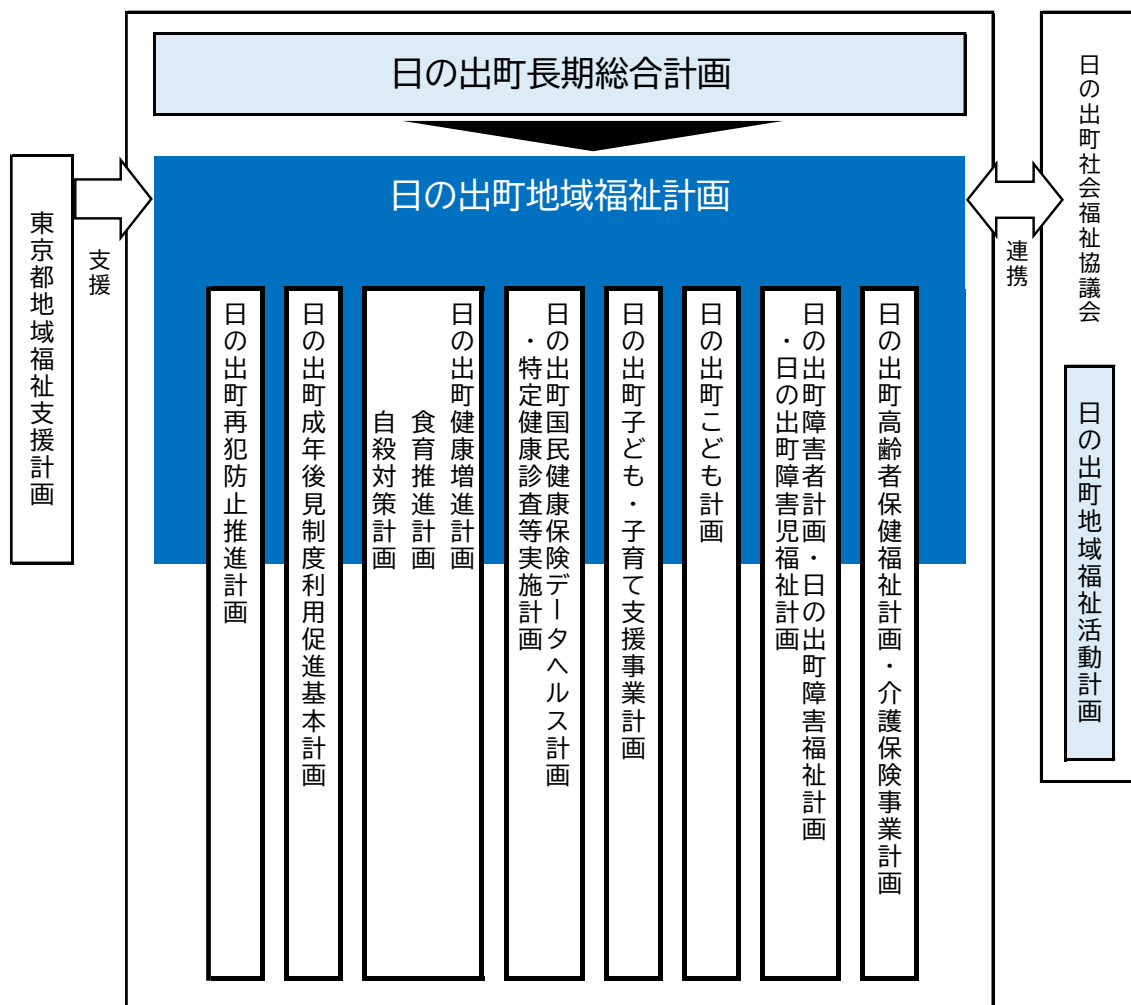


5 計画の性格と位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）に基づく法定計画であり、日の出町長期総合計画を上位計画として、その理念や将来都市像、施策に掲げる目標等を踏まえて策定します。また、国及び東京都がそれぞれに策定する関連の計画や、町が策定した各種計画との整合・連携を図ります。

また地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を定める上位計画として位置づけ、既存の各種保健福祉計画との整合を図ります。なお、本計画は、再犯防止推進法の趣旨及び第 8 条第 1 項の規定を鑑み、再犯防止に関する施策を取りまとめた「日の出町再犯防止推進計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第 23 条第 1 項に基づき施策の総合的・計画的な推進の取組を取りまとめた「日の出町成年後見制度利用促進基本計画」の内容を内包します。

本計画を受け、日の出町社会福祉協議会が、具体的な福祉の活動計画として地域福祉活動計画を作成します。活動計画では、地域住民の地域福祉への参加意識の高揚を図り、住民や地域の諸団体活動への参加や協力、連携等、多様な地域福祉の活動やサービスの推進を図っていくための行動的な施策や事業を行っていきます。



6 計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間としています。
 ただし、期間内であっても、社会情勢の変化、地域の実情などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	
計画名										
日の出町長期総合計画	第5次 (R2~R7)					第6次 前期基本計画 (R8~R11)				
日の出町地域福祉計画 (再犯防止推進計画、成年後見制度利用 促進基本計画を包含)	R3~R7					本計画(第二期) (R8~R11)				
日の出町高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第8期 (R3~R5)			第9期 (R6~R8)			第10期 (R9~R11)			
日の出町障害者計画・障害福祉 計画・障害児福祉計画	第6期・第2期 (R3~R5)			第7期・第3期 (R6~R8)			第8期・第4期 (R9~R11)			
日の出町子ども・子育て支援 事業計画	第2期 (R2~R6)				第3期 (R7~R11)					
日の出町こども計画								第1期 (R10~R16)		
日の出町健康増進計画 (食育推進計画)	第2次 (R3~R7)					第3次 (R8~R19) ※				
日の出町自殺対策計画	(R2~R6)									
日の出町国民健康保険データ ヘルス計画・特定健康診査等実 施計画	第1期・第3期 (H30~R5)			第2期・第4期 (R6~R11)						

※健康増進計画(食育推進計画)と自殺対策計画は一本化の予定

7 計画策定の方法

本計画の策定にあたっては、会議体による計画内容の審議、アンケート調査による町民ニーズの把握、関係団体調査による地域活動課題等の把握、意見提出手続（パブリックコメント）の実施を行いました。

（1）会議体による計画内容の審議

改定作業を円滑に行うため、「日の出町地域福祉計画策定委員会」を設置しました。同委員会は、高齢・障がい・児童の各分野の福祉に関わる関係機関の代表者と、福祉関係団体の代表者が、計画の改定にあたり必要な事項の検討や調整を行いました。

（2）アンケート調査による町民ニーズの把握

第二期日の出町地域福祉計画の策定に向け、住民の生活実態や健康状態、福祉施策に対する考え方等を把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、町内在住の18歳以上の方1,500名を対象に、「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

【調査の概要】

調査地域	日の出町全域
調査対象者	町内在住の18歳以上の施設入所者等を除く方の中から、無作為に1,500名を抽出
調査方法	郵送配布、郵送回収・Web回答によるアンケート調査
調査期間	令和7年1月21日（火）～2月10日（月）
回収状況	有効回収数673件（有効回収率44.9%）

（3）関係団体調査による地域活動課題等の把握

地域福祉にかかる関係団体等に対し、活動状況や課題、地域福祉に対する意見等を聴取するためにヒアリング調査を実施しました。

（4）意見提出手続（パブリックコメント）の実施

計画素案について、広く町民の意見や要望等を収集するため、令和7年12月1日（月）から令和7年12月17日（水）まで意見提出手続（パブリックコメント）を実施しました。

受付方法	閲覧所に備え付けまたは町ホームページからダウンロードした意見用紙に必要事項を記入の上、福祉課地域支援係に直接持参または郵送・FAX・メールにて提出。
周知方法	町広報誌およびホームページ、日の出町お知らせメール・LINE、X
素案閲覧方法	福祉課地域支援係窓口、町ホームページおよび図書館
意見提出者	3名
意見数	17件

第2章

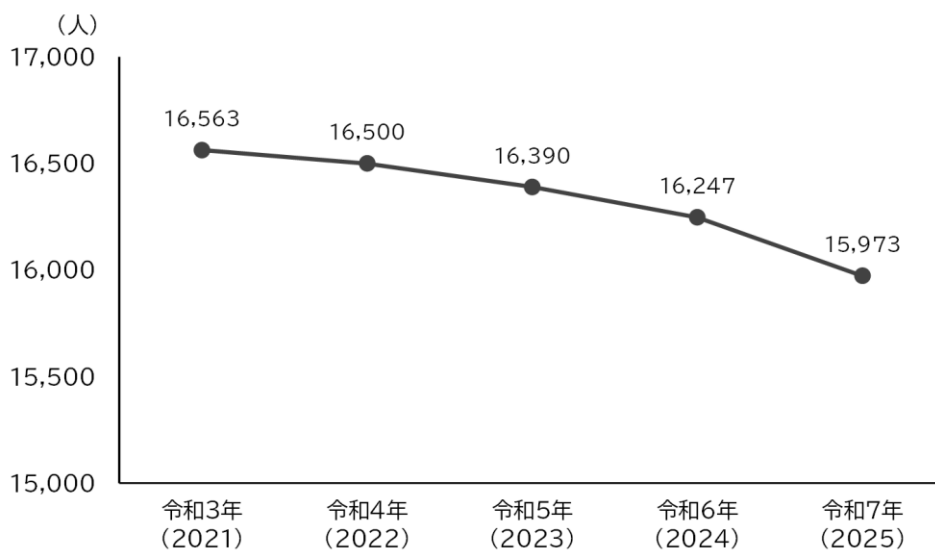
地域福祉を取り巻く現状と課題

1 統計からみえる本町の現状

(1) 人口及び世帯の現状

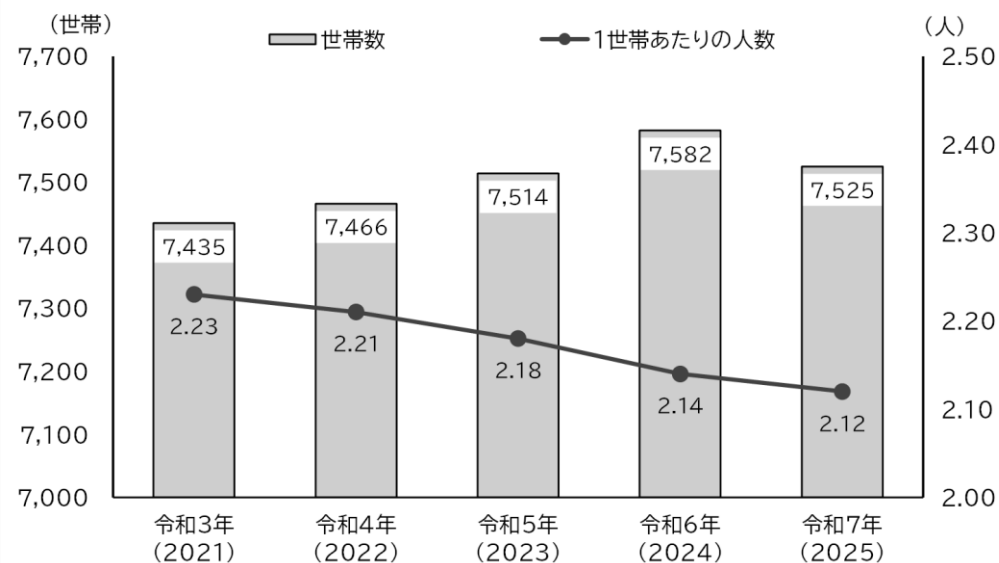
本町の総人口は減少しており、令和3年から令和7年にかけて、590人減少しています。一方、世帯数は増加の傾向にあり、1世帯あたりの人数は減少しています。

■総人口の推移



資料：行政事務報告書（各年3月31日現在）

■世帯数・1世帯あたりの人数

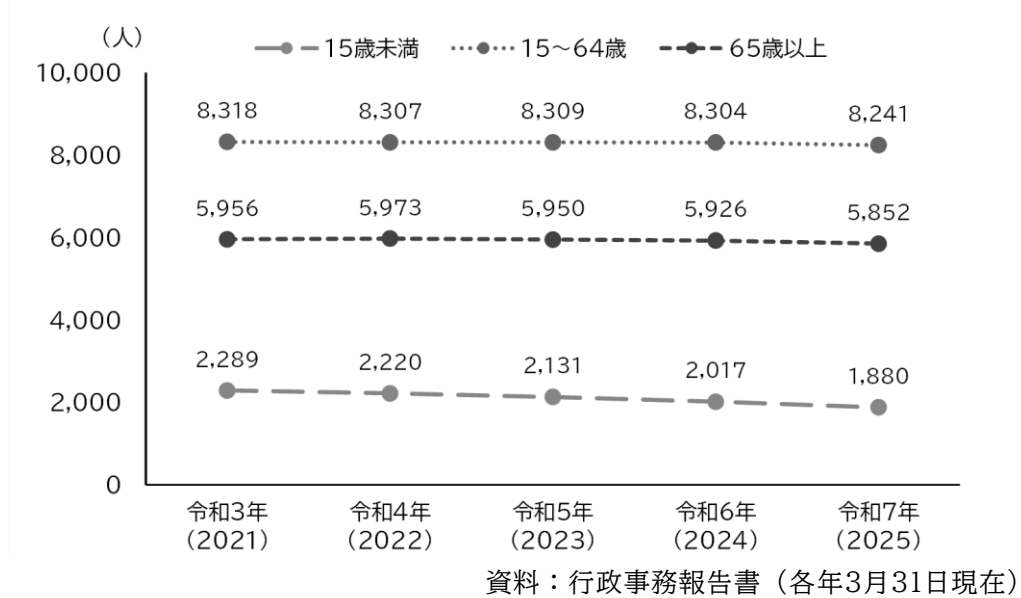


資料：行政事務報告書（各年3月31日現在）

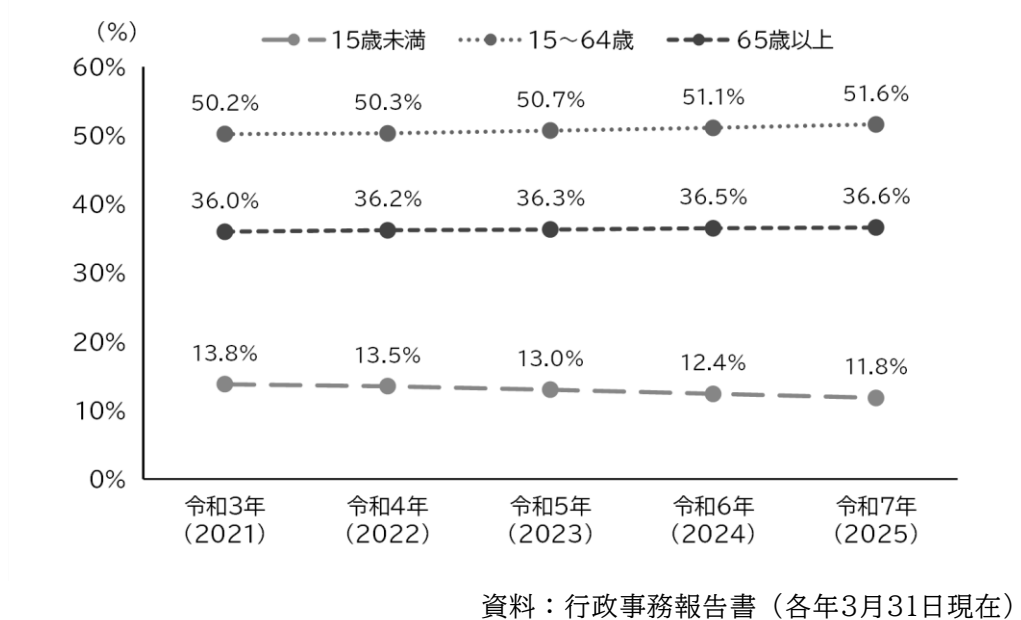
(2) 少子高齢化の現状

本町の15歳未満の年少人口は、直近4年間で409人減少しています。また、65歳以上の高齢者人口は横ばいの傾向となっています。

■年齢3区分別人口の推移



■年齢3区分別人口の推移（割合）

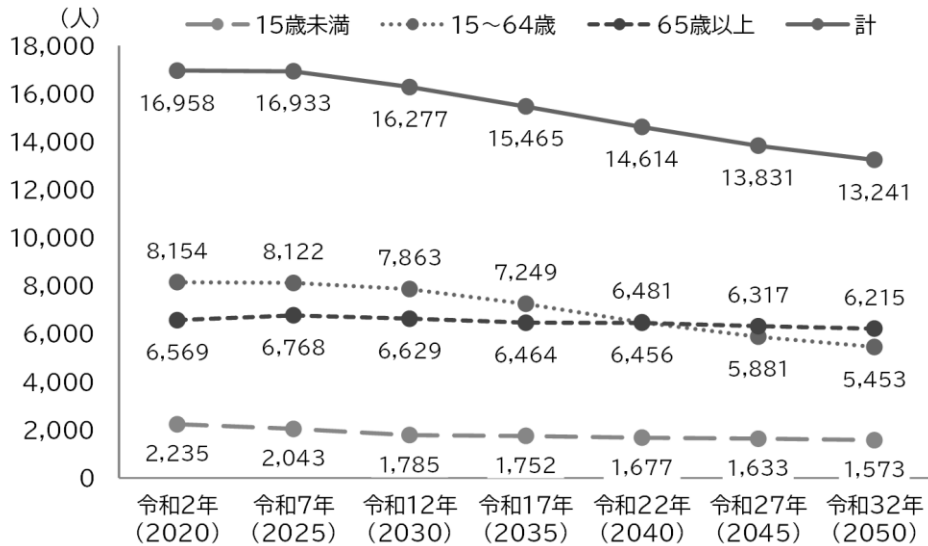


第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

人口推計によると、本町の人口は今後も減少することが予測されます。令和2年から令和32年までの間に総人口は3717人減少することが見込まれます。

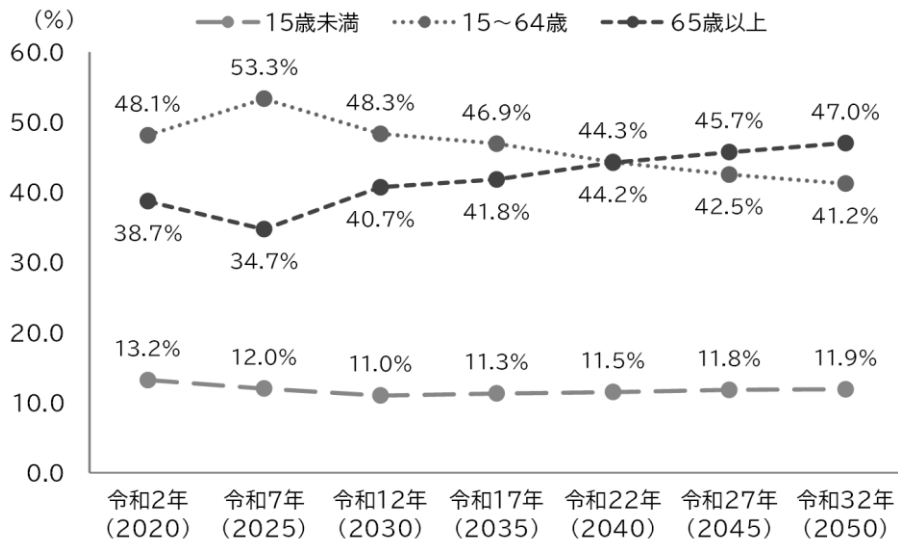
また、年齢階層別にみると高齢化率は令和7年以降増加傾向となり、令和22年には生産年齢人口を上回る予測となっています。

■年齢3区分別人口の推移（推計）



資料：国立社会保障・人口問題研究所(各年10月1日現在、令和2年は実績値)

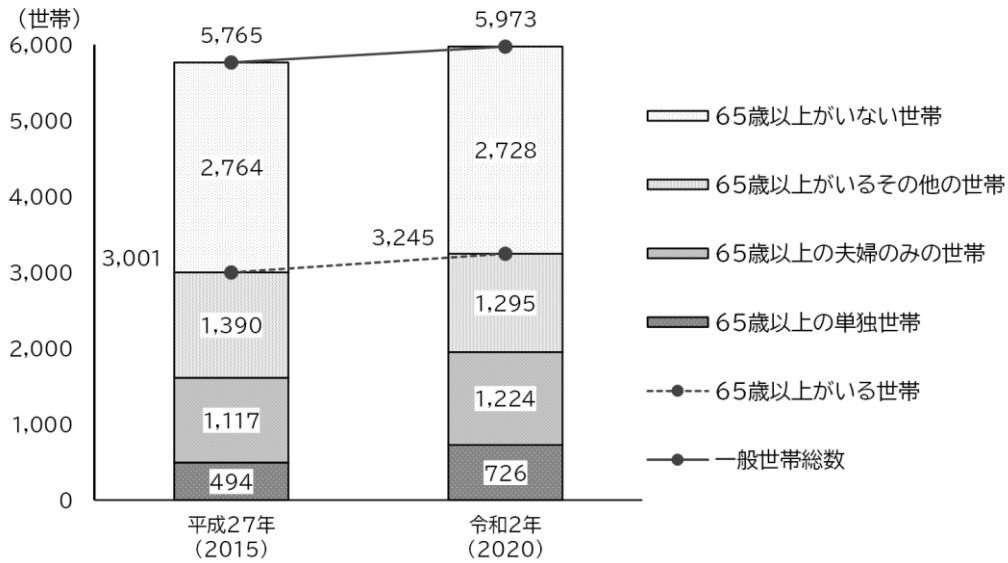
■年齢3区分別人口の推移（割合）



資料：国立社会保障・人口問題研究所(各年10月1日現在、令和2年は実績値)

本町における高齢者のいる世帯は、平成27年から令和2年の5年間で244世帯増えており、特に65歳以上の単独世帯は232世帯増加しています。

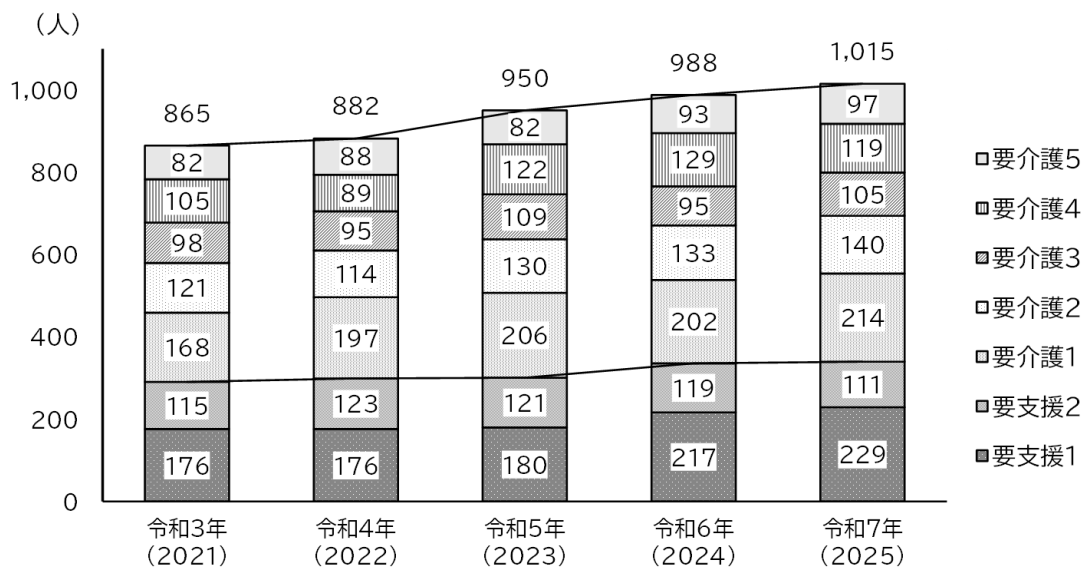
■世帯類型別の高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

本町における要支援・要介護の認定者数は増加傾向となっており、令和3年から令和7年にかけて、要支援・要介護認定者の総数は150人増加しています。

■要支援認定者・要介護認定者数の推移

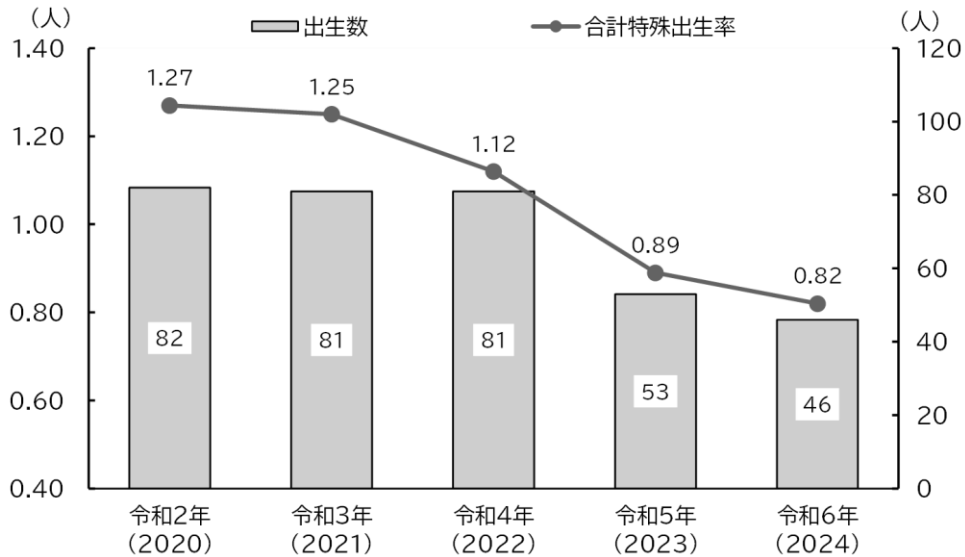


資料：行政事務報告書（各年3月31日現在）

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

本町の出生数・合計特殊出生率はともに減少傾向を続けており、令和6年における出生数は46人、合計特殊出生率は0.82人となっています。

■出生数・合計特殊出生率の推移

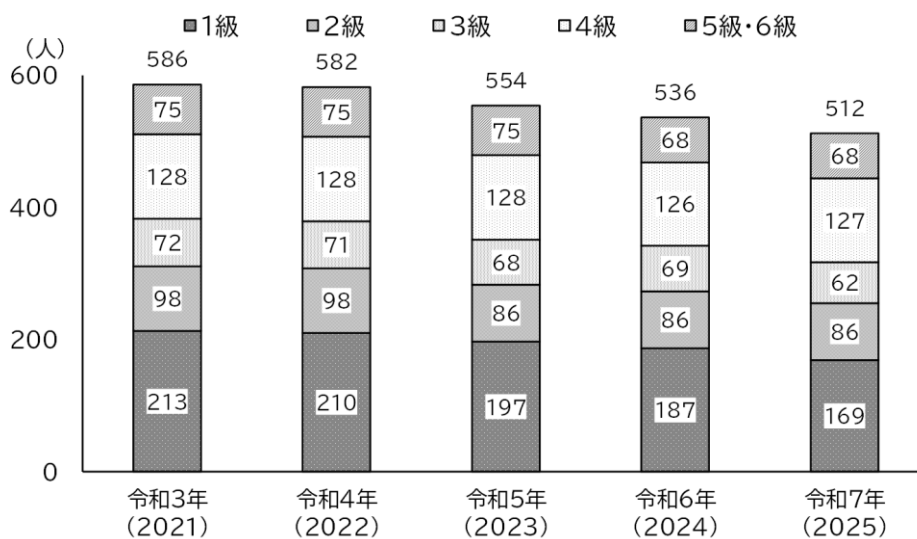


資料：東京都保健医療局「人口動態調査」（各年の1月1日から12月31日までの人数）

(3) 障がいのある人の現状

本町の身体障害者手帳所持者は、令和3年から令和7年にかけて減少しており、令和7年の総数は512人となっています。

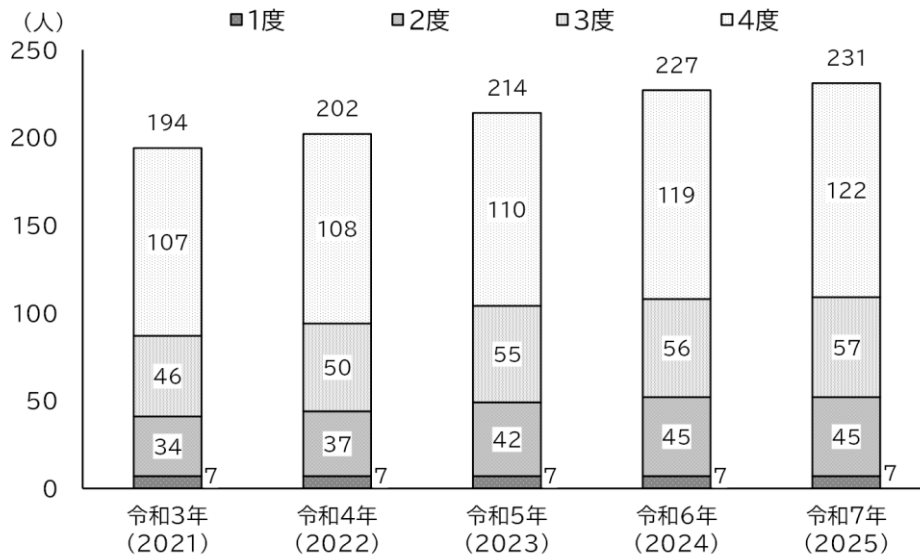
■身体障害者手帳所持者数の推移



資料：行政事務報告書（各年3月31日現在）

本町の愛の手帳（療育手帳）の所持者数は、令和3年から令和7年にかけて増加しており、令和7年の総数は231人となっています。

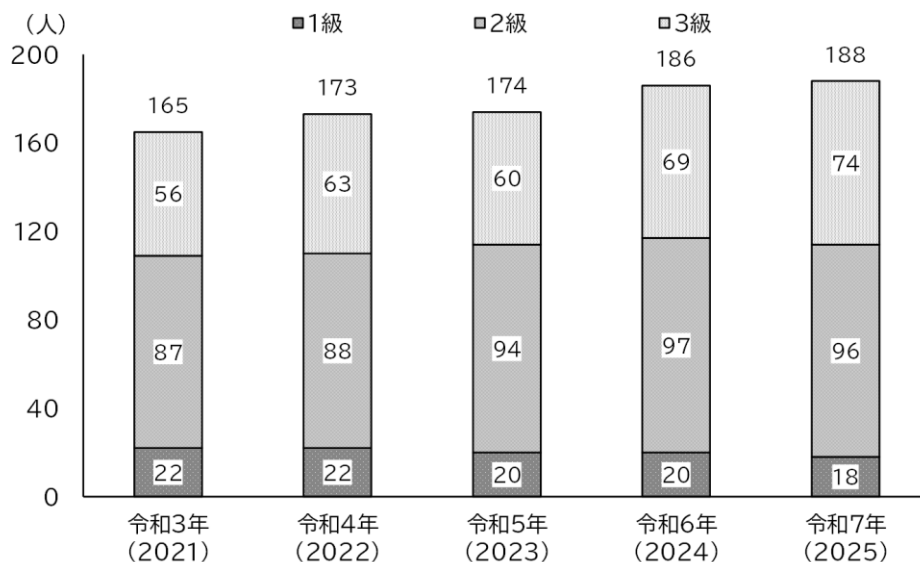
■愛の手帳（療育手帳）所持者数の推移



資料：行政事務報告書（各年3月31日現在）

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和3年から令和7年にかけて増加しており、令和7年の総数は188人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

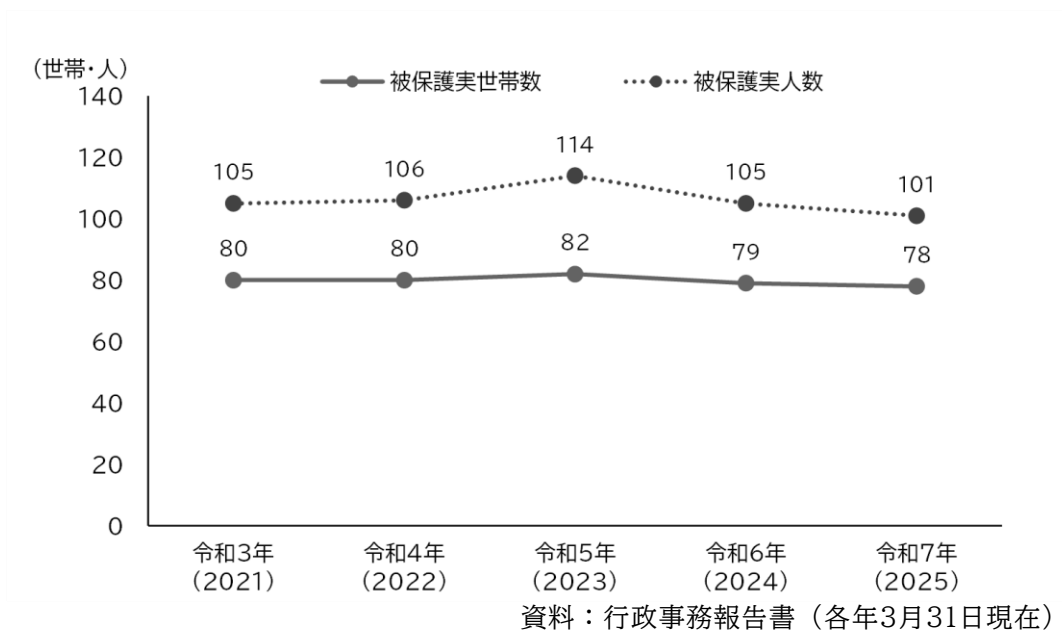


資料：行政事務報告書（各年3月31日現在）

(4) 生活保護世帯の現状

本町の生活保護受給世帯及び受給者数は、令和3年から令和7年にかけて、受給世帯数は80世帯前後、受給者数は110人前後で推移しています。

■生活保護受給世帯数及び受給者数の推移



2 課題の整理

(1) 前計画の総括

前地域福祉計画では、3つの基本目標と9つの取組の方向性を定め、地域計画の推進に取り組んできました。

計画の見直しにあたって、これまでの取組について担当課ごとに5段階で評価した結果、「A：R3年度に比べて大きく推進した」は基本目標1で1件、「B：R3年度に比べて推進した」は基本目標1で3件、基本目標2で4件、基本目標3で2件、「C：R3年度に比べて変化なし」が基本目標1で15件、基本目標2と3で16件ずつ、「D：R3年度に比べて後退した」が基本目標1で1件となっています。概ね継続的に取組が進んでいます。

それぞれ担当課による評価と、主な実績は下記のとおりです。

評価基準
A：R3年度に比べて大きく推進した
B：R3年度に比べて推進した
C：R3年度に比べて変化なし
D：R3年度に比べて後退した
E：取組を廃止した

基本目標別の総括

評価基準	A	B	C	D	E
基本目標1	1件	3件	15件	1件	0件
基本目標2	0件	4件	16件	0件	0件
基本目標3	0件	2件	16件	0件	0件

※関連施策の自課評価ごとに1件とカウントし、整理。

基本目標1 地域を支え、福祉を広げる人づくり

取組の方向性	関連施策	計画期間内の実施に対する自課評価※	主な実績
地域福祉の人材の充実	① 活動人材の育成	C	【福祉課】 ・手話講座を開催している（委託）。 ・初級講座と中級講座を交互に実施 <実績（講座受講者数）> R5：10名（中級） R6：29名（初級）
			【いきいき健康課】 ・生活支援コーディネーターの育成研修（着任当初：研修2回） ・「いつでもヘルパー」養成講習（介護職員初任者研修）実施（R6実績：上半期2名、下半期0名）

取組の方向性		関連施策	計画期間内の実施に対する自課評価※	主な実績
地域福祉の人材の充実	②	子ども・青少年の育成支援及び福祉教育・学習の推進	C	【福祉課】
			A	【学校教育課】 ・社会福祉施設への訪問（小学校1校） ・認知症学習プログラム（小学校2校） ・社会福祉施設における職場体験（中学校2校）
	③	福祉に関する理念の周知・啓発	C	【福祉課】 ・障がい者週間について、町広報紙による広報を行っている。 【いきいき健康課】 ・窓口カウンターにて、高齢者サービスの一覧を配架
心と体の健康づくり	①	町民主体の健康づくり	C	【いきいき健康課】 ・健康栄養相談（R6実績：12回） ・歯科相談（R6実績：5回） ・本庁舎ロビー相談（R6実績：3回）実施 ・生活習慣病予防教室（R6年実績：4回）
	②	ライフステージに応じた健康づくり	C	【いきいき健康課】 ・母子相談や離乳食教室、両親学級、発達健診や各世代での健診・がん検診等の事業を実施 ・いきいき健康支援事業としてスクエアステップ、水中歩行教室、いきいきリフレッシュ体操、健康増進事業としてヨガ教室等実施
	③	連携・支え合いによる健康づくり	B	【まちづくり課】 ・行政改革（その5）に基づき、公園遊具の修繕を行っている。
C			【いきいき健康課】 ・健康づくり推進員による地区活動、定例会（R6年実績5回）、健康増進事業指導者派遣（R6実績16回）を実施 【福祉課】 【文化スポーツ課】 R6実績：ポッチャ教室13名、ポッチャひのでちゃんカップ12チーム38名、ふれあいスポーツ教室（屋内）26名、（屋外）9名、参加者数86名	

取組の方向性		関連施策	計画期間内の実施に対する自課評価※	主な実績
生きがいづくり ・社会参加の充実	①	生涯学習の促進	B	【文化スポーツ課】 R6 実績 基調講演会：1回、総合講座（前期・後期）：6回、コラボ講座：1回、一般講座：2回 受講者数 277名
				【福祉課】 ・障がい者就労・生活支援センター設置（委託）、自立支援協議会しごと部会との連携
	②	生きがいにつながる就労支援	B	【いきいき健康課】 ・シルバー人材センターへの現状を把握。補助金を交付し、支援を実施している。
生きがいづくり ・社会参加の充実	③	社会参加の推進	C	【福祉課】【産業観光課】
				【いきいき健康課】 ・介護予防教室（各老人福センター等） ・介護予防まるごと講座（ひのでグリーンプラザ） ・てんこつ予防体操教室（大久野健康いきいきセンター）
				【文化スポーツ課】 R6 実績 スポーツフェスティバル

※評価基準（A～E）を参照のこと

基本目標2 お互いに見守り支え合う地域づくり

取組の方向性		関連施策	計画期間内の実施に対する自課評価※	主な実績
ユニバーサルデザインのまちづくり	①	住宅の整備・支援	C	【いきいき健康課】 ・住宅設備を改修し、日常生活の自立支援や住宅での転倒事故を予防する。 R6 実績：予防給付1件、浴槽改修等4件、流し改修1件、浴槽改修・流し改修を除く住宅改修61件
				【まちづくり課】 ・空き家が発生した場合、随時入居者募集を行っている。

取組の方向性	関連施策	計画期間内の実施に対する自課評価※	主な実績
ユニバーサルデザインのまちづくり	② 公共施設・道路・公園の整備促進	B	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センタートイレ改修（バリアフリー・オストメイト対応等）・教育センター1階トイレ改修（バリアフリー・オストメイト対応等）・庁舎外構点字ブロック <p>【まちづくり課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政改革（その5）に基づき、公園遊具の修繕を行っている。
		C	<p>【産業観光課】【福祉課】</p> <p>【建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年は新規路線の整備が行われていないため、バリアフリー化を目的としたセミフラット型歩道の新設実績はないが、既設の歩道に補修の必要が生じた際には、セミフラット型への改修を行い、歩行者の安全性と快適性の向上に努めている。また、ユニバーサルデザインの推進においては、路面標示（R4年度～8年度、8件）の更新や、視覚障害者用点字ブロック（R6年度、2件）の改良を実施し、誰もが利用しやすく、わかりやすい道路環境の整備に取り組んでいる。
	③ 交通・移動環境の充実	B	<p>【生活安全安心課】</p> <p>乗車人数：R4年度 9,355人 R5年度 14,820人 R6年度 17,128人</p> <p>【いきいき健康課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度外出支援バスルートの見直しを実施 ・外出支援バス R6実績 延べ利用者数 35,144人 ・おでかけ支援ドリームカー事業 R6実績 実利用者数 53人
安全・安心のまちづくり	① 防犯・防災活動の充実	C	<p>【生活安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やメール配信により、地域住民への啓発活動の実施
			<p>【生活安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町と消防団にて、震災時の初動対応訓練の実施 ・災害時要支援者名簿を、自治会等関係機関へ配布
			<p>【生活安全安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線やメール配信により、地域住民への啓発活動の実施

取組の方向性	関連施策	計画期間内の実施に対する自課評価※	主な実績
安全・安心のまちづくり	② 交通安全活動の充実	C	【生活安全安心課】 ・ 広報誌やメール配信により、地域住民への啓発活動の実施
	③ 見守り活動の充実	C	【福祉課】 ・ 民生・児童委員等と連携し、見守り等の体制強化に取り組んでいる。
			【いきいき健康課】 ・ 高齢者に関する何らかの異変を気づいた場合の、町等への通報の協定を各事業者と締結している。
地域交流や団体活動への支援の充実	① 地域活動・ボランティア活動の活性化	C	【福祉課】【いきいき健康課】
	② 福祉ネットワークの充実	C	【福祉課】【いきいき健康課】

※評価基準（A～E）を参照のこと

基本目標3 すべての人に適切な支援が行き届く福祉の仕組みづくり

取組の方向性	関連施策	計画期間内の実施に対する自課評価※	主な実績
福祉サービスを適切に利用できる体制の構築	① 福祉サービスに関する情報提供・相談体制の充実	C	【福祉課】【いきいき健康課】
	② 福祉サービスの質の維持・向上	C	【福祉課】【いきいき健康課】
	③ 重層的な支援体制の構築に向けた検討	C	【福祉課】【いきいき健康課】

取組の方向性		関連施策	計画期間内の実施に対する自課評価※	主な実績
セーフティネットの充実	①	生活困窮者の自立支援	C	<p>【福祉課】【いきいき健康課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談があった場合には、西多摩福祉事務所等(くらしの相談センター)の相談支援へつないでいる。 <p>【まちづくり課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家が発生した場合、随時入居者募集を行っている。
	②	自殺防止対策の推進	B	<p>【いきいき健康課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度及び6年度に町職員向けに動画によるゲートキーパー研修を実施。町民向けに相談窓口等の周知のため、こころの健康について不定期にメール配信を実施。
	③	再犯防止の推進 (日の出町再犯防止推進計画)	C	<p>【福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動の継続 ・保護司との連携
権利擁護の推進	①	人権施策の推進	C	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、パンフレット等による情報提供と総合相談等による個別相談を実施した。
	②	男女共同参画の推進	B	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都のパートナーシップ制度の活用や、図書館での特設コーナーの設置及び絵本の読み聞かせの実施を通じて、男女共同参画に関する情報発信を行った。
	③	権利擁護体制の充実	C	<p>【福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会へ、成年後見制度業務を委託し、推進機関として相談、広報等を行っている。
				<p>【いきいき健康課】</p>
④	虐待防止の充実	C	<p>【福祉課】【いきいき健康課】</p>	

※評価基準 (A~E) を参照のこと

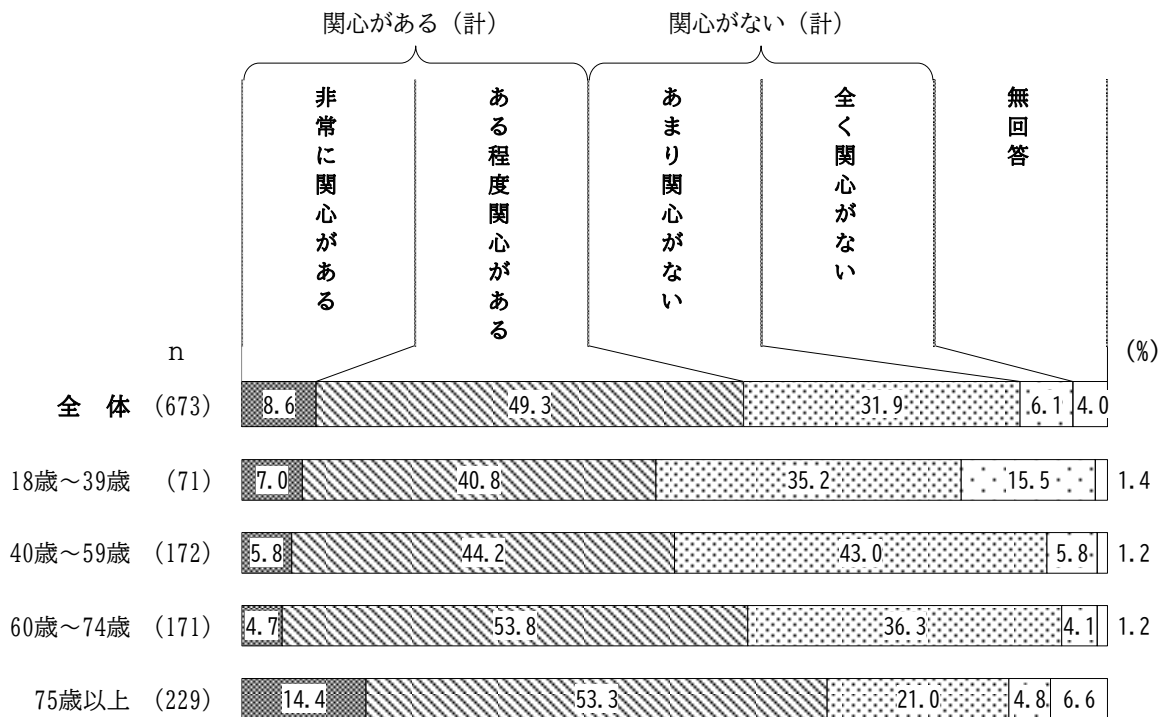
(2) アンケート調査結果から見受けられる課題

① 人づくり

福祉に関するボランティア活動への関心では、「非常に関心がある」(8.6%)と「ある程度関心がある」(49.3%)を合わせた『関心がある』は57.9%となっています。一方、「あまり関心がない」(31.9%)と「全く関心がない」(6.1%)を合わせた『関心がない』は38.0%となっています。

年齢別でみると、『関心がある』は年齢が上がるほどその割合は高くなっています。

【福祉に関するボランティア活動への関心（年齢別）】

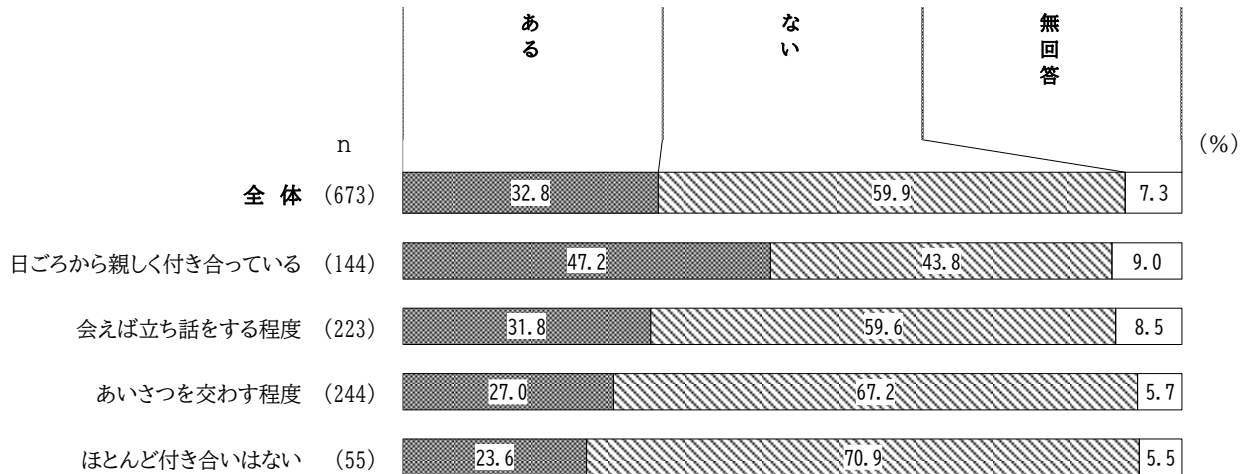


第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

福祉に関するボランティア活動への参加経験（生涯）では、「ない」が 59.9%、「ある」が 32.8%となっています。

普段の近所付き合いの程度別にみると、「ある」は近所付き合いの程度が多いほどその割合は高くなっています。

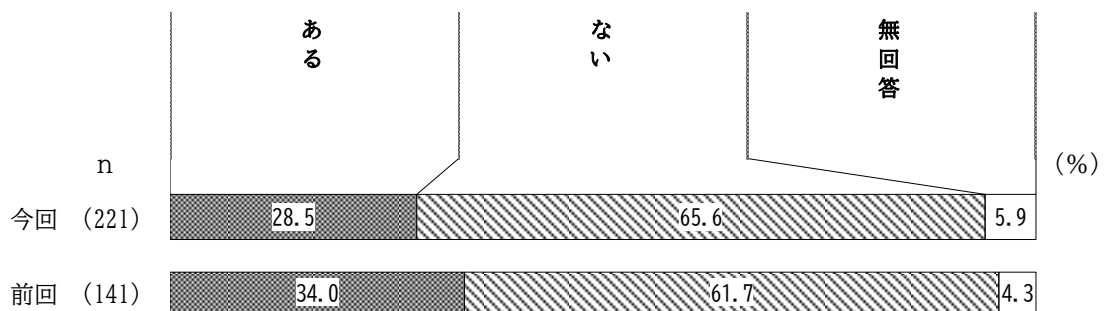
生涯での福祉に関するボランティア活動への参加経験（普段の近所付き合いの程度別）



最近1年間での福祉に関するボランティア活動への参加経験では、「ない」が 65.6%、「ある」が 28.5%となっています。

前回調査と比較すると、「ある」が前回より 5.5 ポイント減少しています。

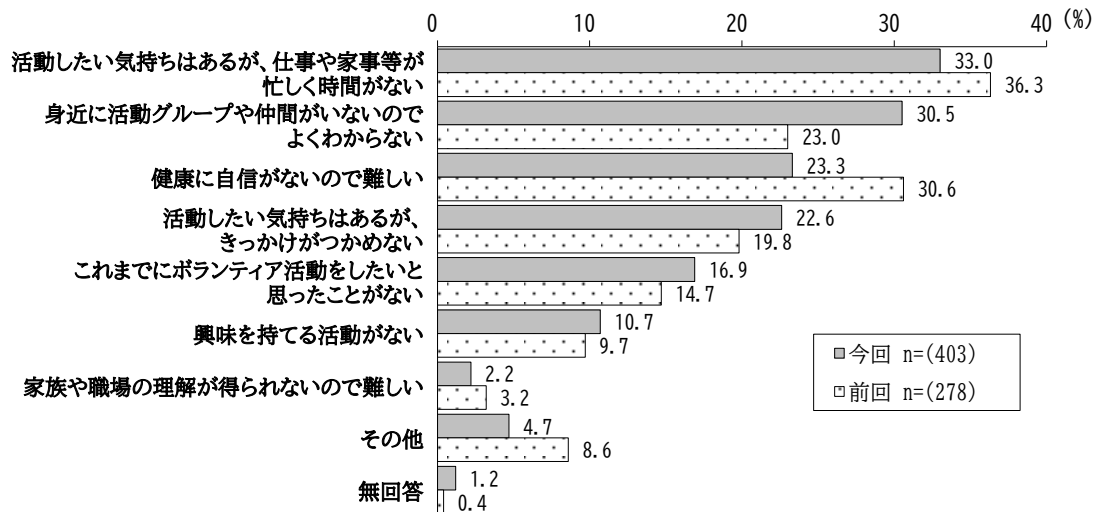
最近1年間での福祉に関するボランティア活動への参加経験（経年比較）



ボランティア活動に参加したことがない理由では、「活動したい気持ちはあるが、仕事や家事等が忙しく時間がない」が 33.0%で最も高く、以下、「身近に活動グループや仲間がいないのでよくわからない」(30.5%)、「健康に自信がないので難しい」(23.3%)、「活動したい気持ちはあるが、きっかけがつかめない」(22.6%)となっています。

前回調査と比較すると、「身近に活動グループや仲間がいないのでよくわからない」が前回より 7.5 ポイント増加しています。

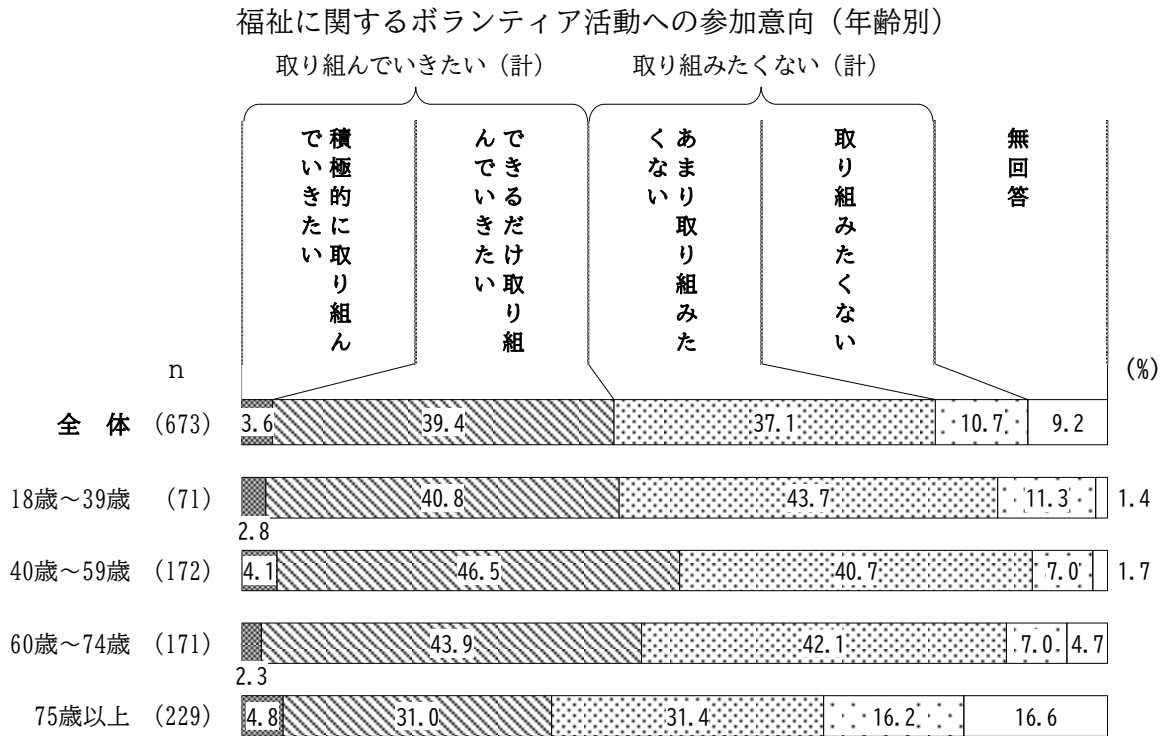
ボランティア活動に参加したことがない理由（経年比較）



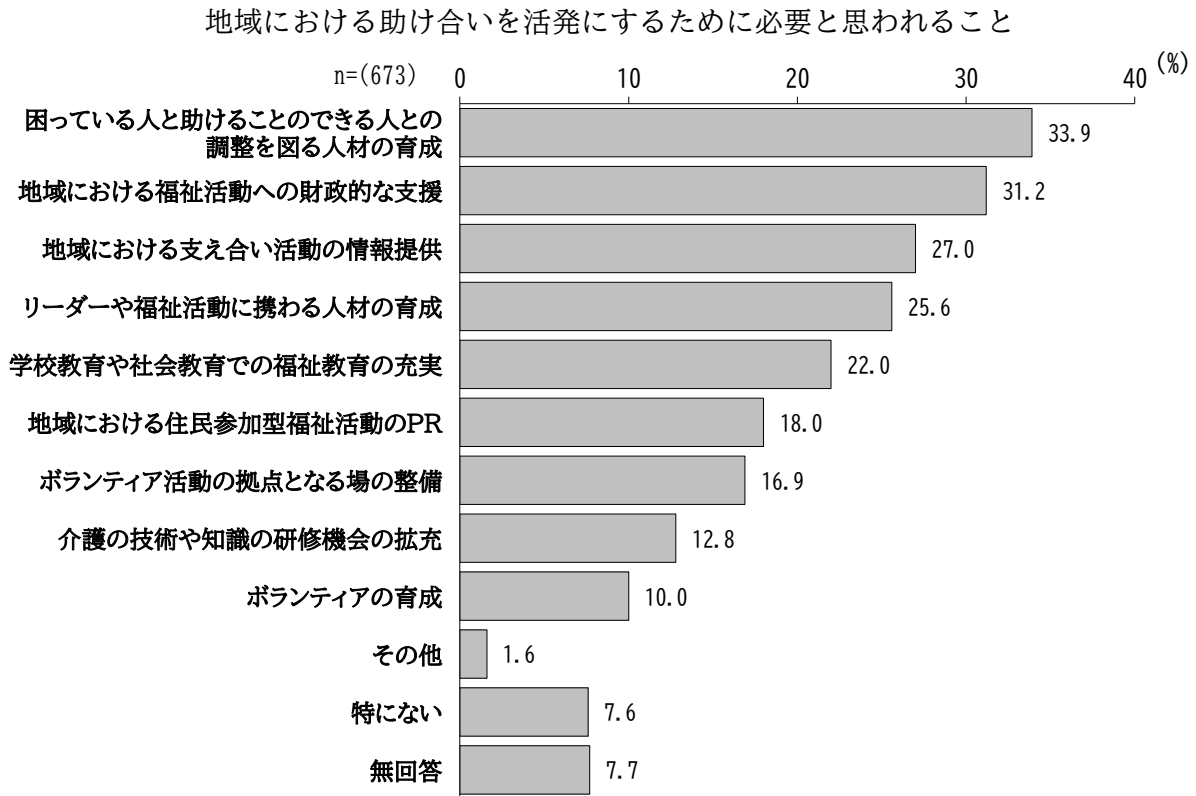
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

福祉に関するボランティア活動への参加意向では、「積極的に取り組んでいきたい」(3.6%)と「できるだけ取り組んでいきたい」(39.4%)を合わせた『取り組んでいきたい』は43.0%となっています。一方、「あまり取り組みたくない」(37.1%)と「取り組みたくない」(10.7%)を合わせた『取り組みたくない』は47.8%となっています。

年齢別でみると、『取り組んでいきたい』は40歳～59歳で5割を超えています。



地域における助け合いを活発にするために必要と思われることでは、「困っている人と助けることのできる人との調整を図る人材の育成」が33.9%で最も高く、以下、「地域における福祉活動への財政的な支援」(31.2%)、「地域における支え合い活動の情報提供」(27.0%)、「リーダーや福祉活動に携わる人材の育成」(25.6%)となっています。

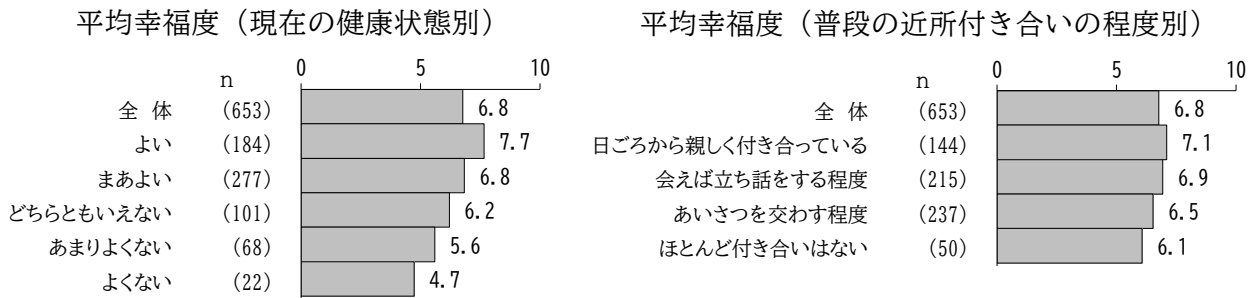


② 地域づくり

幸福度は平均 6.8 点となっています。

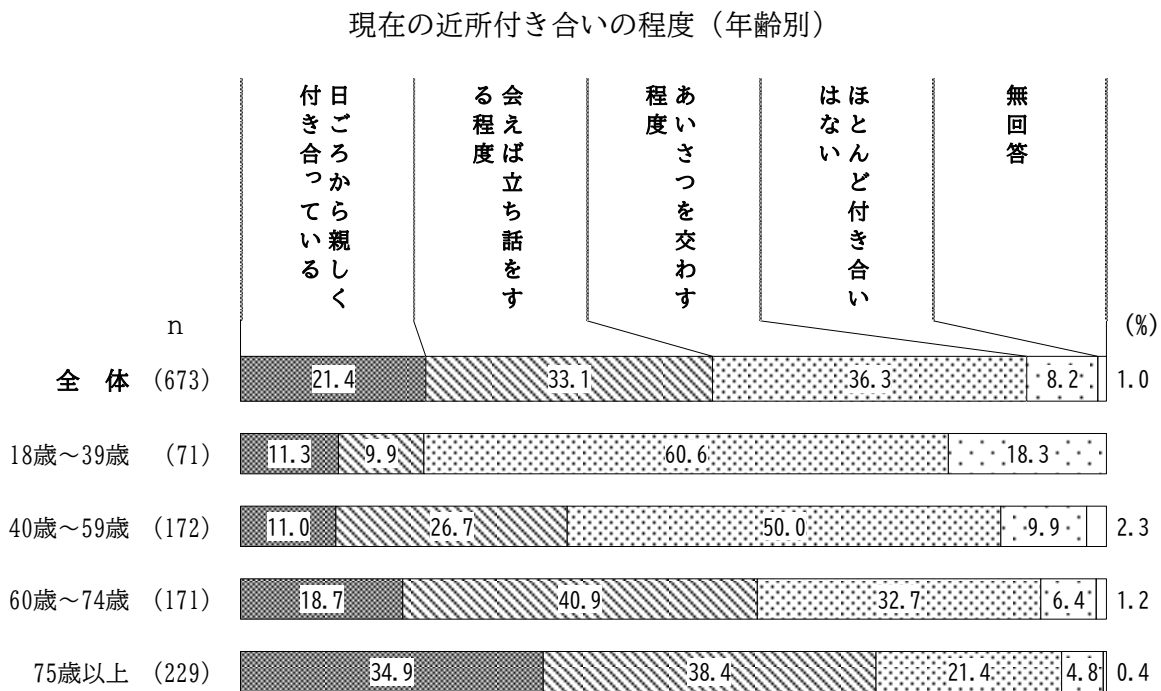
現在の健康状態別でみると、“よい”で平均 7.7 点と最も高く、健康状態が良いほど平均点は高くなっています。

普段の近所付き合いの程度別にみると、“日頃から親しく付き合っている”で平均 7.1 点と最も高く、近所付き合いの程度が多いほど平均点は高くなっています。



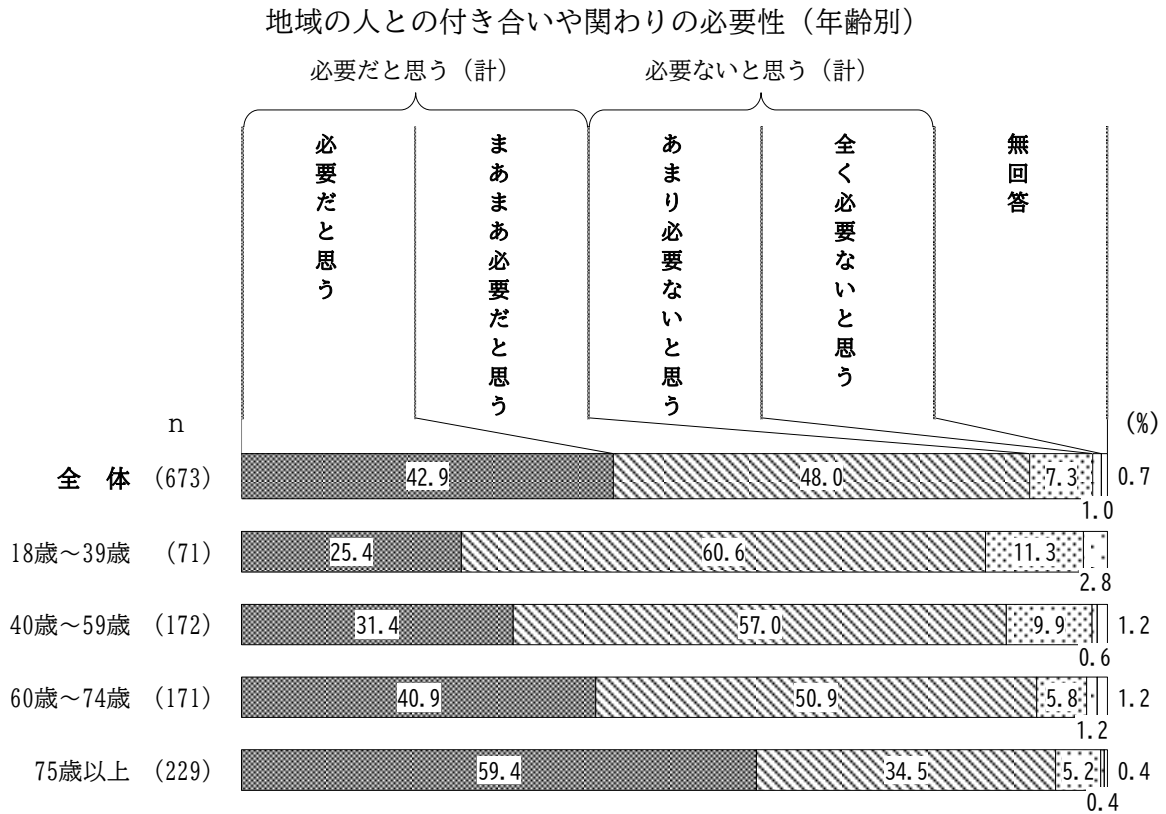
現在の近所付き合いの程度では、「あいさつを交わす程度」が 36.3%と最も高く、以下、「会えば立ち話をする程度」（33.1%）「日頃から親しく付き合っている」（21.4%）、「ほとんど付き合いはない」（8.2%）となっています。

年齢別でみると、「あいさつを交わす程度」は年代が下がるほどその割合は高くなっており、18歳～39歳で6割を超えています。また、「日頃から親しく付き合っている」は75歳以上で34.9%と高くなっています。



地域の人との付き合いや関わりの必要性では、「必要だと思う」(42.9%)と「まあまあ必要だと思う」(48.0%)を合わせた『必要だと思う』は90.9%となっています。一方、「あまり必要ないと思う」(7.3%)と「全く必要ないと思う」(1.0%)を合わせた『必要ないと思う』は8.3%となっています。

年齢別で見ると、『必要だと思う』は70歳以上で93.9%と高くなっており、年代が上がるほどその割合は高くなっています。

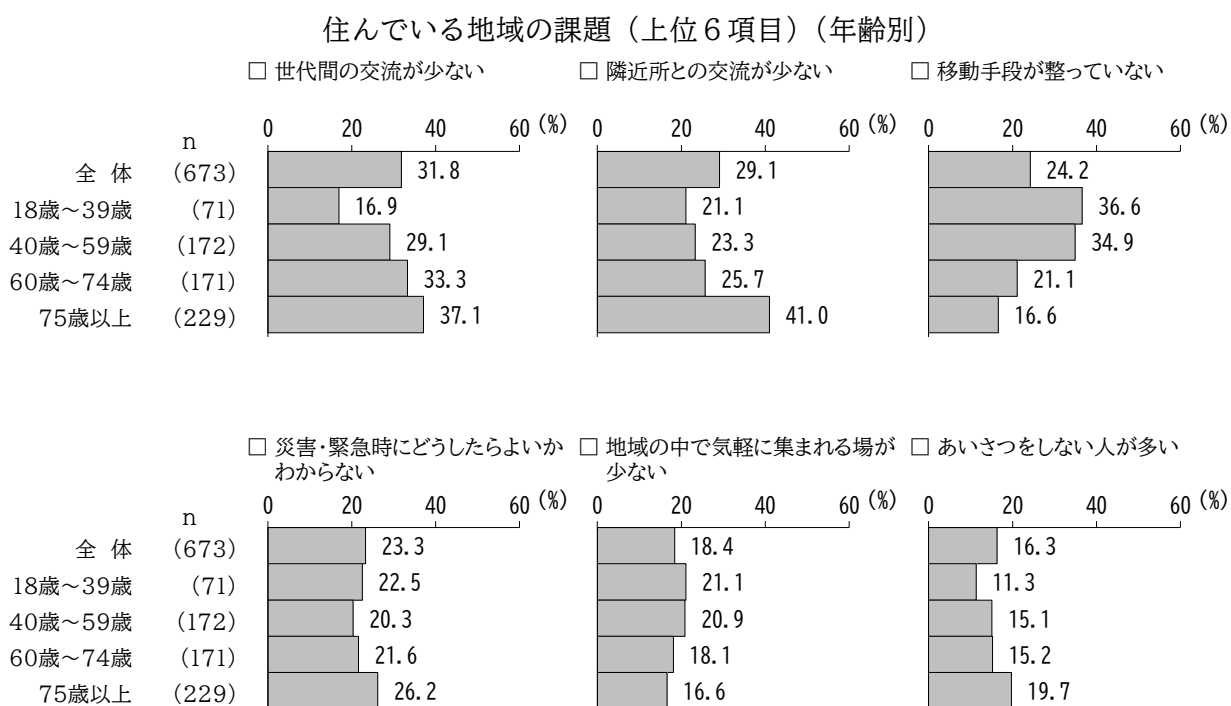
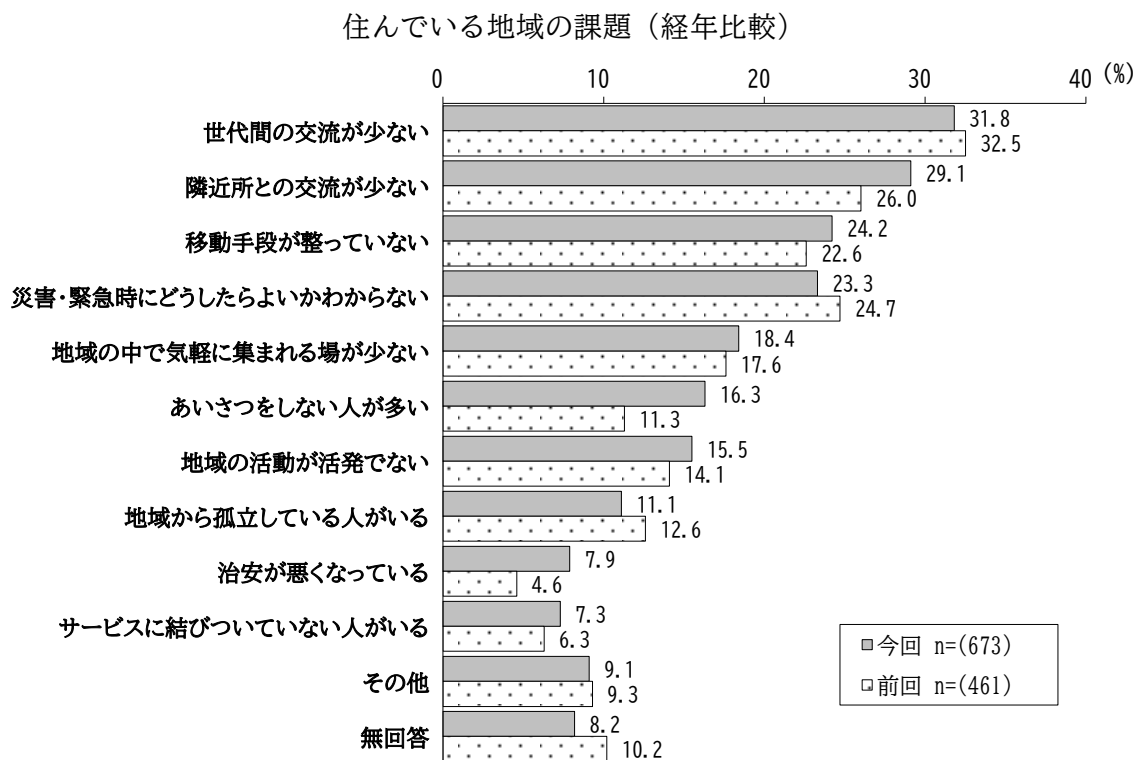


第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

住んでいる地域の課題では、「世代間の交流が少ない」が31.8%で最も高く、以下、「隣近所との交流が少ない」(29.1%)、「移動手段が整っていない」(24.2%)、「災害・緊急時にどうしたらよいかわからない」(23.3%)となっています。

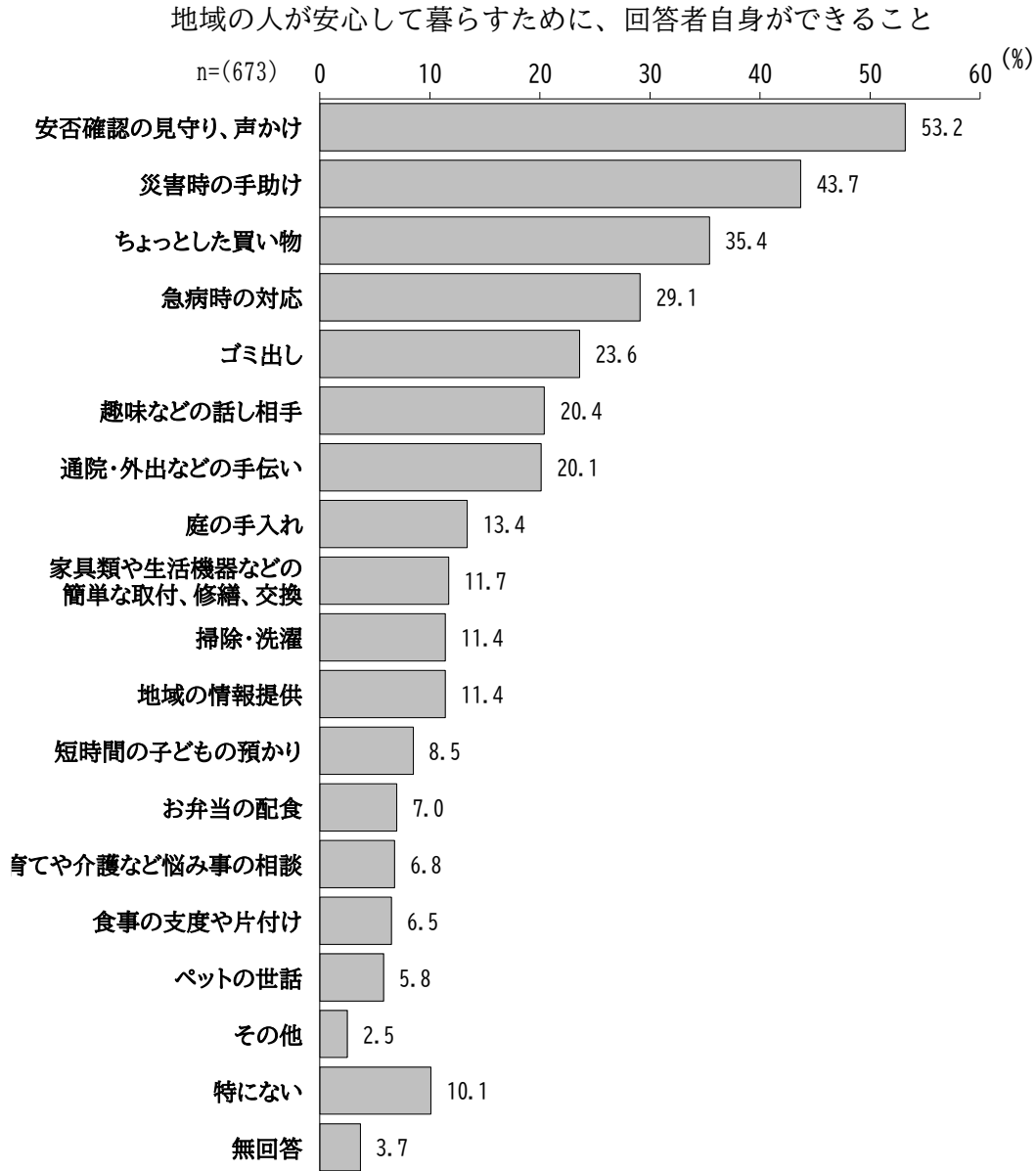
前回調査と比較すると、「あいさつをしない人が多い」が前回より5.0ポイント増加しています。

年齢別でみると、「世代間の交流が少ない」「隣近所との交流が少ない」「あいさつをしない人が多い」は年代が上がるほどその割合は高くなっています。



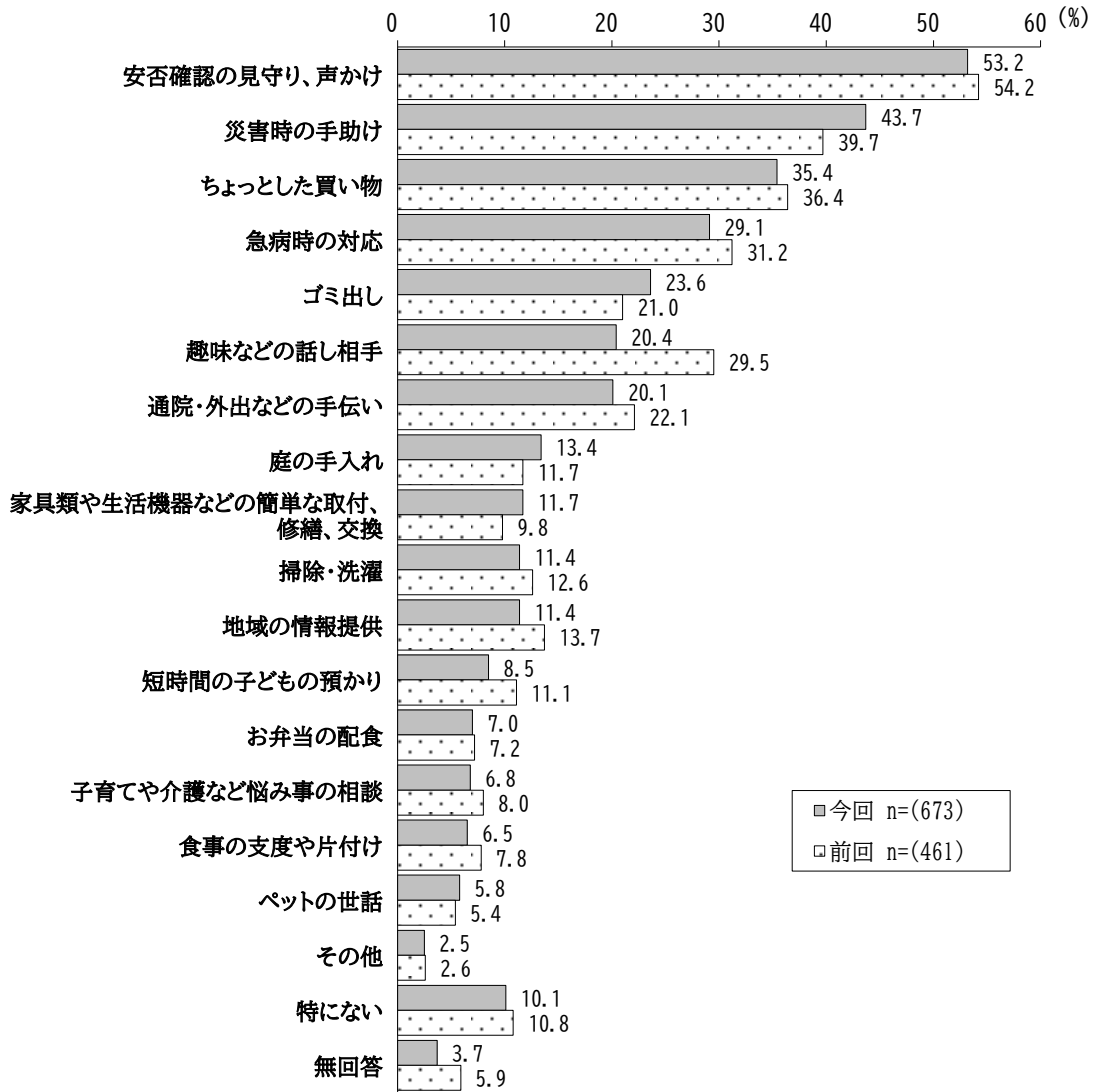
地域の人安心して暮らすために回答者自身ができることでは、「安否確認の見守り、声かけ」が53.2%で最も高く、以下、「災害時の手助け」(43.7%)、「ちょっとした買い物」(35.4%)、「急病時の対応」(29.1%)となっています。

前回調査と比較すると、「災害時の手助け」が前回より4.0ポイント増加しています。



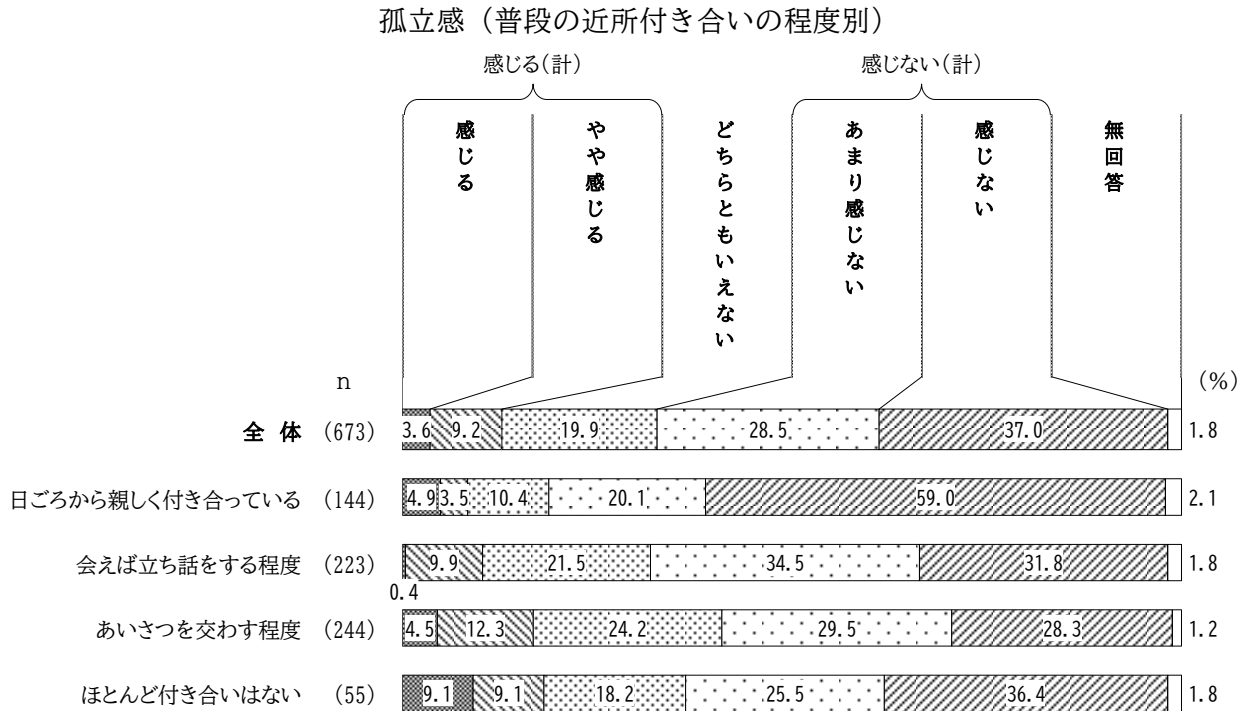
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

地域の人が安心して暮らすために、回答者自身ができること（経年比較）



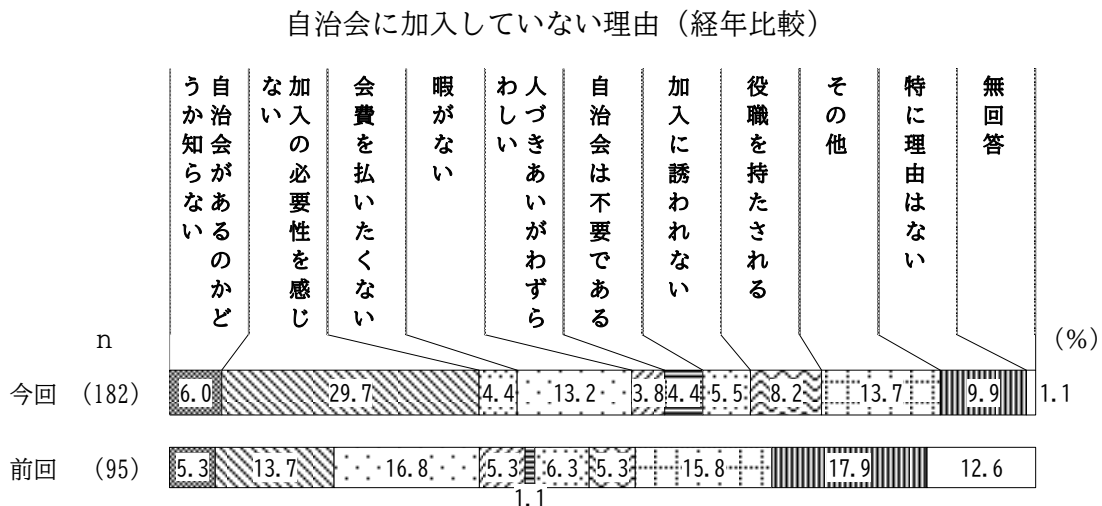
孤立感では、「あまり感じない」(28.5%)と「感じない」(37.0%)を合わせた『感じない』は65.5%となっています。一方、「感じる」(3.6%)と「やや感じる」(9.2%)を合わせた『感じる』は12.8%となっています。

普段の近所付き合いの程度別でみると、『感じる』は普段の近所付き合いの程度が少ないほどその割合は高くなっています。



自治会に加入していない理由では、「加入の必要性を感じない」が29.7%と最も高く、以下、「暇がない」(13.2%)、「役職を持たされる」(8.2%)、「自治会があるのかどうか知らない」(6.0%)となっています。

前回調査と比較すると、「加入の必要性を感じない」が前回よりも16.0ポイント増加しています。

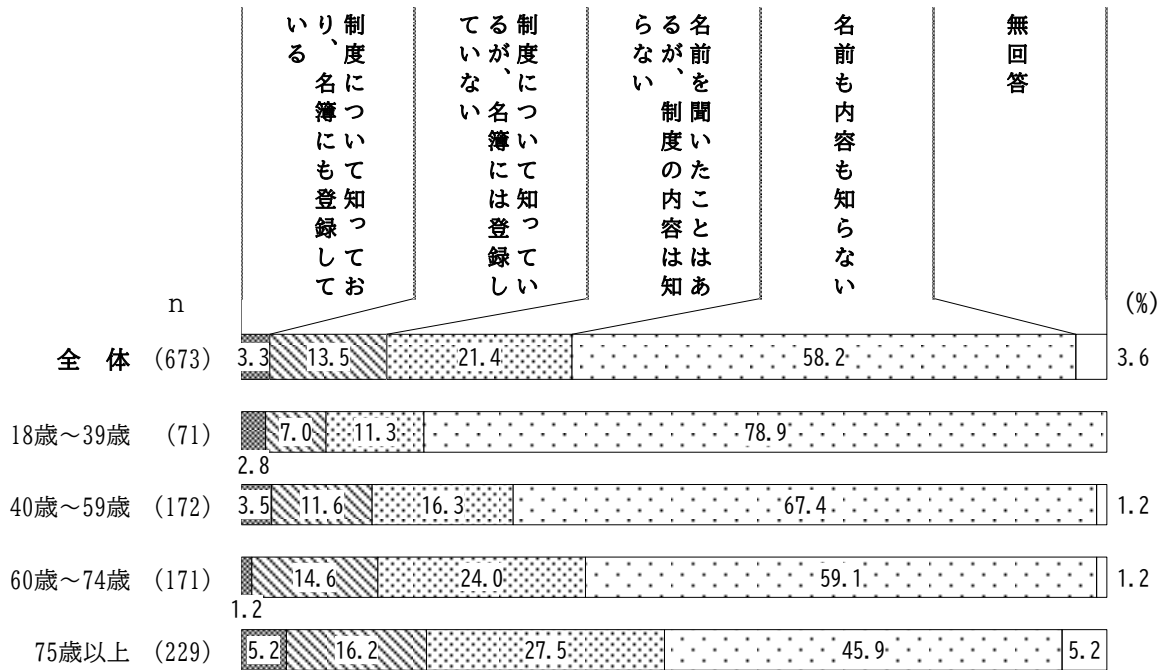


第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

避難行動要支援者名簿登録制度の認知度では、「名前も内容も知らない」が58.2%で最も高く、以下、「名前を聞いたことはあるが、制度の内容は知らない」(21.4%)、「制度について知っているが、名簿には登録していない」(13.5%)、「制度について知っており、名簿にも登録している」(3.3%)となっています。

年齢別で見ると、「名前も内容も知らない」は年齢が下がるほどその割合は高くなっています。

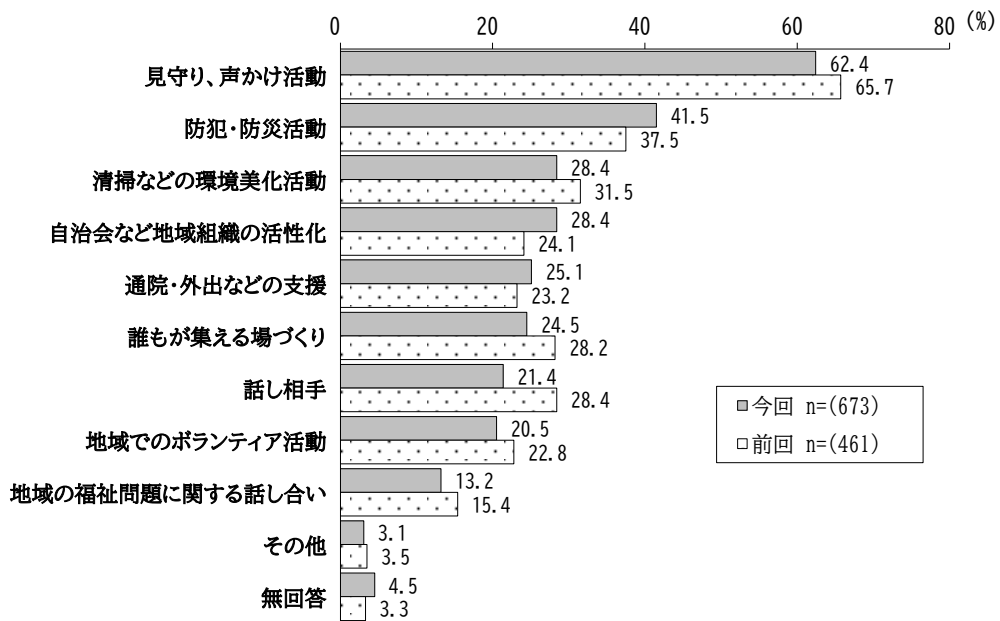
避難行動要支援者名簿登録制度の認知度（年齢別）



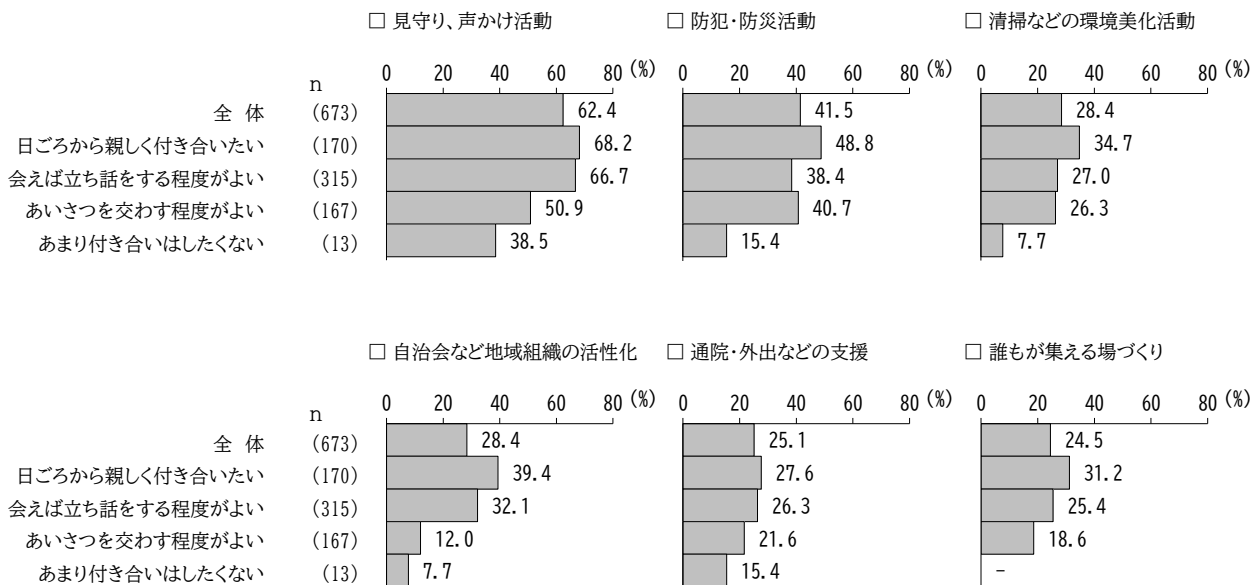
地域の助け合いの推進に必要なと思う活動では、「見守り、声かけ活動」が62.4%で最も高く、以下、「防犯・防災活動」(41.5%)、「清掃などの環境美化活動」(28.4%)、「自治会など地域組織の活性化」(28.4%)となっています。

前回調査と比較すると、「防犯・防災活動」「自治会など地域組織の活性化」が前回より4ポイント以上増加しています。

望ましい近所付き合いの程度別にみると、「見守り、声かけ活動」は“日ごろから親しく付き合いたい”と“会えば立ち話をする程度がよい”で6割を超えており、「防犯・防災活動」は“日頃から親しく付き合いたい”が48.8%で最も高くなっています。また「自治会など地域組織の活性化」は“あいさつを交わす程度がよい”が12.0%と低くなっています。

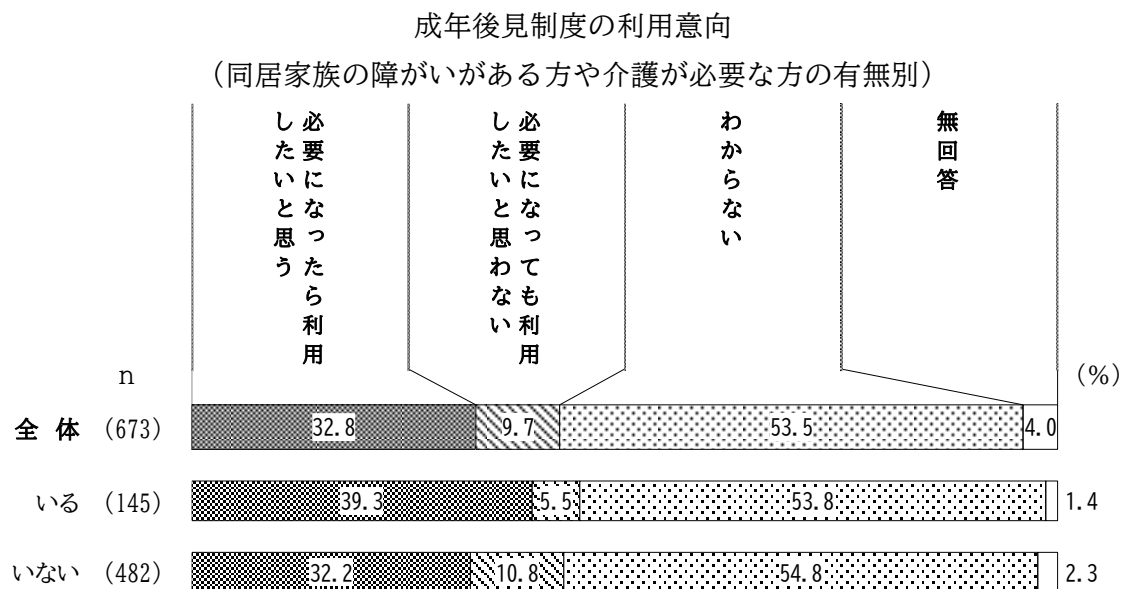


地域の助け合いの推進に必要なと思う活動（上位6項目）
（望ましい近所付き合いの程度別）



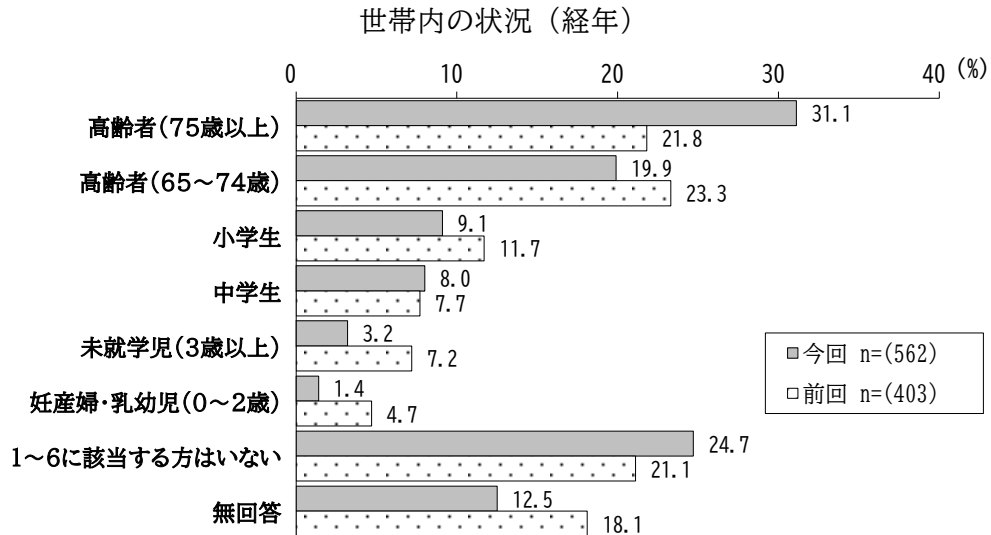
成年後見制度の利用意向では、「わからない」が53.5%、「必要になったら利用したいと思う」が32.8%、「必要になっても利用したいと思わない」が9.7%となっています。

同居家族別でみると、「必要になったら利用したいと思う」は同居家族に障がいのある方や介護が必要な方がいる人（39.3%）がいない人（32.2%）より7.1ポイント高くなっています。



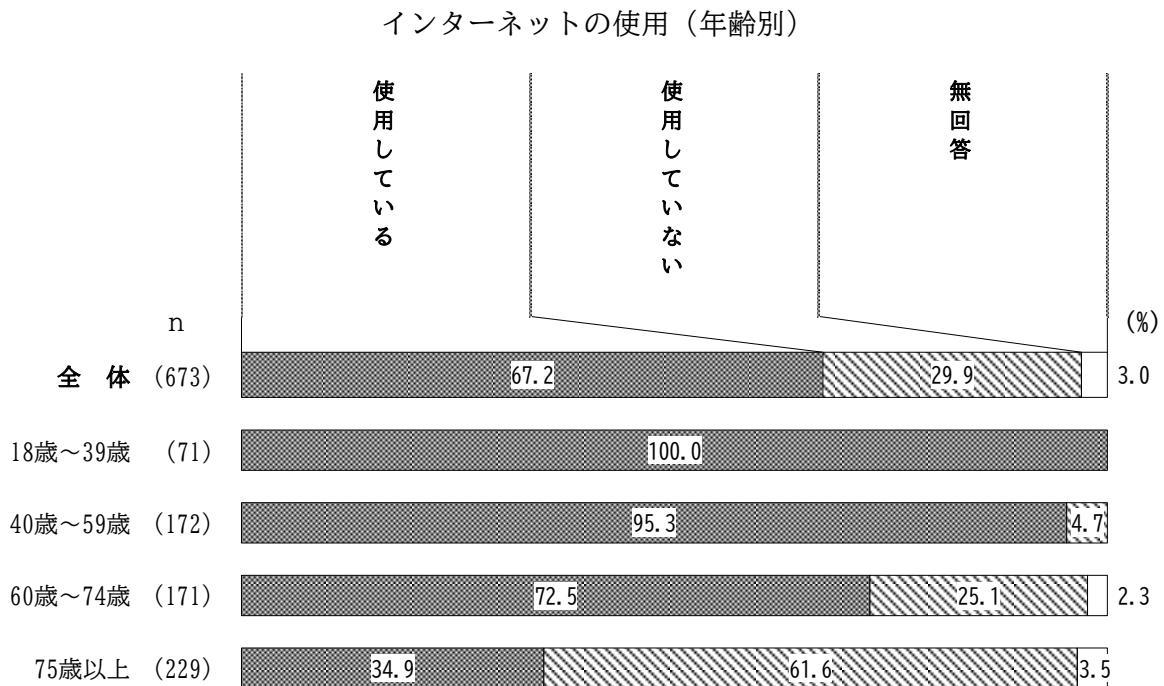
③ 仕組みづくり

世帯内の状況では、前回調査と比較すると、「高齢者（75歳以上）」が前回より9.3ポイント増加しています。



インターネットの使用では、「使用している」が67.2%、「使用していない」が29.9%となっています。

年齢別でみると、「使用していない」は年齢が上がるほどその割合は高くなっていきます。

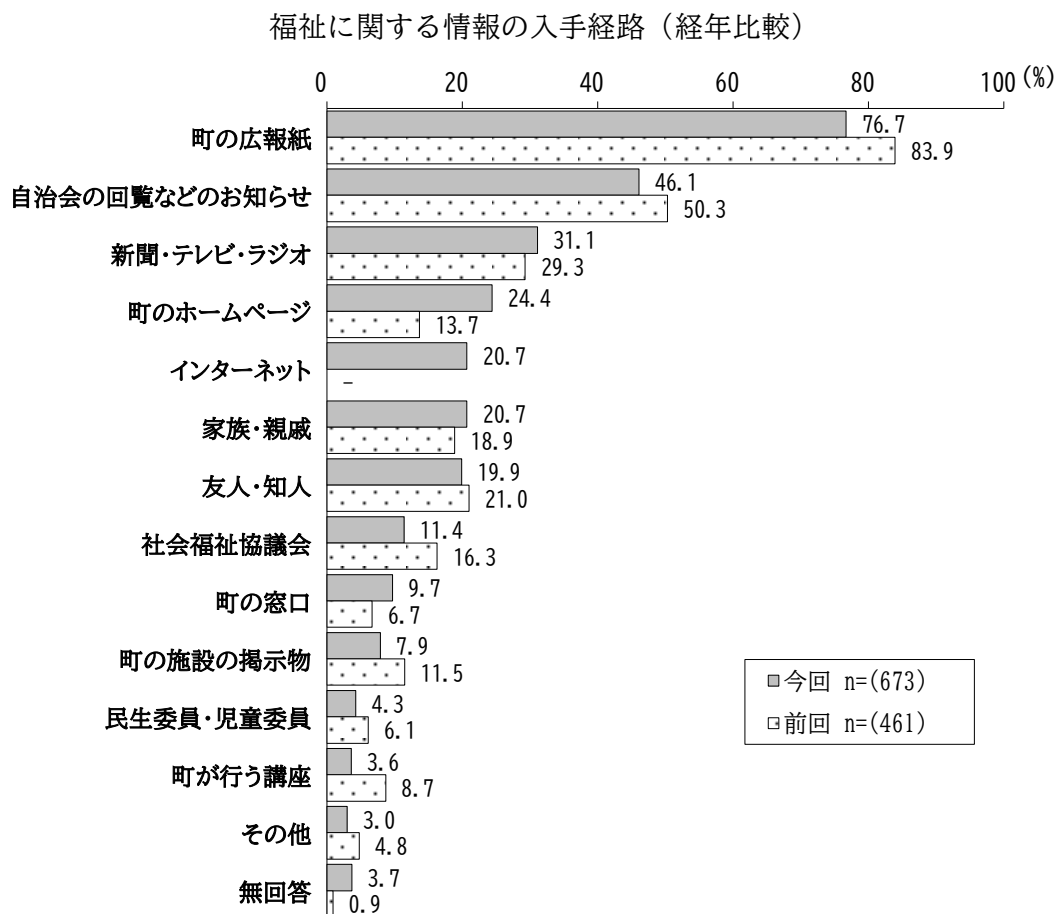


第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

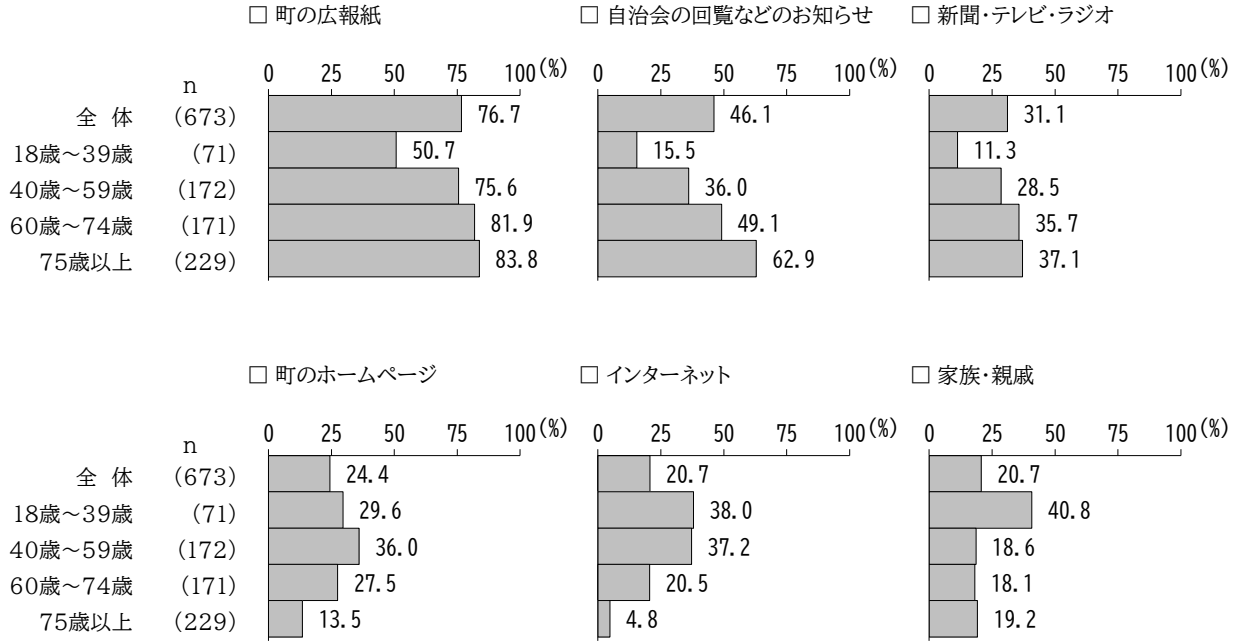
福祉に関する情報の入手経路では、「町の広報紙」が76.7%と最も高く、以下、「自治会の回覧などのお知らせ」(46.1%)、「新聞・テレビ・ラジオ」(31.1%)、「町のホームページ」(24.4%)となっています。

前回調査と比較すると、「町の広報紙」が前回よりも7.2ポイント減少しており、「町のホームページ」が前回よりも10.7ポイント増加しています。

年齢別でみると、「町の広報紙」「自治会の回覧などのお知らせ」「新聞・テレビ・ラジオ」は年齢が上がるほどその割合は高くなっています。一方、「インターネット」は年齢が上がるほどその割合は低くなっています。



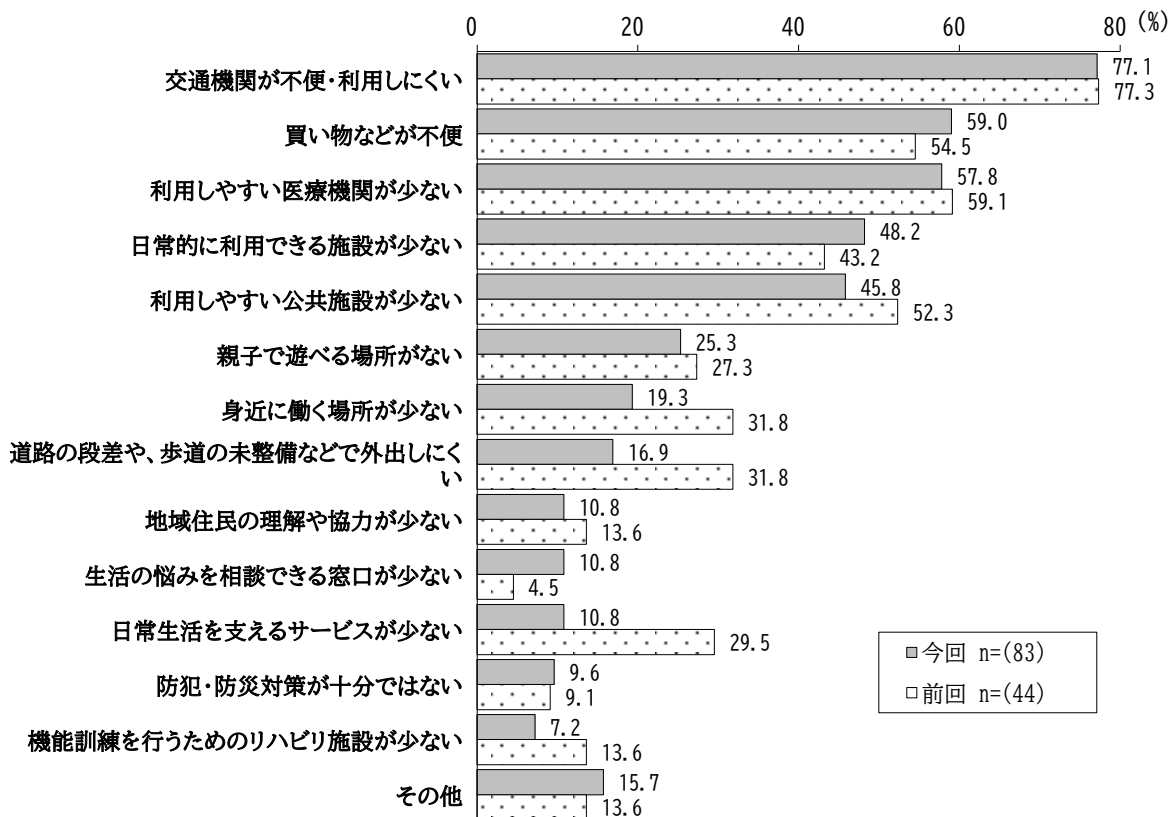
福祉に関する情報の入手経路（上位6項目）（年齢別）



まちに住みにくいと思う理由では、「交通機関が不便・利用しにくい」が 77.1%で最も高く、以下、「買い物などが不便」(59.0%)、「利用しやすい医療機関が少ない」(57.8%)、「日常的に利用できる施設が少ない」(48.2%)となっています。

前回調査と比較すると、「日常的に利用できる施設が少ない」と「生活の悩みを相談できる窓口が少ない」が前回よりも増加しています。

まちに住みにくいと思う理由（経年比較）

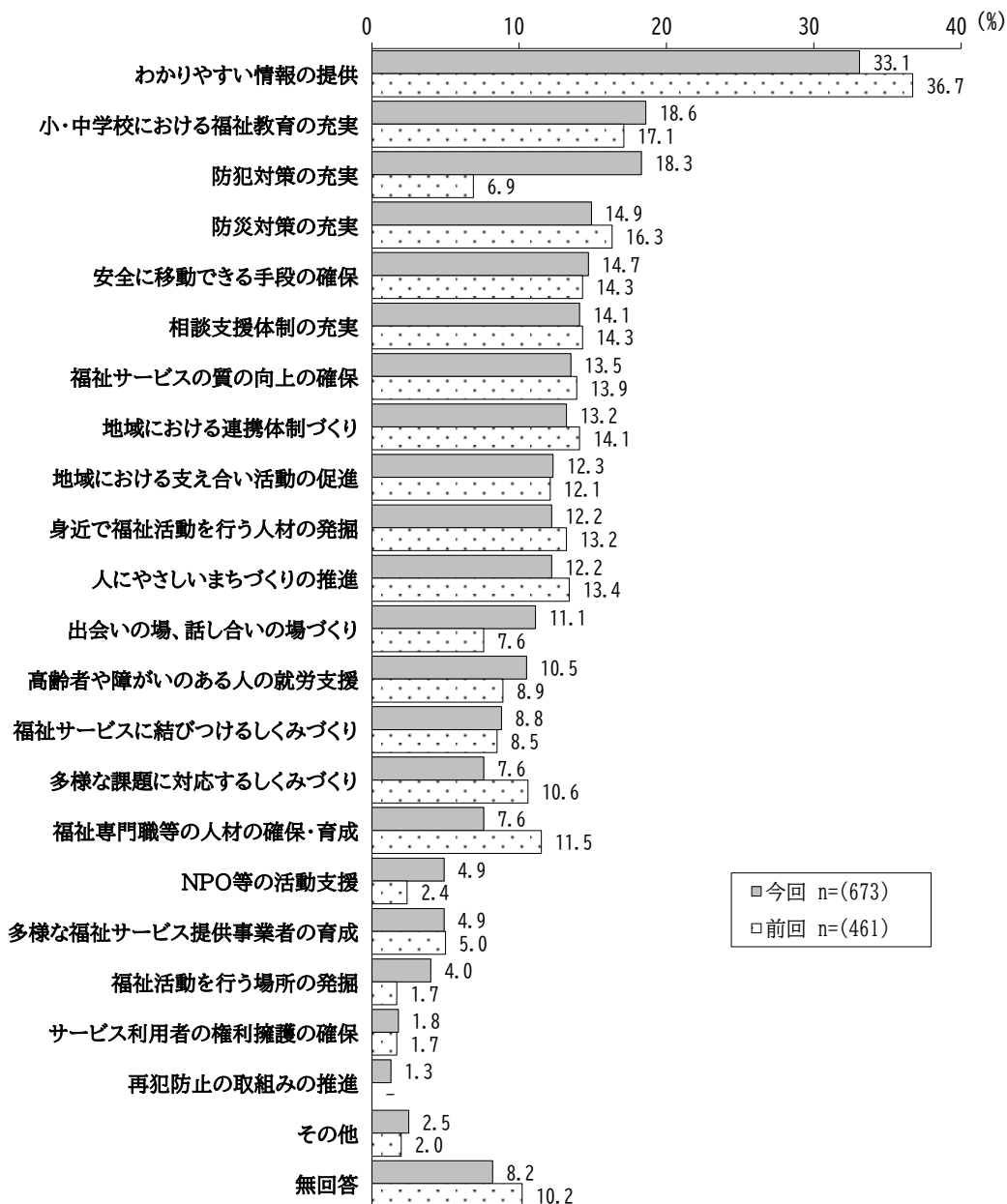


地域福祉推進のために町が優先的に取り組むべきだと考える施策では、「わかりやすい情報の提供」が33.1%で最も高く、以下、「小・中学校における福祉教育の充実」(18.6%)、「防犯対策の充実」(18.3%)、「防災対策の充実」(14.9%)となっています。

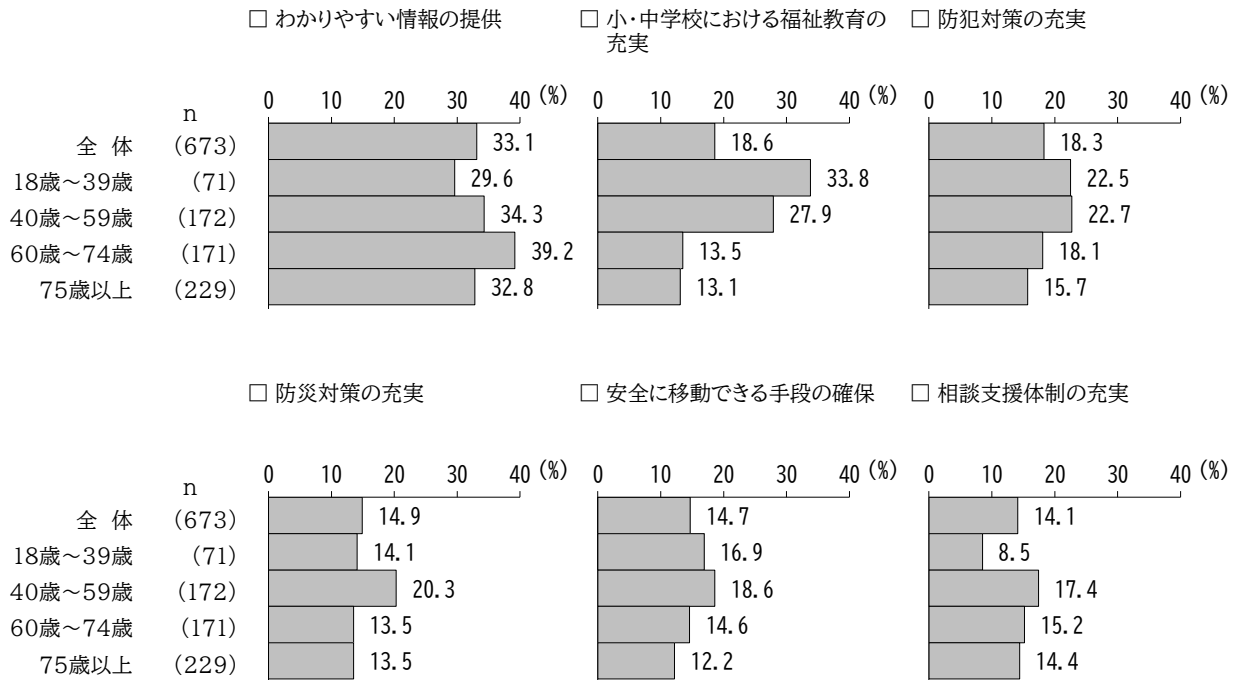
前回調査と比較すると、「防災対策の充実」が前回より11.4ポイント増加しています。

年齢別にみると、「わかりやすい情報の提供」は60歳～74歳(39.2%)、「防災対策の充実」は40歳～59歳(20.3%)で高くなっています。また、「小・中学校における福祉教育の充実」は18歳～39歳(33.8%)と40歳～59歳(27.9%)で高くなっています。

地域福祉推進のために町が優先的に取り組むべきだと考える施策
(経年比較)



地域福祉推進のために町が優先的に取り組むべきだと考える施策（上位6項目）
（年齢別）



(3) ヒアリング結果から見受けられる課題

地域福祉にかかる関係団体等として、日の出町包括支援センター、日の出町社会福祉協議会に対し、活動の状況や課題、地域福祉に関する意見等をヒアリングしました。主な内容は以下のとおりです。

項目	主な内容
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○経済的問題（困窮）、家族間の不和でキーパーソンがいない、身寄りがいない、障がい家族との同居、それらを複合化した多問題家族が増えている。（包括） ○高齢者の増加に伴い、自動車免許の返納者が増加し、<u>車を手放す人が増えてきているように感じる</u>。役場での公共交通（高齢者外出支援バス、ぐるり～んひのでちゃん）は整備されているものの使いづらいついた声もあり、社協としての支援の可能性を検討していく予定である。（町社協） ○福祉協力員情報交換会を年1回開催し、意見を聞く場を設けている。（町社協）

活動の状況や課題	<p>○<u>地域包括ケアシステムの構築（各関係機関との連携）</u>（包括）</p> <p>○自治会内の福祉活動を進めていただく「<u>福祉協力員</u>」を設置している。お茶のみや演芸会、敬老会、健康教室、バス遠足、声掛けや見守り活動など、自治体により様々。<u>自治会員が減少傾向にあり、担い手の育成を検討する必要が出てきた。</u>（町社協）</p>
活動人材	<p>○三職種とケアプランナー、事務員の構成。専門職の知識を活かし、多様な相談に対応している。（包括）</p> <p>○<u>福祉活動の担い手である福祉協力員の高齢化と個人ボランティアの高齢化</u>があげられる。共働き世帯が多くなり、時間の余裕がなく、<u>福祉活動の支え手が少ない。</u>担い手の世代交代が進まない。講座や講演会を開催し、福祉活動推進者を増やす努力をしているがなかなか増えない現状がある。（町社協）</p>
地域の見守り	<p>○<u>地域包括ケアシステムによる関係機関との連携</u>で、地域の課題や個別の情報を収集し、対応している。（包括）</p> <p>○自治会に協力いただき、<u>福祉協力員を設置し、声掛けやゆるやかな見守り活動</u>をしている。民生委員と一緒に活動しているところもある。（町社協）</p>
活動への参加促進	<p>○<u>町広報掲載やチラシ</u>などによる広報・周知活動。（包括）</p> <p>○地域人材の育成の一環で、<u>ボランティア養成講座や福祉理解講演会等</u>を開催し、<u>福祉活動推進者を増やすよう努めている。</u>また、<u>小中学校と連携し、福祉教育を推進</u>している。施設にも協力してもらっている。（町社協）</p>
情報提供や相談	<p>○個人情報の管理に留意し、<u>連携時に情報提供</u>をしている。（包括）</p> <p>○住民等への周知方法として、<u>広報誌の発行、ホームページ、公式LINE、窓口でのチラシ等の設置</u>などにより情報提供を行っている。また町役場に協力いただき、<u>広報誌に掲載して情報協定</u>を行っている。（町社協）</p>
行政との協力体制	<p>○いきいき健康課高齢支援係と常に連携。各月で「<u>包括ケア会議</u>」を行い、情報共有している。（包括）</p>

④ 3つの柱ごとの主な課題の整理

柱	統計や調査結果から	主な課題
人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動への関心度の割合は、年齢があがるほどその割合も増加。前回に比べて参加経験の割合は減少。(調査) ○ボランティア活動に参加したことがない理由は、「忙しく時間がない」「身近にグループや仲間がない」「健康に自信がない」の順。前回に比べて「身近にグループや仲間がない」が増加。(調査) ○助け合いの活性化に必要なことは、「仲介・調整役の育成」「活動の財政的支援」「活動の情報提供」「活動に携わる人材育成」の順。(調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ○行動につながるよう、高齢層の社会参加や生きがいづくりへの働きかけが必要。 ○人とのつながりや健康づくりを通じて、ボランティア活動を活性化させることが必要。 ○地域の担い手づくりに向けて、仲介・調整役、リーダー・活動に携わる人材の育成、情報発信が必要。
地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者独居世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加(統計) ○孤独感は、近所づきあいが深いほど、感じない割合も高い。(調査) ○健康状態がよいほど、また、近所づきあいが深いほど、平均幸福度も高くなる。(調査) ○地域の人との関わり等の必要性は約9割が必要と回答。どの年代とも高い。(調査) ○地域の課題は、「世代間交流」「隣近所との交流」「移動手段」「災害・緊急時の対応」の順。前回に比べて「隣近所との交流」「移動手段」の割合が増加。世代間や隣近所との「交流」は、高年齢層ほど高く、「移動手段」や「気軽に集まれる場」は若年層ほど高い。(調査) ○安心して暮らすためにできることは、「見守り・声かけ」「災害時の手助け」「ちょっとした買い物」の順。前回に比べて「災害時の手助け」が増加。(調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ○孤立化のおそれがある「高齢単身や夫婦のみの世帯」の生活支援が必要。 ○健康づくりや社会的なつながりが、幸福感にもつながることから、地域福祉のさらなる推進が必要。 ○地域でのつながりが希薄になりがちな状況の中、ゆるいつながりで、無理なく継続できる関係性を築くことが必要。 ○地域課題に向けて、交流の機会、移動手段の確保、災害・緊急時対応の周知が必要。 ○地域福祉における災害時対応として、平時からの地域住民のつながりが重要。
仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○要介護等認定者数、愛の手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者の増加(統計) ○インターネットの利用割合は、60～74歳でも7割以上。(調査) ○福祉に関する情報の入手経路は、「町の広報紙」「自治会回覧等」「新聞・テレビ・ラジオ」の順。前回に比べて「町のホームページ」が大幅増。(調査) ○地域福祉推進での優先的取組は、「わかりやすい情報の提供」「福祉教育の充実」「防犯対策の充実」の順。前回に比べて「防災対策の充実」が大幅増。(調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ○増加が見込まれる介護や障がいに対する支援ニーズへの対応が必要。 ○多様な情報発信方法を組み合わせ、高齢者、障がい者、子育て世帯など、様々なニーズに対応することが必要。 ○災害時における要配慮者への支援や、地域住民同士の助け合い体制の構築は、地域福祉の観点からも重要。

1 基本理念

性別や年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、町民の誰もが、住み慣れた地域で主体的に尊厳を持って暮らしていくためには、人と人とのつながりを大切にしながら、互いを尊重し、支え合う心を地域全体で共有することが重要です。

第六次日の出町長期総合計画（基本構想・前期基本計画）では、「みんなでつくろう日の出町『暮らしたくなるまち』の実現」を町の将来像に掲げ、自然と都市が調和した便利で快適なまちの実現、また、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、安心して人がつながり、支えあう地域をつくるとともに若い世代からも選ばれるまちに向けた取組を進めることで、誰もが暮らしたくなるまちの実現を目指します。

その中で、地域福祉の充実においては、誰もが支援の担い手となり、地域全体で支えあうことで、複雑な課題を抱える人が必要な支援につながっている町を目標にしています。

本計画では、上位計画である日の出町長期総合計画をはじめ、日の出町の地域福祉をめぐる課題や、これまでの地域福祉分野における取組等を踏まえ、次の基本理念のもと、地域福祉の推進を図ります。

みんなで支えあい、だれもが安心して暮らせる

日の出町

2 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けた、次の3つを基本目標として定めます。

(1) みんな元気に地域を支え、地域とつながる人づくり

地域福祉の推進には、地域住民一人ひとりの福祉に対する意識の向上を図るとともに、地域を担う次の世代を育てていくことが必要です。子育て支援や福祉教育の充実及び各種啓発活動等を通じて、地域福祉を進める「人」を育てていきます。

また、地域住民の一人ひとりが健康的で、自立的な生活を営むことができるように支援することも、地域の力を向上させるうえで重要です。心と体の健康づくりを促進し、生きがいや社会参加を支援することを通じて、みんな元気で地域を支え、地域とつながる人づくりを目指します。

関連する
SDGs



(2) お互いに見守り支え合う地域づくり

地域住民をはじめ多様な主体が参画し、高齢者や障がい者、子育て世帯など、様々な人が安心して暮らせるよう、日常的なサポートや見守りを行うことが重要です。また、地域のつながりを深め、助け合いの精神を育むことで、より良い地域づくりが期待できます。

誰もが住みやすいまちづくりや防災・防犯対策等の取組、地域住民が気軽に集まり、交流を深めることができる居場所づくりを推進することで、お互いに見守り支え合う地域づくりを目指します。

関連する
SDGs



(3) すべての人に適切な支援が行き届く福祉の仕組みづくり

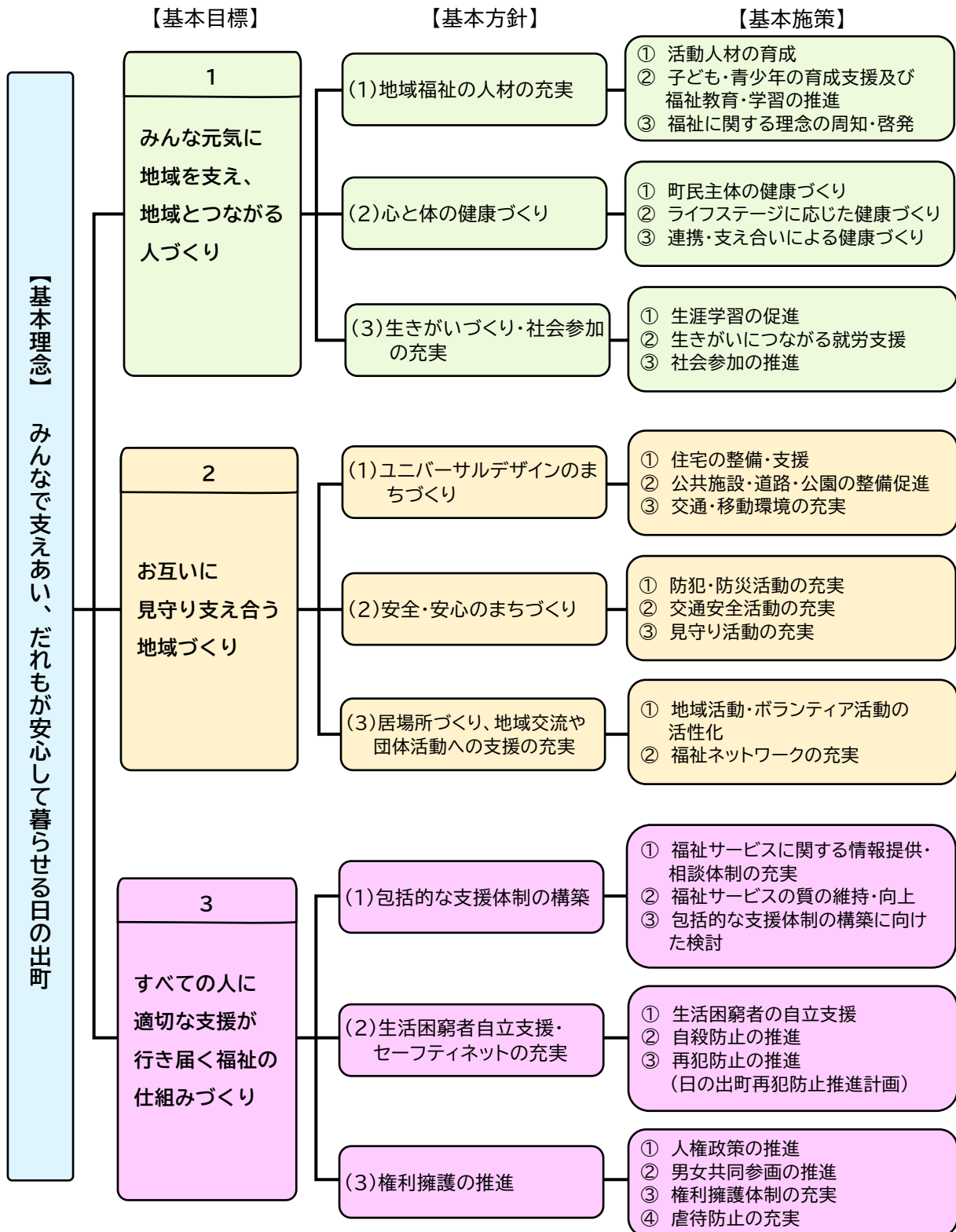
課題を抱える人のなかには、複合的な問題をかかえていたり、必要な支援の手が適切に届いていない場合があります。地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制の構築に努めています。サービスの提供体制を充実させるとともに、様々な立場の人の権利や生活を保障することで、すべての人に適切な支援が行き届く福祉の仕組みづくりを目指します。

関連する
SDGs



3 施策の体系

基本理念の実現に向け、3つの基本目標を定め、基本方針に沿って基本施策を進めます。



基本目標1 みんな元気に地域を支え、地域とつながる人づくり

(1) 地域福祉の人材の充実

《現状と課題》

- アンケート調査結果によれば、ボランティア活動への関心度の割合は、年齢があがるほどその割合も増加していますが、前回調査に比べて参加経験の割合は減少しています。高齢層も含めた参加の関心層の活動への取り込みや参加経験割合という層を広げることが求められています。また、ボランティア活動に参加したことがない理由としては、「忙しくて時間がない」「身近にグループや仲間がない」「健康に自信がない」の順となっています。時間をあげているのは40～59歳の働く世代、仲間をあげているのは若年層（18～39歳）と高齢層（60～74歳）、健康をあげているのは後期高齢層（75歳以上）が多く、年代による違いが見受けられます。
- ヒアリング調査によれば、福祉活動の担い手の高齢化や支え手の不足、担い手の世代交代が進まない現状が見受けられます。一方で、福祉活動推進者の増加に向けて、養成講座や講演会等を実施したり、小中学校と連携して福祉教育を推進しています。
- こどもから大人まで、継続的な幅広い世代への周知、多世代交流が求められています。

《施策の方向性》

- 担い手の発掘・育成・定着に向けて、ボランティア養成講座等の研修への支援、住民の参加促進に向けた周知を進めます。
- 都や関係機関等との連携を進め、福祉人材の確保・育成を目指すとともに、人と人とを結びつけるコーディネーター人材の発掘・育成のサポートを進めます。
- こどもの頃からの福祉に対する意識の向上を図るため、学校での福祉教育に関する取組の充実を図ります。
- 地域共生社会の理念の周知・啓発に向けて、既存の広報誌等を活用するとともに、各種イベントに合わせた周知・PR等を進めます。

《町の主な取組》

取組名と内容	担当課	今後の方向性
① 活動人材の育成		
<p>地域活動・ボランティア活動が活発に行われるよう、社会福祉協議会が実施する福祉協力員研修会やボランティア養成講座等の研修に対し、支援を行うとともに、住民の参加促進に向けた周知を行います。</p> <p>また、東京都やサービス提供事業所、社会福祉協議会等と連携し、福祉サービスを担う福祉人材（福祉従事者）の確保・育成や、支援を必要する人と支援を行う人を結びつけるコーディネーター人材の発掘・育成を推進します。</p>	福祉課 いきいき健康課	継続
② 子ども・青少年の育成支援及び福祉教育・学習の推進		
<p>「日の出町子ども・子育て支援事業計画」に基づきながら、こども・青少年を地域全体で育てていく仕組みをつくりまします。</p> <p>『給付から支援へ』の方針のもと、新たな支援政策の確立をしていきます。</p> <p>また、子どもの頃から福祉に対する意識の向上を図るため、小学校では、社会福祉施設担当者による講話や施設への訪問、認知症学習プログラムの開発、中学校では、ボランティア体験、社会福祉施設における職業体験を教育課程に位置付けています。学校での福祉教育に関する取組を充実します。</p>	福祉課 教育総務課 こども家庭センター	継続 ・ 検討
③ 福祉に関する理念の周知・啓発		
<p>地域共生社会の理念が住民に広く理解されるよう、広報誌等の活用や講習会の開催を通じて、福祉についての考え方や障がいのある人、高齢者、小さな子ども連れの人等にできる手助けについて周知します。</p> <p>広報紙による広報だけでなく、庁内施設での制作物の紹介などを障害者週間に合わせ行っていきます。</p>	福祉課 いきいき健康課 こども家庭センター	継続 ・ 検討

(参考) 社会福祉協議会の主な取組

- ボランティアセンターの運営
- ボランティアに関する情報提供や学習・体験機会の提供
- 福祉人材の育成研修
- 福祉教育の推進
- 福祉教育プログラムの実施 等

(2) 心と体の健康づくり

《現状と課題》

- アンケート調査結果によれば、健康状態がよいほど、また、近所づきあいが深いほど、平均幸福度が高くなっています。
- ライフステージに応じて、健康課題に対する適切なサポートを継続的に行い、必要な情報提供や相談支援につなげることが求められています。
- より多くの住民が健康づくりに参加できるよう、地域の特性や利用可能な資源（公園、居場所など）を効果的に活用することが求められています。
- 地域とのつながりは、住民の孤独・孤立を防ぎ、人々の幸福や健康を促進する上で非常に重要な役割を果たすと言われており、地域と連携した健康づくりが求められています。

《施策の方向性》

- 町民主体の健康づくりに向けて、健康づくりに関する知識の普及・啓発を進めるとともに、主体的な健康づくり活動を支援します。
- 乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた健康づくりへの取組を進めます。
- 町民一人ひとりが健康に関心を持ち、主体的に取り組めるよう、健康づくりに関する団体等と連携しながら、健康を守るための環境づくりを進めます。

《町の主な取組》

取組名と内容	担当課	今後の方向性
① 町民主体の健康づくり		
<p>生活習慣病予防を重視した町民主体の健康づくりとして、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「禁酒・禁煙」「歯・口腔の健康」「健康管理」の6つの目標を掲げ、日頃の生活習慣の維持・改善の重要性を町民一人ひとりが認識し、積極的に取り組めるよう健康づくりに関する知識の普及・啓発や、地域での自主的な健康づくり活動を支援します。</p>	いきいき健康課	継続
② ライフステージに応じた健康づくり		
<p>乳幼児期からの健康づくりは、健やかな成長と発育につながり、青年期以降の健康的な生活をおくるための基礎となり、その後疾病や老化により身体機能が低下していく高齢期においては、健康づくりに積極的に取り組むことによって、要支援・要介護状態への予防や重度化を防ぐことが重要と考え、5つのライフスタイルに整理し、世代ごとに応じた健康づくりに取り組めるよう支援を行います。</p>	いきいき健康課 こども家庭センター	継続
③ 連携・支え合いによる健康づくり		
<p>個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、町民の健康づくりを地域において総合的に支援していくため、健康づくり推進員や健康づくりに関する団体等と連携しながら、町民一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりを主体的に取り組めるよう、町全体で相互に支え合いながら健康を守るための環境づくりを推進します。</p> <p>また、町内の公園等を整備したり、地域住民によって主体的に運営されるスポーツ団体を支援したりすることで、誰もが気軽に外出することができ、運動できる環境をつくれます。</p> <p>スポーツ振興においては、子どもから高齢者、障害のある方も参加できる競技を実施し、多くの方がスポーツを楽しみ、交流などができる事業を推進します。</p>	いきいき健康課 まちづくり課 福祉課 文化スポーツ課	拡充 ・ 充実

(3) 生きがいづくり・社会参加の充実

《現状と課題》

- 国の「高齢者の経済生活に関する調査」(令和6年度)によれば、60歳以上の高齢者では、生きがい(喜びや楽しみ)を十分または多少感じている割合が75%と、約4人に3人が生きがいを感じています。また現在何らかの社会的活動を継続的に行っているかでは、「就労・就業」が44%、男女とも69歳までは5割を超え、特に男性60~64歳では8割を超えています。
- 生きがいづくりや社会参加は、心身の健康維持、孤立防止、自己肯定感の向上、そして地域社会への貢献に不可欠です。活動を通じて人と交流し、社会とつながることは、認知症予防や健康寿命の延伸に効果的であり、生きがいや幸福感につながります。社会参加は就労、ボランティア、学習活動、地域交流など様々な形態があるため、年齢や状況に合わせた機会の提供が求められています。

《施策の方向性》

- 町民一人ひとりが自発的な学習を通じて生きがいのある生活を送れるよう、各種機会を提供します。
- 関係機関と連携し、就労の場の確保に努めます。
- 多世代交流の場や社会参加の機会の創出に向けて、各種情報提供を進めるとともに、生きがいや地域の人々との交流につながるよう、環境づくりを進めます。

《町の主な取組》

取組名と内容	担当課	今後の方向性
① 生涯学習の促進		
町民一人ひとりが自発的な学習を通じて生きがいのある生活を送るため、ひので町民大学を開催します。	文化スポーツ課	継続
② 生きがいにつながる就労支援		
ハローワーク等の関係機関と連携し、就労の場の確保に努めます。 また、障がいのある人の就労については、障がい者就労・生活支援センターを中心に、相談支援や町内企業の雇用促進に向けた啓発等の取組を行います。 高齢者の就労については、団塊の世代が高齢期に入り、就労を希望する高齢者はますます増大することが予測されることから、シルバー人材センターの拡充に向けて、その運営の支援を行っていきます。	福祉課 いきいき健康課	継続
③ 社会参加の推進		
世代を超えて気軽に集うことができる居場所や、社会参加の機会を創出するとともに、社会参加につながる情報が多くの住民に届くよう、情報提供の充実を図ります。 また、障がいのある人や児童が、様々な地域活動や学習活動、スポーツ・レクリエーション活動に参加し、生きがいづくりや地域の人々との交流につながるよう、環境づくりを進め、関係機関と連携し、情報提供の充実を図ります。 高齢者においては、地域の身近な「通いの場」で介護予防に取組、老人クラブや高齢者団体において、いきいきと活動したりできるように支援を行います。 子どもから高齢者、障害のある方も、様々な学習活動、スポーツ・レクリエーション活動に参加し、生きがいづくりや地域の人々との交流につながるよう、事業の推進をします。 勤労世代の社会参加については、企業・事業所・日の出町商工会、社会福祉関係団体等との連携も図りながら、地域の中で活躍できる機会の創出を検討していきます。	福祉課 いきいき健康課 文化スポーツ課 産業観光課	継続

(参考) 社会福祉協議会の主な取組

- 住民交流の拠点づくりの支援
- 小地域福祉活動の支援
- ボランティア活動を始めたい方への支援 等

基本目標2 お互いに見守り支え合う地域づくり

(1) ユニバーサルデザインのまちづくり

《現状と課題》

- 本町では、高齢者や障がい者を含むすべての町民が安心して暮らせるよう、「ユニバーサルデザイン（UD）に配慮したまちづくり」を都市計画の重要施策として掲げています。
- アンケート調査結果によれば、地域の課題として「世代間交流」「隣近所との交流」「移動手段」「災害・緊急時の対応」の順となっており、前回調査に比べて、「隣近所との交流」「移動手段」の割合が増加しています。「移動手段」の回答は、若年層ほど高くなっています。
- ヒアリング調査によれば、自動車免許の返納者が増加し、車を手放す人が増えてきているように感じており、移動手段のニーズは一定数存在します。地域課題の解決に向けて、移動手段の確保が求められています。

《施策の方向性》

- 障がいのある人や高齢者等に対応した住宅のバリアフリー化のため、各種助成を進めます。
- 「日の出町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを進めます。
- 全ての人が安心して気軽に外出・移動できるよう、各種支援を進めます。

《町の主な取組》

取組名と内容	担当課	今後の方向性
① 住宅の整備・支援		
<p>障がいのある人や高齢者等に対応した住宅のバリアフリー化のため、段差の解消や昇降機の設置等の改修への助成を行います。</p> <p>住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居が出来るような仕組みづくりを検討します。</p> <p>また、誰もが住みやすい町営住宅になるように、引き続き整備を行います。</p>	いきいき健康課 まちづくり課	継続
② 公共施設・道路・公園の整備促進		
<p>「日の出町都市計画マスタープラン」や「日の出町公共施設等総合管理計画」において定めた基本的な方針等に基づいて、公共施設・道路・公園等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進します。</p> <p>日の出町子ども・子育て支援事業計画第三期にも掲載のとおり、子どもの居場所づくりも含め、安全な遊具等の設置、インクルーシブ公園の整備に向け検討を進めます。</p>	総務課 産業観光課 建設課 まちづくり課 福祉課	拡充 ・ 充実
③ 交通・移動環境の充実		
<p>令和4年7月から、町内循環バス「ぐるり～ん日の出号」に代わり、コミュニティバス「ぐるり～んひのでちゃん」の運行が開始し、住民の外出・移動を支援しています。</p> <p>加えて、一般高齢者向けの高齢者外出支援バスの運行、支援バスを利用できない高齢者や障がいのある人等のためのおでかけ支援ドリームカーの運行、及び町内3小学校の1年生を対象として、安全な下校を確保するための児童輸送用車両運行業務等、全ての人が安全で気軽に外出・移動できるような支援を行います。また、デマンドタクシーの導入に向けて検討します。</p>	生活安全安心課 いきいき健康課 教育総務課	拡充 ・ 充実

(参考) 社会福祉協議会の主な取組

■おでかけ支援ドリームカーの運行 等

(2) 安全・安心のまちづくり

《現状と課題》

- アンケート調査結果によれば、安心して暮らすためにできることは、「見守り・声かけ」「災害時の手助け」「ちょっとした買い物」の順となっています。また、孤独感、近所づきあいが深いほど、感じない割合が高くなっています。地域福祉における災害対応として、平時からの地域住民のつながりがより重要となります。
- ヒアリング調査によれば、地域包括ケアシステムによる関係機関との連携により、地域課題や個別の情報を収集し、対応しています。包括的な支援体制に向けて、地域包括ケアシステムのさらなる深化が求められています。
- 国の統計によれば、高齢者独居世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加しており、孤立化のおそれがある「高齢単身や夫婦のみの世帯」の生活支援が求められています。

《施策の方向性》

- 住民が犯罪に巻き込まれることがないように、注意勧告や啓発活動を進めるとともに、地域住民主体の防犯活動を支援します。
- 自治体、自主防災組織、消防団等への活動を支援します。
- 災害時の迅速な支援体制の整備や住民への制度の周知を図ります。
- 警察署や防犯協会等と連携し、交通安全活動の充実を目指します。
- 地域全体での見守り支え合う仕組み（見守りのネットワーク）を強化・充実します。

《町の主な取組》

取組名と内容	担当課	今後の方向性
① 防犯・防災活動の充実		
<p>【防犯】五日市警察署や五日市防犯協会等と連携し、住民が犯罪に巻き込まれることのないよう、注意喚起や啓発活動に努めます。また、地域住民によるパトロール等の防犯活動を支援します。</p> <p>【防災】自治体、自主防災組織、消防団等への活動の支援を通じて、地域の防災力の強化を促進します。また、町、自治会、消防署等の関係機関と避難行動要支援者*の名簿を共有し、個別計画を策定していくこと等を視野に入れながら、災害時の迅速な支援体制の整備を図るとともに、この制度の住民への周知と、名簿の更新等の適正なメンテナンスを行います。</p> <p>緊急時の避難所の設置等の対応は、「日の出町地域防災計画」と整合を取りながら、地域の実情や感染症対策等を踏まえて実施します。</p> <p>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内「要配慮者利用施設の管理者等の避難確保計画」の作成及び避難訓練の実施等の促進を図ります。</p> <p>災害ボランティア体制の充実を図ります。</p> <p>【共通】防災行政無線や、「日の出町お知らせメール」を活用し、地域での犯罪、災害等に関する情報をいち早く、住民に伝える仕組みを推進します。</p>	生活安全安心課 福祉課 いきいき健康課 こども家庭センター	継続
② 交通安全活動の充実		
<p>五日市警察署や五日市交通安全協会等と連携し、住民が交通事故を起こすこと、巻き込まれることのないよう、注意喚起や啓発活動に努めます。</p>	生活安全安心課	継続
③ 見守り活動の充実		
<p>自治会や福祉協力員、老人クラブ等の地域住民や関係機関が声かけや見守り等を行い、町、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターを軸として地域全体で見守り支え合う仕組み（見守りのネットワーク）を強化、充実していきます。さらに、新聞や郵便配達、電気の検針等、地域に密着して活動している事業所の協力を得る仕組みを検討していきます。</p>	福祉課 いきいき健康課 生活安全安心課 こども家庭センター	継続

(参考) 社会福祉協議会の主な取組

- 地域における見守り活動の促進
- 防犯ボランティア活動への支援
- 災害ボランティアセンター体制の整備 等

(3) 居場所づくり、地域交流や団体活動への支援の充実

《現状と課題》

○アンケート調査結果によれば、地域の課題として「世代間交流」「隣近所との交流」「移動手段」「災害・緊急時の対応」の順となっており、前回調査に比べて、「隣近所との交流」「移動手段」の割合が増加しています。世代間や隣近所との「交流」は、高年層ほど高くなっています。

特に核家族化や高齢化が進む社会において、異なる世代が交流する機会は、孤独感の軽減や生きがいの創出、次世代への知恵や経験の継承を促します。これは、持続可能な共生社会の基盤となるために不可欠な要素であることから、多世代との交流機会が求められています。

○ヒアリング調査によれば、福祉活動の支え手が少なく、担い手の世代交流が進まない現状があります。これらのことから、多世代との交流機会の必要性がうかがえます。

《施策の方向性》

○地域での活動のきっかけづくりとなるよう、世代を超えて気軽に集うことができる居場所や仕組みの創出を検討していきます。

○庁内の横断的な体制の強化、地域の多様な主体との連携・協働体制を強化します。

《町の主な取組》

取組名と内容	担当課	今後の方向性
① 地域活動・ボランティア活動の活性化		
<p>地域福祉の中核的な役割を担う自治会や民生委員・児童委員等の活動を支援します。</p> <p>また、地域の様々な福祉課題の解決のため、町、社会福祉協議会のボランティアセンター、地域包括支援センター等が連携し、地域ボランティアの積極的な活用を図ります。</p> <p>そして、町民と活動団体との接点を増やし、活動への参加が促進されるよう、地域で活躍するボランティアに関する情報の提供を充実していくとともに、地域での活動のきっかけづくりとなるような、世代を超えて気軽に集うことができる居場所や仕組みの創出について検討していきます。</p>	<p>福祉課 いきいき健康課</p>	<p>継続</p>
② 福祉ネットワークの充実		
<p>複合的な課題への対応や、必要な支援につながない人へのアウトリーチのため、庁内の横断的な体制、および地域の多様な主体との連携・協働体制を強化します。</p>	<p>福祉課 いきいき健康課</p>	<p>継続</p>

(参考) 社会福祉協議会の主な取組

- 福祉団体の育成・強化
- 登録ボランティア団体の活動支援
- ボランティアコーディネート機能の充実
- 家事援助等サービスの提供
- 社会福祉法人としての公益活動の推進 等

基本目標3 すべての人に適切な支援が行き届く福祉の仕組みづくり

(1) 包括的な支援体制の構築

《現状と課題》

- 地域共生社会の実現に向けて、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備（包括的な支援体制の整備）を行うことが求められており、その整備にあたっては福祉分野以外の関連施策との連携も重要になってきています。また共生社会において、外国人を含む全ての人が、それぞれが持つ多様性を異質なものとして差別・排除の対象とするのではなく、豊かさとしてお互いに個人の尊厳と人権を尊重することが求められています。
- アンケート調査結果によれば、地域福祉推進での優先的取組として、「わかりやすい情報の提供」「福祉教育の充実」「防犯対策の充実」の順となっています。多様な情報発信方法を組み合わせ、高齢者、障がい者、子育て世帯など、多様なニーズに対応することが求められています。
- ヒアリング調査によれば、経済的困窮、身寄りがいないなどの複合した多問題家族が増えています。また地域包括ケアシステムによる関係機関との連携により、地域課題や個別の情報を収集し、対応しています。このような状況の中、包括的な支援体制に向けて、地域包括ケアシステムのさらなる深化が求められています。
- 令和2年6月交付の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会実現に向けた包括的支援体制の構築の取組の一つとして、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱とする「重層的支援体制」の整備が行政に対して求められています。

【相談支援】

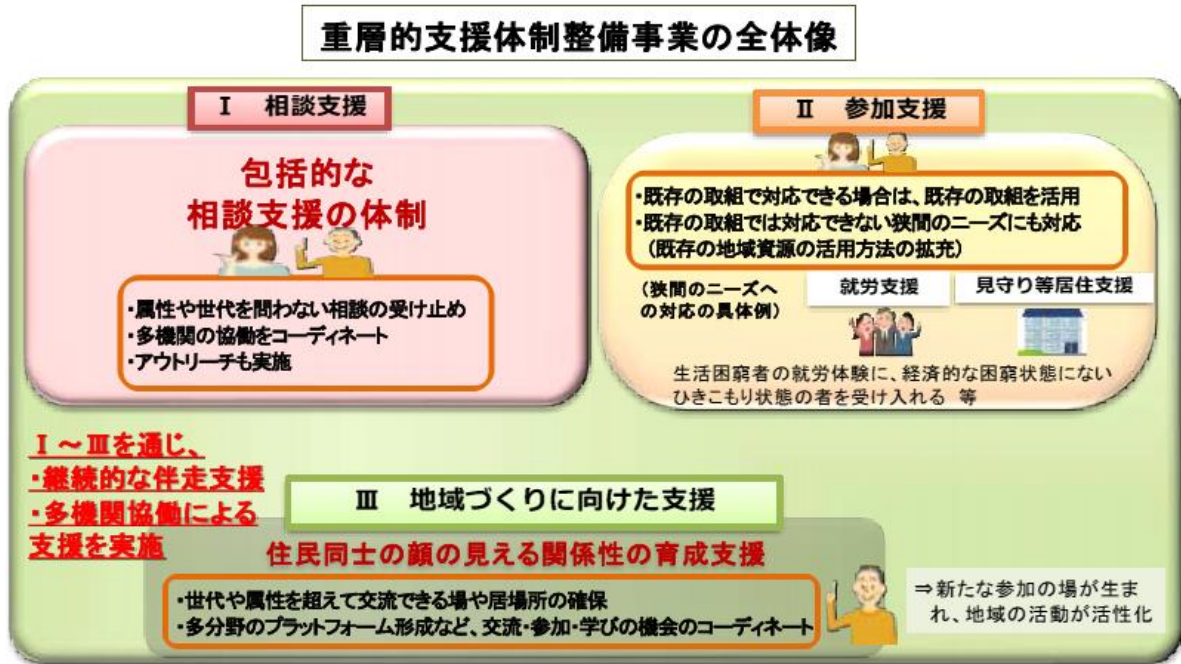
関係する計画名	関連する事業名
日の出町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画	・地域包括支援センターの機能の充実（相談業務が的確に行われるよう、町との情報の共有化を推進）
日の出町障害者計画・第7期日の出町障害福祉計画・第3期日の出町障害児福祉計画	・相談支援体制の充実（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点を設置し、総合的・専門的な相談支援の体制整備の構築）
日の出町子ども・子育て支援事業計画（第3期）	・こども家庭センター事業

《施策の方向性》

- 誰もが入手しやすい形で福祉サービスに関する情報提供を進めます。
- 福祉に関する総合的な相談窓口を進めます。
- 東京都等と連携しながら、福祉サービスの質の維持・向上を図ります。
- 地域住民の複雑化した支援ニーズに対応できるよう、包括的な支援体制づくりを進めます。

《町の主な取組》

取組名と内容	担当課	今後の方向性
① 福祉サービスに関する情報提供・相談体制の充実		
<p>町広報誌、ホームページ、パンフレット等を通じ、誰もが入手しやすい形で福祉の情報を提供します。また、SNSの活用等のIT化を視野に入れ、住民にとって必要な情報を速やかに発信できる体制を、庁内関係課と連携しながら検討します。</p> <p>制度に合わせたホームページの更新について、タイムリーに行うことが課題となっています。</p> <p>SNSの活用については、対象世代がSNSを活用する世代であるため、積極的に活用していきます。</p> <p>相談支援体制の充実を図るため、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点を整備します。</p>	福祉課 いきいき健康課 こども家庭センター	継続
② 福祉サービスの質の維持・向上		
<p>東京都と連携し、サービス提供の基盤を整備するとともに、事業者の町内への参入を支援促進していきます。既存の事業所へは実地指導等を行い、適切な提供体制が維持されているのかを確認します。</p> <p>さらに、サービス提供事業者の資質の向上を図るため、研修や技術の取得を事業者に奨励するとともに、事業者からの相談、苦情に対しては、問題の解決に向けての支援を行います。</p> <p>また、東京都や社会福祉協議会、サービス提供事業所等と連携し、福祉の現場における業務改善・負担の軽減を図るため、情報通信技術（ICT*）の導入等による現場革新や、福祉に関する人的基盤を確保するための取組について検討していきます。</p>	福祉課 いきいき健康課 こども家庭センター	継続
③ 包括的な支援体制の構築に向けた検討		
<p>地域住民の複雑化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制づくりに向けて、既存の事業や地域の活動を活かしながら、本人や世帯の属性に関わらず受けとめる相談支援や、既存の取組では対応できない狭間のニーズへの対応、多世代交流や多様な活躍の場を確保するような地域づくりの体制構築を検討していきます。</p>	福祉課 いきいき健康課 こども家庭センター	継続



資料：厚生労働省

(参考) 社会福祉協議会の主な取組

- サービスの質の向上
- 福祉に関する総合的な相談支援
- 各法人の活動状況等の情報交換 等

(2) 生活困窮者自立支援・セーフティネットの充実

《現状と課題》

- 生活に困窮するおそれのある者や生活困窮の状態にある者（世帯）に対して、「本人の尊厳を保持した包括的かつ早期の支援」と「支援を通じた地域づくり」という理念のもと、生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みづくりが進められてきました。
- ヒアリング調査によれば、地域課題として複合化した多問題家族の増加があることから、他分野や他の支援機関との連携強化が求められています。
- 地域共生社会は、こうした包括的支援と地域支援を総合的に推進するという生活困窮者自立支援制度の考え方を他の福祉分野や政策領域にも広げ、共通理念化したものであり、地域共生社会の実現に向けて、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが求められています。

《施策の方向性》

- 西多摩福祉事務所等と連携し、各種支援につなげていきます。
- 自殺対策を総合的に推進するため、5つの基本施策を定め、「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に取り組んでいきます。
- 地域の状況に合わせた再犯防止施策を進め、犯罪被害の防止や地域社会の安全・安心の確保を目指します。（再犯防止推進計画）

《町の主な取組》

取組名と内容	担当課	今後の方向性
① 生活困窮者の自立支援		
<p>西多摩福祉事務所等と連携し、自立に向けた相談支援・就労支援へつなぎます。</p> <p>また、事業所等と連携した雇用促進や、家賃低廉化住宅の紹介等により、高齢者、障がいのある人、犯罪をした人等の安定した生活の支援を行います。</p>	福祉課 まちづくり課	継続
② 自殺防止対策の推進		
<p>「日の出町自殺対策計画」に基づきながら、地域における支え合いネットワークの強化・構築や、ゲートキーパー等の自殺対策を支える人材の育成、住民に対するこころの健康に関する啓発・相談窓口の周知、生きがいづくりをはじめとする生きることの促進要因への支援、児童生徒の SOS の出し方に関する教育を充実していきます。</p>	いきいき健康課	継続
③ 再犯防止の推進（日の出町再犯防止推進計画）		
<p>「社会を明るくする運動」等を通じ、住民や地域の事業所等に対し、犯罪をした人等の立ち直りを支えることの重要性の理解を促進するための啓発を行います。</p> <p>また、西多摩地区保護司会日の出分区等と連携し、犯罪をした人等の立ち直りを支える民間ボランティア活動の周知や、その活動を支援します。</p>	福祉課	継続

（参考）社会福祉協議会の主な取組

- 資金の貸し付け
- 受験に挑戦することへの支援 等

(3) 権利擁護の推進

≪現状と課題≫

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(認知症基本法)が2024年1月1日に施行され、認知症の人が尊厳を保ち、希望を持って暮らせる社会の実現を目指しています。
- 今後更なる増加が見込まれる認知症高齢者や単身・独居や高齢者のみ世帯、親亡き後の障がい者等の生活をどのように支えていくかが大きな課題となっており、権利擁護支援の利用ニーズの増加に対応していくことが求められています。
- 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画において、地域共生社会の実現に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として、権利擁護支援を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実が求められています。

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標



≪施策の方向性≫

- 人権に関する啓発活動を進めるとともに、総合相談を通じて、個別相談にも対応していきます。
- 男女共同参画に関する情報を広く周知します。
- 高齢者や障がいのある方などが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉サービスや成年後見制度の利用に関する支援機関として「成年後見センターひので」があり、今後推進機関から中核機関へ移行し、機能強化に取り組んでいきます。(成年後見制度利用促進基本計画)
- 専門家等と連携・協力のもとに、虐待防止対策充実を図ります。

《町の主な取組》

取組名と内容	担当課	今後の方向性
① 人権施策の推進		
町広報誌、パンフレット等により人権に関する啓発を行います。 また、総合相談を通じて、人権擁護委員・行政相談委員・弁護士による個別相談にも対応します。	総務課	継続
② 男女共同参画の推進		
町広報誌、パンフレット等により男女共同参画に関する啓発を行います。 また、図書館での特設コーナーの設置及び絵本の読み聞かせの実施を通し、男女共同参画に関する情報を広く周知します。	総務課	継続
③ 権利擁護体制の充実（成年後見制度利用促進計画）		
認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が十分ではない方に対し、財産管理や身上監護を行う成年後見制度、適切な福祉サービスを利用するための援助や日常生活費の範囲内における金銭管理の支援を行う地域福祉権利擁護事業の普及・啓発を行います。 今後は推進機関から、広報・相談・利用促進・後見人支援等の機能を担う中核機関へ移行し、機能強化に取り組んでいきます。 また、成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合は、町長が成年後見人等の選任の申立てを行います。 加えて、成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な人に対し、成年後見人等に対する報酬費用の助成を行います。	福祉課 いきいき健康課	拡充 ・ 充実
④ 虐待防止の充実		
子どもや女性、高齢者、障がいのある人等に対する虐待予防と防止のため、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、学校、保健所、地域包括支援センター、介護・福祉サービス事業者、医師・弁護士等専門家等との連携・協力のもとに、「早期発見」「サービス介入」「専門支援介入」からなる三層のネットワークを形成し、虐待防止対策の充実を図ります。 また、福祉課の障害者虐待防止センターとしての機能の強化と周知に努めます。	福祉課 いきいき健康課 こども家庭センター	継続

(参考) 社会福祉協議会の主な取組

- 成年後見センターひのでの運営
- 地域福祉権利擁護事業の実施 等

第5章

計画の推進

1 計画の推進

地域福祉は、地域に関わる全ての人々が主体となって推進していくことが重要です。そのため、本計画については広報誌や公式ホームページを通じて広く浸透を図ります。

また、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との連携を図るとともに、地域福祉を担う団体である、民生・児童委員協議会、日の出町自治会長連合会、NPO、ボランティア団体等との協体制の強化を進め、計画を推進していきます。

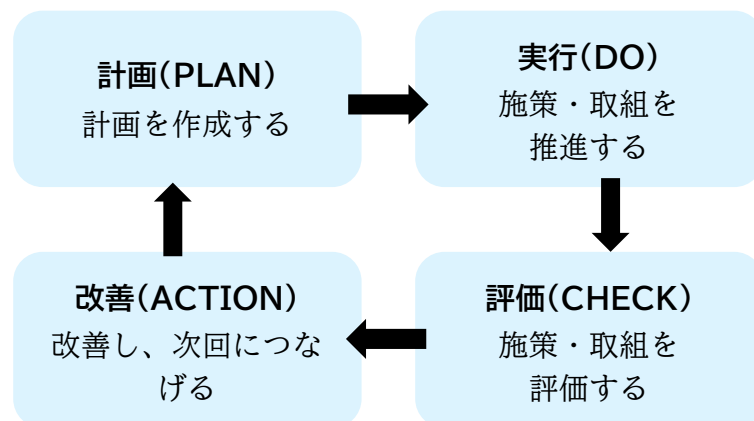
さらに、地域住民の抱える多様かつ複合的な生活課題に対して、全庁的に連絡・調整を図りながら、施策・事業を推進していきます。

2 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、町と社会福祉協議会との情報交換を定期的に行い、両者の情報を共有します。同時に、関連計画を策定している関係部局とも連携を図りながら、進捗状況の確認と評価を行います。

なお、計画の改定にあたっては、令和10年度までに住民アンケート調査等を用いて、新たな地域課題を把握するとともに、最終年度である令和11年度には次期計画の策定委員会を通じて、本計画の点検を行います。

また、本計画は、総合計画における福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、他の福祉計画における上位計画としての性格を持ちます。そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の推進が効果的に展開されるよう整合を図ります。またPDCAサイクルを通じて、施策や取組の効果等を評価し、社会状況等の変化も踏まえつつ、必要に応じて取組等を改善し、事業を展開していきます。



資料編

1 日の出町地域福祉計画策定委員会

(1) 日の出町地域福祉計画策定委員会設置要綱

○日の出町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和2年6月18日

告示第69号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、日の出町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、日の出町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員を持って組織する。

- (1) 地域福祉について見識を有する者
- (2) 医療又は福祉関係施設等の代表
- (3) 社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画策定までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員を委嘱又は任命後の最初の委員会は、町長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(意見の聴衆等)

第7条 委員会は、必要に応じて委員会に委員以外の関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は、必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は福祉課内に置く。

(令和6告示52・一部改正)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則(令和6年4月1日告示第52号)

この要綱は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

※敬称略

番号	氏名	所属	備考
1	◎古山 博大	日の出町社会福祉協議会会長	社会福祉を目的とする団体
2	○進藤 晃	日の出町医師会会長	医療関係
3	三嶋 香奈	日の出町介護保険事業者連絡会会長	高齢
4	馬場 由美子	日の出町包括支援センター所長	高齢
5	杉浦 友和	日の出町地域自立支援協議会会長	障害
6	宮岡 初枝	日の出町障害者計画策定委員長	障害
7	橋本 絹代	日の出町子ども・子育て会議会長	児童
8	高野 泰弘	日の出町民間保育園園長会会長	児童
9	濱名 良夫	日の出町民生・児童委員協議会会長	関係行政機関

◎：会長 ○副会長

(3) 策定経過

年月	事項	協議事項等
令和6年12月18日	令和6年度 第1回 日の出町地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・日の出町地域福祉計画策定業務スケジュール案について ・地域福祉に関するアンケート(案)について
令和7年1月21日～ 令和7年2月10日	地域福祉に関するアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定に向けた町民1500人(無作為抽出)に対するアンケート調査
令和7年6月30日	令和7年度 第1回 日の出町地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果報告書について ・現行計画の事業実施状況調査報告について ・日の出町地域福祉計画(骨子案)について ・今後のスケジュールについて
令和7年11月10日	令和7年度 第2回 日の出町地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・日の出町地域福祉計画(素案)について ・今後のスケジュールについて
令和7年12月1日～ 令和7年12月17日	パブリックコメントの実施	
令和8年2月2日	令和7年度 第3回 日の出町地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果について ・「第二期日の出町地域福祉計画」(案)について ・今後のスケジュールについて

2 用語集

あ
●ICT（アイシーティー）
Information & Communications Technology の略で、情報通信技術のこと。
●インクルーシブ
年齢、性別、障がいの有無、国籍、宗教などに関わらず、すべての人が排除されず、主体的に社会に参加できる「包括的」「包摂的」な考え方や取り組みのこと。
●SDGs（エスディージーズ）
Sustainable Development Goals の略。平成 27 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標であり、17 の目標（ゴール）と 169 のターゲット（具体目標）を掲げています。
●NPO（エヌピーオー）
利潤を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織のこと。特定非営利活動促進法（NPO 法）による認証を受け、法人格を得た団体を NPO 法人（特定非営利法人）と呼びます。

か
●ゲートキーパー
自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。
●基幹相談支援センター
障害福祉分野において地域の相談支援の中核的な役割を担う相談機関で、多種多様な障害特性や生活ニーズに対応し、困りごとや“生きづらさ”を抱える障害者などがどのような相談もできる窓口。
●権利擁護
高齢者や障害者など、支援を必要とする人々が、尊厳を持って自分らしく生活できるよう、その権利や意思を尊重・保護し、権利侵害（虐待、財産上の不当な取り引きなど）から守る仕組みや支援のこと。

さ
●社会福祉法
社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。

<p>●社会福祉法人</p> <p>社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人のこと。その高い公益性に鑑み、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による地域貢献活動を行う責務が課されています。</p>
<p>●重層的支援体制整備事業</p> <p>地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村が中心となって、高齢・障害・子ども・生活困窮といった分野の垣根を越えて包括的な支援体制を構築する事業のこと。</p>
<p>●成年後見制度</p> <p>認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が不十分な人の権利や財産を守り、生活を支援するための制度のこと。</p>
<p>●セーフティネット</p> <p>高齢者、障害者、児童、生活困窮者など、支援を必要とする人々が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、生活の転落や孤立を防ぐための「社会的な安全網・支え合いの仕組み」のこと。</p>

<p>た</p>
<p>●地域共生社会</p> <p>制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。</p>
<p>●地域生活支援拠点</p> <p>障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、緊急時の受け入れや相談、体験の機会・場などを提供するバックアップ体制のこと。</p>
<p>●地域包括支援センター（日の出町包括支援センター）</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できることを目的に設置され、介護保険・福祉サービスの総合的な相談窓口として高齢者の生活を支援するとともに、介護保険の認定申請代行も行います。</p>
<p>●地域包括ケアシステム</p> <p>すべての高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・（介護状態の）予防・日常生活の支援が一体的に提供される体制のこと。</p>

<p>は</p>
<p>●避難行動要支援者名簿登録制度</p> <p>災害発生時に、支援が必要な方に対して安否確認や避難支援が迅速に行えるよう、日頃から地域での支え合いの取組のこと。町では、安否確認・避難支援に向けて、避難行動要支援者を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成しています。</p>

●保護司

犯罪や非行をした人の社会復帰のサポートや、更生に関する啓発活動や、犯罪予防活動を行う、法務大臣から委嘱を受けた非常勤国家公務員。

ま

●民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

や

●ユニバーサルデザイン

文化、言語、国籍の違い、老若男女といった差異、障がい、能力の差異を問わずに利用することができる施設、製品、情報の設計（デザイン）のこと。

第二期日の出町地域福祉計画

発行：令和8年2月 日の出町

企画・編集：日の出町福祉課

〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地

TEL：(042) 597-0511（代表）

FAX：(042) 597-4369

第二期 日の出町 地域福祉計画

概要版

計画期間

令和8(2026)年度 ▶ 令和11(2029)年度



日の出町イメージキャラクター「ひのでちゃん」

令和8年2月
日の出町

1

計画策定の背景と目的

国では、さまざまな生活課題を抱えた人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会の実現」に向けた体制整備を進めています。この地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が令和3年4月からスタートしています。

東京都では、令和3年度～令和8年度を計画期間とする「第二期東京都地域福祉支援計画」を策定し、「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進しています。

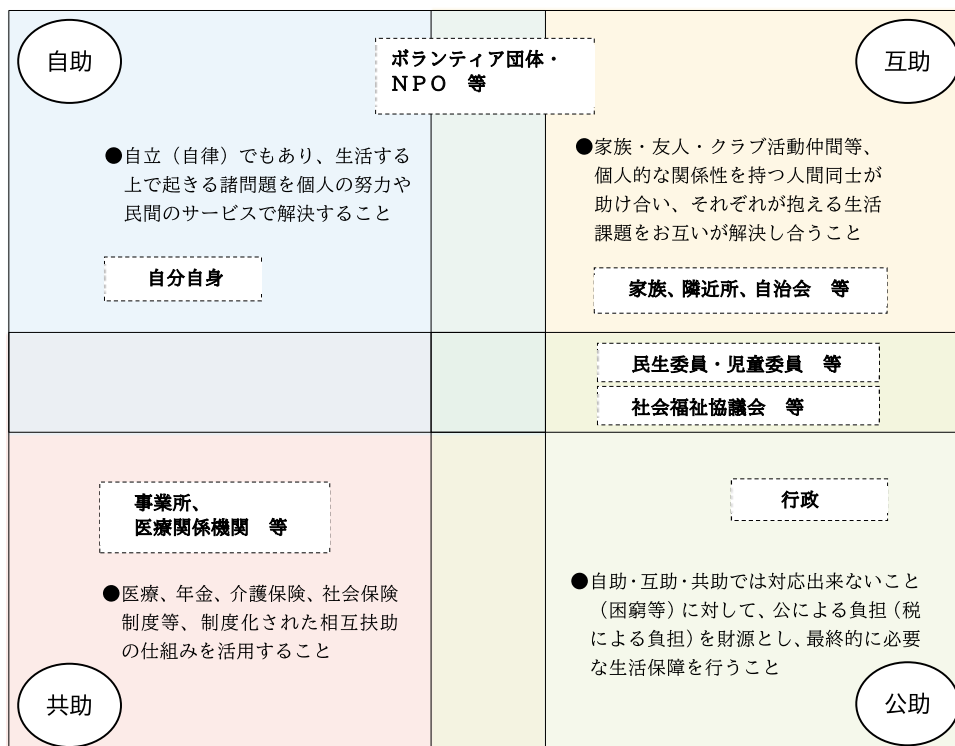
本町では、令和3年3月に「みんなでつくろう 住みよい 日の出町！」を基本理念とする「日の出町地域福祉計画（計画期間：令和3～7年度）」を策定し、町民とともに地域福祉の推進に取り組んできました。この度、令和7年度に計画期間が終了することから、今日の社会的潮流及び今後の町の中長期的な情勢等を見据え、改定を行い、新たな「第二期日の出町地域福祉計画（計画期間：令和8～11年度）」を策定します。

2

地域共生社会を支える上での4つの「助」

地域福祉の推進に向けて、個人、地域社会、行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力していくことが必要であり、様々な生活課題を「自助」「互助」「共助」「公助」の連携・協力によって解決していきます。

「自助」「互助」「共助」「公助」の関係図



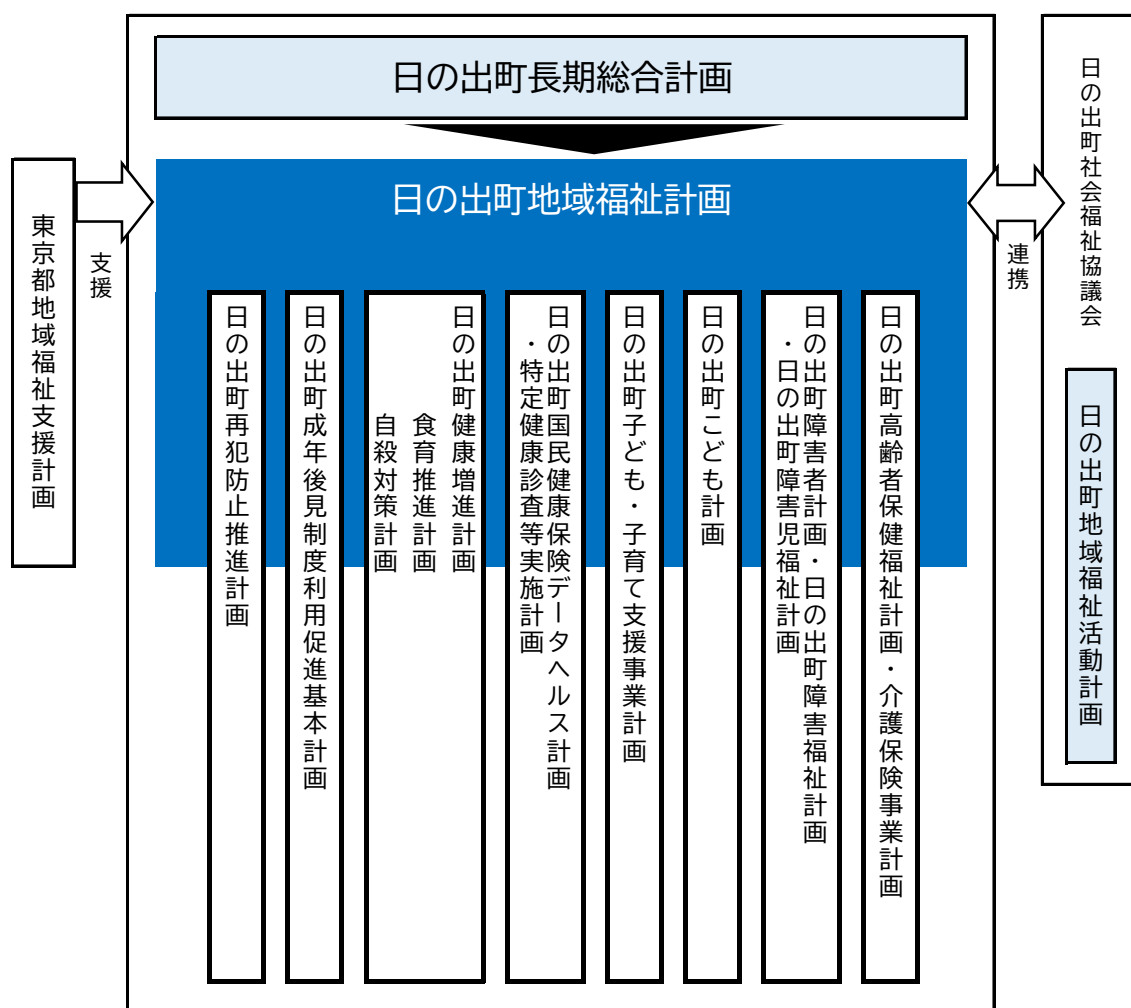
※「自助」「互助」「共助」「公助」でそれぞれ重なる部分は少し色が濃くなっています

3

計画の位置づけと計画期間

本計画は、社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）に基づく法定計画であり、日の出町長期総合計画を上位計画として、その理念や将来都市像、施策に掲げる目標等を踏まえて策定します。また、国及び東京都がそれぞれに策定する関連の計画や、町が策定した各種計画との整合・連携を図ります。

また地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を定める上位計画として位置づけ、既存の各種保健福祉計画との整合を図ります。なお、本計画は、再犯防止推進法の趣旨及び第 8 条第 1 項の規定を鑑み、再犯防止に関する施策を取りまとめた「日の出町再犯防止推進計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第 23 条第 1 項に基づき施策の総合的・計画的な推進の取組を取りまとめた「日の出町成年後見制度利用促進基本計画」の内容を内包します。



本計画の期間は、令和 8 (2026) 年度から令和 11 (2029) 年度までの 4 年間としています。ただし、期間内であっても、社会情勢の変化、地域の実情などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

4

基本理念(町の目指す姿)

第六次日の出町長期総合計画（基本構想・前期基本計画）では、「みんなでつくろう日の出町『暮らしたくなるまち』の実現」を町の将来像に掲げ、自然と都市が調和した便利で快適なまちの実現、また、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、安心して人がつながり、支えあう地域をつくるとともに若い世代からも選ばれるまちに向けた取組を進めることで、誰もが暮らしたくなるまちの実現を目指します。

その中で、地域福祉の充実においては、誰もが支援の担い手となり、地域全体で支えあうことで、複雑な課題を抱える人が必要な支援につながっている町を目標にしています。

本計画では、上位計画である日の出町長期総合計画をはじめ、日の出町の地域福祉をめぐる課題や、これまでの地域福祉分野における取組等を踏まえ、次の基本理念のもと、地域福祉の推進を図ります。

みんなで支えあい、だれもが安心して暮らせる

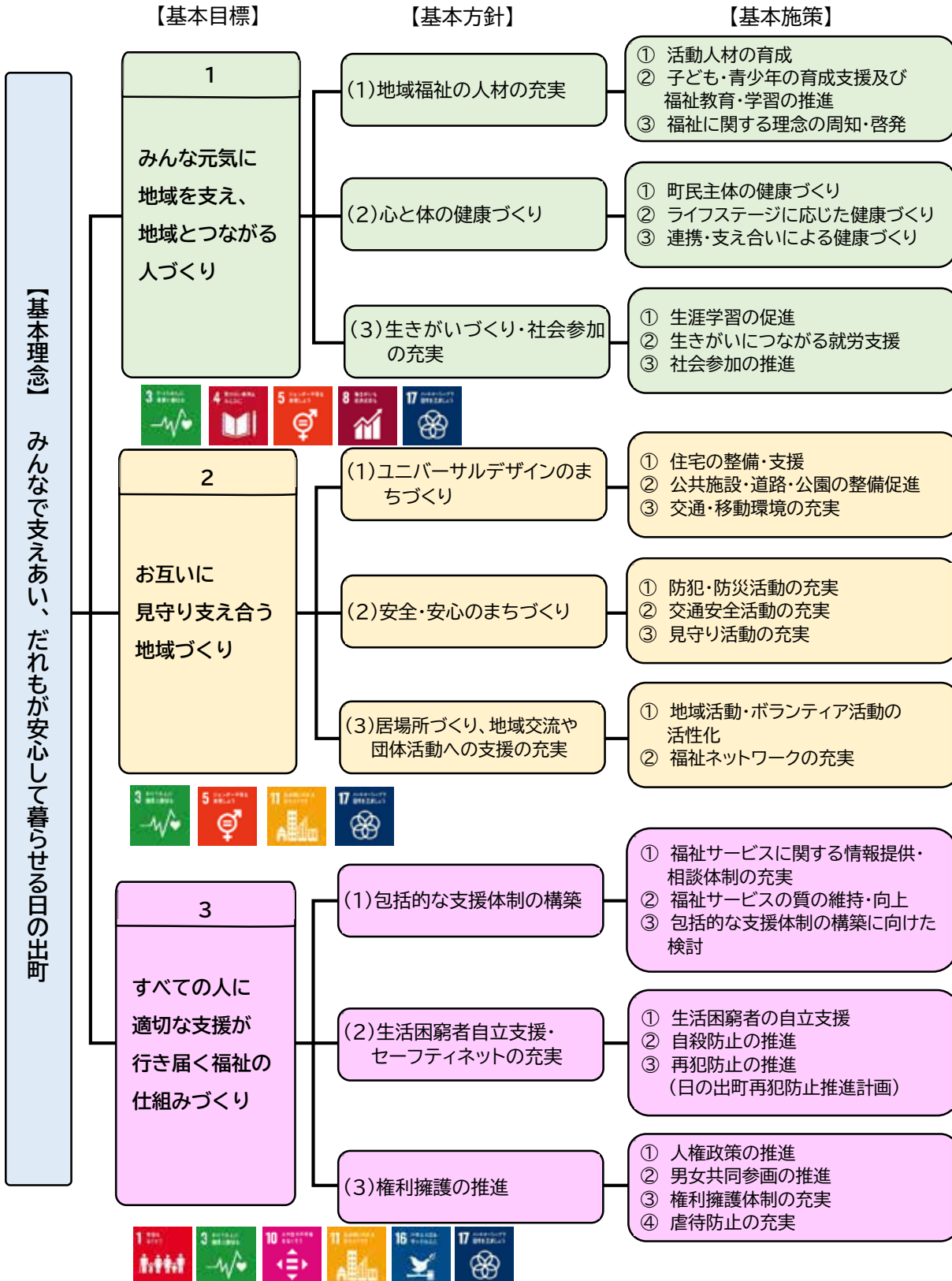
日の出町

SDGsと地域福祉では、「すべての人に健康と福祉を」（目標3）や「住み続けられるまちづくり」（目標11）などを通じて深く関係しています。地域福祉の推進は、SDGsが目指す「誰一人取り残さない」社会の実現に不可欠であることから、お互いに補完しあって、地域課題に取り組むことで、より包括的で持続可能な地域社会の構築を目指していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本理念の実現に向け、3つの基本目標を定め、基本方針に沿って基本施策を進めます。



6

施策の展開（方向性と町の主な取組）

基本目標1 みんな元気に地域を支え、地域とつながる人づくり

基本方針1	地域福祉の人材の充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○担い手の発掘・育成・定着に向けて、ボランティア養成講座等の研修への支援、住民の参加促進に向けた周知を進めます。 ○都や関連機関等との連携を進め、福祉人材の確保・育成を目指すとともに、人と人をつなぐコーディネーター人材の発掘・育成のサポートを進めます。 ○こどもの頃からの福祉に対する意識の向上を図るため、学校での福祉教育に関する取組の充実を図ります。 ○地域共生社会の理念の周知・啓発に向けて、既存の広報誌等を活用するとともに、各種イベントに合わせた周知・PR等を進めます。
町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○活動人材の育成 ○子ども・青少年の育成支援及び福祉教育・学習の推進 ○福祉に関する理念の周知・啓発

基本方針2	心と体の健康づくり
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○町民主体の健康づくりに向けて、健康づくりに関する知識の普及・啓発を進めるとともに、主体的な健康づくり活動を支援します。 ○乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた健康づくりへの取組を進めます。 ○町民一人ひとりが健康に関心を持ち、主体的に取り組めるよう、健康づくりに関する団体等と連携しながら、健康を守るための環境づくりを進めます。
町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○町民主体の健康づくり ○ライフステージに応じた健康づくり ○連携・支え合いによる健康づくり

基本方針3	生きがいづくり・社会参加の充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○町民一人ひとりが自発的な学習を通じて生きがいのある生活を送れるよう、各種機会を提供します。 ○関連機関と連携し、就労の場の確保に努めます。 ○多世代交流の場や社会参加の機会の創出に向けて、各種情報提供を進めるとともに、生きがいや地域の人々との交流につながるよう、環境づくりを進めます。
町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習の促進 ○生きがいにつながる就労支援 ○社会参加の推進

基本目標2 **お互いに見守り支え合う地域づくり**

基本方針1	ユニバーサルデザインのまちづくり
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人や高齢者等に対応した住宅のバリアフリー化のため、各種助成を進めます。 ○「日の出町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを進めます。 ○全ての人々が安心して気軽に外出・移動できるよう、各種支援を進めます。
町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅の整備・支援 ○公共施設・道路・公園の整備促進 ○交通・移動環境の充実

基本方針2	安全・安心のまちづくり
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○住民が犯罪に巻き込まれることがないように、注意勧告や啓発活動を進めるとともに、地域住民主体の防犯活動を支援します。 ○自治体、自主防災組織、消防団等への活動を支援します。 ○災害時の迅速な支援体制の整備や住民への制度の周知を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> ○警察署や防犯協会等と連携し、交通安全活動の充実を目指します。 ○地域全体での見守り支え合う仕組み（見守りのネットワーク）を強化・充実します。
町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯・防災活動の充実 ○交通安全活動の充実 ○見守り活動の充実

基本方針3	居場所づくり、地域交流や団体活動への支援の充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での活動のきっかけづくりとなるよう、世代を超えて気軽に集うことができる居場所や仕組みの創出を検討していきます。 ○庁内の横断的な体制の強化、地域の多様な主体との連携・協働体制を強化します。
町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動・ボランティア活動の活性化 ○福祉ネットワークの充実

基本目標3 **すべての人に適切な支援が行き届く福祉の仕組みづくり**

基本方針1	包括的な支援体制の構築
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが入手しやすい形で福祉サービスに関する情報提供を進めます。 ○福祉に関する総合的な相談窓口を進めます。 ○東京都等と連携しながら、福祉サービスの質の維持・向上を図ります。 ○地域住民の複雑化した支援ニーズに対応できるよう、包括的な支援体制づくりを進めます。
町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービスに関する情報提供・相談体制の充実 ○福祉サービスの質の維持・向上 ○包括的な支援体制の構築に向けた検討

基本方針 2	生活困窮者自立支援・セーフティネットの充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○西多摩福祉事務所等と連携し、各種支援につなげていきます。 ○自殺対策を総合的に推進するため、5つの基本施策を定め、「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に取り組んでいきます。 ○地域の状況に合わせた再犯防止施策を進め、犯罪被害の防止や地域社会の安全・安心の確保を目指します。
町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者の自立支援 ○自殺防止の推進 ○再犯防止の推進（日の出町再犯防止推進計画）

基本方針 3	権利擁護の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○人権に関する啓発活動を進めるとともに、総合相談を通じて、個別相談にも対応していきます。 ○男女共同参画に関する情報を広く周知します。 ○高齢者や障がいのある方などが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉サービスや成年後見制度の利用に関する支援機関として「成年後見センターひので」があり、今後推進機関から中核機関へ移行し、機能強化に取り組んでいきます。 ○専門家等と連携・協力のもとに、虐待防止対策充実を図ります。
町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○人権施策の推進 ○男女共同参画の推進 ○権利擁護体制の充実（成年後見制度利用促進計画） ○虐待防止の充実

7

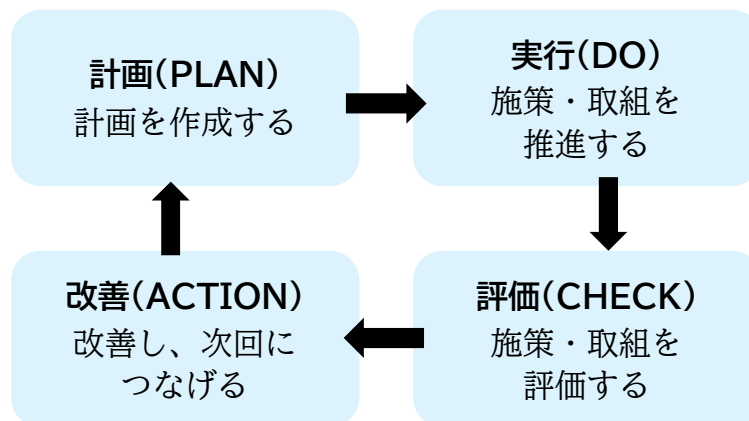
計画の推進・進行管理(策定後の流れ)


地域福祉は、地域に関わる全ての人々が主体となって推進していくことが重要です。そのため、本計画については広報誌や公式ホームページを通じて広く浸透を図ります。

また、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との連携を図るとともに、地域福祉を担う団体である、民生・児童委員協議会、日の出町自治会長連合会、NPO、ボランティア団体等との協力体制の強化を進め、計画を推進していきます。

さらに、地域住民の抱える多様かつ複合的な生活課題に対して、全庁的に連絡・調整を図りながら、施策・事業を推進していきます。

本計画は、総合計画における福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、他の福祉計画における上位計画としての性格を持ちます。そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の推進が効果的に展開されるよう整合を図ります。また PDCA サイクルを通じて、施策や取組の効果等を評価し、社会状況等の変化も踏まえつつ、必要に応じて取組等を改善し、事業を展開していきます。





第二期日の出町地域福祉計画【概要版】

発行 令和8年2月 日の出町

企画・編集 日の出町福祉課

〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地

TEL : (042) 597-0511 (代) FAX : (042) 597-4369

町長報告第8号

件 名 空き家対策諸施策に関する制度の見直しについて

担 当 課 まちづくり課

令和8年2月27日報告

本報告は、町内の空き家問題に関する取り組みとして、「日の出町空き家バンク実施要綱」および「日の出町若者世代空き家利活用リノベーション等補助金交付要綱」の改正についてご報告申し上げます。

空き家バンク等の制度についてですが、令和6年10月1日制度開始以来、物件登録が進まないという課題がありました。現行の要綱では、登録要件として「昭和56年6月1日以降の耐震基準を満たすこと」が求められており、町内の多くの空き家がこの基準を満たしておりません。このため、空き家の所有者や登録希望者が制度を利用できない状況が続いておりました。この課題を解決するため、空き家バンクの登録要件を見直し、耐震基準を満たさない空き家も登録可能といたします。これにより、空き家の利活用が進み、より多くの物件が登録されることが期待されます。

さらに、若者世代の定住促進を図るため、「日の出町若者世代空き家利活用リノベーション等補助金交付要綱」を改正し、賃貸借物件も補助の対象に加えることといたします。これにより、賃貸希望者にも選択肢が広がり、空き家バンクの利用促進が進むことが期待されます。

なお、各改正要綱の施行日は、令和8年4月1日といたします。

これからも空き家バンク制度の活用を進め、持続可能な地域づくりを目指してまいります。